

數を示せば左の如し。

減失其の他に依り現存を認め難き建物調書

登記簿の冊數	登記番號	所 在	建 物	所 有 者 氏 名

減失其の他に依り現存を認め難き建物件數

東京市長施行地區

地區名	件數	備 考	地區名	件數	備 考	地區名	件數	備 考
一	一、八六九 <small>件</small>		一八	一、九三九 <small>件</small>		二八	一、八〇二 <small>件</small>	二長町出張所
二	九四三		一九	一、八五五		二九	一、二二一	富士見町出張所
三	三		二〇	二、二〇四		三〇	一、八六八	富士見町出張所
四	二〇		二一	一、六五四		三一	一九三	
五	二四		二二	三、二四六		三二	四	
六	二四		二三	一、五八四	東京區裁判所 赤羽町出張所	三三	八	
七	一八三		二四	二、五七七		三四	九	
八	三三	東京區裁判所 二長町出張所	二五	一、六三〇		三五	八	
九	三三	東京區裁判所 二長町出張所	二六	一、八四五		三六	一〇	
一〇	三三	東京區裁判所 二長町出張所	二七	一		三七	一〇	
一一	三三	東京區裁判所 二長町出張所	二八			三八	一〇	
一二	三三	東京區裁判所 二長町出張所	二九			三九	一〇	
一三	三三	東京區裁判所 二長町出張所	三〇			四〇	一〇	
一四	三三	東京區裁判所 二長町出張所	三一					
一五	三三	東京區裁判所 二長町出張所	三二					

甲 第九章 登記及地價配賦

四八	四七	四六	四五	四四	四三	四二	四一
三	一	五	三	三	六	一	一
五七	五六	五五	五四	五三	五二	五一	五〇
七	二	三	三	五	九	一	一
		小計	六六	六二	六一	六〇	五九
		三、四二	六	五	八	九	一八

内務大臣施行地區

一六	一四	一三	一二	一〇	六
六八	二、四三	二、四七	一、元一	四、八四 七	一、件
				東京區裁判所 二長町出張所 林町出張所	
五八	四九	三六	三四	三一	一七
四	一	四	三	六	二、五七 七件
		市國總計	小計	六五	六四
		四、四四	一五、三三	一五	一八一
				五、二六 件	

第四項 登記の囑託及完了

土地に關する登記囑託及建物に關する登記囑託は同時に之を爲すべき規定なるも、區劃整理の當初に於て地區内全部の建物の移轉終了は、換地處分告示後少くとも數箇月の日子を要する見込なりしを以て、建物に關する囑託書は土地に關する囑託書と分離し、移轉終了を俟ちて囑託したき旨司法省に協議したりしが、同省より法規通取扱はれたき旨回答ありたり、然るに前項に述べたる如く、建物に關する囑託書作成に日數を要したるが爲、土地竝建物囑託書を所轄登記所に提出せしは、換地處分告

第四項 登記の囑託及完了

土地に關する登記囑託及建物に關する登記囑託は同時に之を爲すべき規定なるも、區劃整理の當初に於て地區内全部の建物の移轉終了は、換地處分告示後少くとも數箇月の日子を要する見込なりしを以て、建物に關する囑託書は土地に關する囑託書と分離し、移轉終了を俟ちて囑託したき旨司法省に協議したりしが、同省より法規通取扱はれたき旨回答ありたり、然るに前項に述べたる如く、建物に關する囑託書作成に日數を要したるが爲、土地並建物囑託書を所轄登記所に提出せしは、換地處分告示後早きも一箇月にして、遅きは數箇月に及びたり。

登記所は右囑託書を受領するや相當期間調査の上始めて囑託書を受理し、變更登記の處理を爲したる時は其の旨整理施行者に通知し來るを以て、整理施行者は公告其の他の方法に依り之を關係者に周知せしめたり。

換地處分告示の日より此の登記完了に至る迄の間は、土地及建物に關する登記の停止せらるゝ期間なるを以て、極力之が短縮に協力したるも、其の結果を見るに平均約四箇月にして、最短は第六地區の半箇月、最長は第二十地區の一箇年なり、尤も第二十地區の著しく遅延したるは、換地處分と同時に町界及地番整理を行ひ、區劃整理登記としては新例に屬し、登記簿處理に時日を要したるに依る。換地處分告示、登記囑託書受理及登記完了の月日を表示すれば左の如し。

登記囑託並完了一覧表

東京市長施行地區

地區名	換地處分告示年月日	登記囑託書受付年月日	登記完了年月日	一般登記期間	備考
一	昭和三年二月二〇日	昭和三年三月八日	昭和三年三月六日	約一箇月	

甲 第九章 登記及地價配賦

二六	二五	二四	二三	二二	二一	二〇	一九	一八	一五	一一	九	八	七	五	四	三	二
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	昭和四、六、二五
四、四、二五	四、一、二五	四、八、二四	四、〇、三	五、二、六	四、一、二五	五、三、四	三、七、二六	四、一〇、五	四、三、三三	四、一、二四	四、二、元	五、二、六	四、七、八	四、四、七	二、四、二	三、三、三	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	昭和四、八、二六
四、六、一〇	四、二、〇	四、〇、〇	四、二、三	五、六、三	四、二、三	五、二、三	三、〇、九	四、二、二	四、五、七	五、四、一〇	五、五、四	五、四、三	四、九、四	四、七、三	二、四、六	三、六、六	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	昭和四、九、二六
四、七、五	四、三、六	四、二、八	四、二、七	五、〇、三	四、四、六	六、三、二	三、三、一	五、一、二	四、七、〇	五、五、二	五、四、五	五、八、一	四、九、〇	四、九、七	二、五、〇	三、六、三	約
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	三箇月
二箇月半	二箇月	二箇月半	二箇月	九箇月	三箇月	一箇年	四箇月	四箇月	三箇月半	六箇月半	五箇月	一箇月	二箇月半	五箇月	一箇月	三箇月	
			東京區裁判所 赤羽町出張所							東京區裁判所 二長町出張所 林町出張所				富士見町出張所 二長町出張所			

三〇	二九	二八	二七
同	同	同	
三、二、一	四、三、六	三、六、元	
同	同	同	
三、二、九	四、五、二	三、八、七	
同	同	同	
四、二、九	四、六、五	三、三、五	
同	同	同	
三箇月半	三箇月	六箇月	
富士見町出張所	二長町出張所 富士見町出張所		

甲 第九章 登記及地價配賦

四八	四七	四六	四五	四四	四三	四二	四一	四〇	三九	三八	三七	三五	三三	三二	三〇	二九	二八	二七
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
四、四、二五	三、二、五	三、五、二元	五、一、二元	五、一、二元	三、七、二元	三、三、二元	四、九、二元	四、九、二元	四、六、二元	四、七、四	四、五、二元	四、一、二元	四、一、二元	五、二、六	三、一、一	四、三、六	三、六、一元	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
四、六、五	三、二、六	三、九、三	五、七、九	五、六、九	三、一、三	三、六、三	四、二、八	四、三、五	四、九、二元	四、一、三	四、八、二元	五、二、一〇	五、五、二	五、七、三	三、三、九	四、四、二	三、八、七	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
四、七、三	三、三、七	三、一〇、三	五、八、四	五、八、四	三、三、三	三、七、元	五、一、三	五、一、三	四、一〇、三	四、三、二	四、九、二元	五、三、三	五、五、三〇	五、九、二五	四、四、九	四、六、五	三、二、五	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
三箇月	二箇月	五箇月	七箇月半	六箇月半	四箇月半	四箇月	四箇月半	四箇月	四箇月半	五箇月半	四箇月	四箇月半	六箇月	八箇月	三箇月半	三箇月	二箇月	六箇月

二長町出張所
富士見町出張所
二長町出張所
富士見町出張所

五〇	昭和一、二六	昭和四、二、三三	昭和四、三、三〇	約	二箇月	
五一	同 四、三、二〇	同 四、五、二七	同 四、六、三三	同	二箇月半	
五二	同 四、六、一八	同 四、九、五五	同 四、一、三三	同	五箇月	
五三	同 四、一〇、三三	同 五、二、三三	同 五、三、三三	同	五箇月	
五四	同 四、七、六六	同 四、一〇、五五	同 四、三、七七	同	五箇月半	
五五	同 四、六、二二	同 四、七、二〇	同 四、九、五五	同	二箇月半	
五六	同 四、一〇、一〇	同 四、一、二六	同 四、三、二七	同	二箇月半	
五七	同 四、二、二五	同 五、二、三三	同 五、四、二七	同	五箇月半	
五九	同 四、七、二〇	同 四、二、二五	同 四、三、三三	同	五箇月	
六〇	同 四、一、一四	同 四、一、二六	同 四、二、二五	同	二箇月半	
六一	同 四、二、二五	同 四、四、一四	同 四、五、三三	同	二箇月半	
六二	同 三、七、三三	同 三、一〇、四四	同 三、二、二五	同	四箇月	
六六	同 三、三、三三	同 三、八、二〇	同 三、九、二五	同	六箇月	

內務大臣施行地區

六	大正五年二月一日	大正五年二月一日	大正五年二月六日	約	半箇月	東京區裁判所
一〇	昭和四年三月三三	昭和四年四月九	昭和四年四月七	同	八箇月	二長町出張所
		同 四、四、三〇	同 四、七、二〇	同	三箇月半	林町出張所
		同 四、四、三三	同 四、七、二六	同	六箇月	

一二	同 二、六、三三	同 二、八、一八	同 二、九、三三	同	二箇月半	
一三	同 三、四、三〇	同 三、九、二九	同 三、一、二五	同	六箇月半	
一四	同 三、三、三三	同 三、八、二六	同 三、八、二九	同	五箇月	
一六	同 二、六、二二	同 二、八、三三	同 二、九、三三	同	三箇月半	
一七	同 三、五、三三	同 三、一、三三	同 三、三、三三	同	三箇月	

一〇 昭和四、三、三三 同 昭和四、七、二六 同 昭和四、二、一五 同 八箇月
 同 昭和四、九、三〇 同 昭和四、七、二〇 同 三箇月半
 同 昭和四、九、七 同 昭和四、七、二〇 同 六箇月
 東京區裁判所
 二長町出張所
 林町出張所

一二	同	二、六、三	同	二、八、八	同	二、九、三	同	二箇月半
一三	同	三、四、三〇	同	三、九、九	同	三、二、一五	同	六箇月半
一四	同	三、三、三三	同	三、八、六	同	三、八、九	同	五箇月
一六	同	二、六、二	同	二、八、三	同	二、九、三	同	三箇月半
一七	同	三、〇、三	同	三、一、三	同	三、三、三	同	三箇月
三一	同	四、三、三	同	四、六、六	同	四、八、三	同	五箇月
三四	同	四、二、三	同	四、五、八	同	四、七、〇	同	四箇月半
三六	同	四、一、四	同	四、三、六	同	四、四、〇	同	三箇月
四九	同	三、〇、八	同	三、一、一	同	三、三、七	同	二箇月
五八	同	三、三、三	同	三、六、六	同	三、七、五	同	四箇月
六三	同	二、六、二〇	同	二、八、三	同	二、九、三	同	二箇月半
六四	同	二、三、五	同	三、五、五	同	三、六、三〇	同	六箇月半
六五	同	三、三、一	同	三、五、三	同	三、六、五	同	三箇月

第五項 登記完了後の處理

土地及建物に關する區劃整理登記の囑託に付ては誤謬なきを期したるも、尙登記完了後に於て更正囑託を要するものを生じたり、而して之が更正は囑託者即ち整理施行者に於て爲すべきものなるを以て、昭和四年四月關係登記官吏と協議會を開き左の如き申合を爲したり。

- 一 單に地番、地目及面積等の誤記にして換地處分の内容に異動を生ぜざる場合(建物登記を含む)

「別紙第一號様式に依る」

二 換地處分の内容に異動を生じたる場合
別紙第二號様式に依る但し換地處分の訂正届を復興局に於て受理したる證明又は變更認可書の寫を添付のこと

(第一號様式)

數冊簿記登	一	數冊簿記登	更正前
號番記登	六	號番記登	不動產ノ表示
號番位順		號番位順	
土地ノ表示	芝區西久保巴町 六番 木造瓦葺貳階建 壹棟 建坪 五拾六坪 外貳階 五拾坪	芝區西久保巴町 八番 木造瓦葺貳階建 壹棟 建坪 五拾六坪 外貳階 五拾坪	更正後
土地ノ表示			
種別符號			
部換分			
數冊簿記登			
號番記登			
號番位順			
住所氏名			
備考			

(第二號様式)

從前ノ土地	換地
土地ノ表示	換地ノ上ニ指定セ ラレタル外既登記ノ 所有權以外ノ權利 又ハ處分ノ制限 種別符號
種別符號	種別符號
部換分	部換分
數冊簿記登	數冊簿記登
號番記登	號番記登
號番位順	號番位順
住所氏名	換地ノ交付ヲ 受ケタル者ノ 住所氏名
備考	備考

(第二號様式)

一 五	芝區西久保巴町 拾四番ノ壹 宅地 百貳坪九合五勺	芝區西久保巴町 貳拾壹番 宅地 九拾坪參合六勺	芝區西久保巴町 四拾壹番地 坂野觀司	換地ノ交付ヲ 受ケタル者ノ 住所氏名	備 考	從前ノ土地	換地	種別符號	數冊簿記登	號番記登	號番位順
						土地ノ表示	土地ノ表示	種別符號	數冊簿記登	號番記登	號番位順
一 五	芝區西久保巴町 拾四番ノ壹 宅地 百貳坪九合五勺	芝區西久保巴町 貳拾壹番 宅地 九拾坪參合六勺	芝區西久保巴町 四拾壹番地 坂野觀司	換地ノ交付ヲ 受ケタル者ノ 住所氏名	備 考	從前ノ土地	換地	種別符號	數冊簿記登	號番記登	號番位順
一 五	芝區西久保巴町 拾四番ノ壹 宅地 百貳坪九合五勺	芝區西久保巴町 貳拾壹番 宅地 九拾坪參合六勺	芝區西久保巴町 四拾壹番地 坂野觀司	換地ノ交付ヲ 受ケタル者ノ 住所氏名	備 考	從前ノ土地	換地	種別符號	數冊簿記登	號番記登	號番位順

添付書類

一 換地説明書

一 圖 面

登記完了後更正したる件數は市長施行地區に於ては土地十一件、建物百三件、合計百十四件に上れ

甲 第九章 登記及地價配賦

甲 第九章 登記及地價配賦
 り、今之を地區別に掲ぐれば次の如し。

更正登記囑託件數

昭和六年十二月末日現在

二 三	二 三	二 二	二 〇	一 九	一 八	一 五	一 一	一 九	八	七	五	二	一	地 區
														土
									一		一			地 建
六	四	四	五	五	六	七	一	五	九	一	七	五	一	物
四 一	四 〇	三 九	三 八	三 七	三 五	三 二	三 一	三 〇	二 九	二 八	二 六	二 五	二 四	地 區
														土
	一		一											地 建
五	一 五	三	一 五	三	五	五	一	六	一	四	七	四	四	物
五 七	五 六	五 五	五 四	五 三	五 二	五 〇	四 八	四 七	四 六	四 五	四 四	四 三	四 二	地 區
														土
						一			二					地 建
六	三	五	一	二	四	一	三	四	七	八	一 五	二	六	物

六 〇	五 九													
一														
七	三													
六 六	六 二													
三														
一	一													
合	計													
二														
三														

一三	一三
一	一
六	四
四一	四〇
一	一
五	一五
五七	五六
一	一
六	三

六〇	五九
一	一
七	三
六六	六二
二	一
一	一
合計	
二	
三三	

第二節 地價配賦

第一項 概 説

土地區劃整理施行の結果、地區内土地の地籍に當然異動を生ずるを以て、所轄稅務署の土地臺帳は換地處分に基き改訂せらるべきものとす、之が爲整理施行者は土地區劃整理の施行に付所轄稅務署長に對して、區劃整理施行申告、工事著手届及工事完了届の提出を要し耕地整理法施行規則第十條、第十一條參照又整理後各筆の法定地價は換地處分の目的事項に非らざるを以て、整理施行者は別に地區内整理前の地價總額の範圍内に於て、整理後各筆に對する地價配當案を作成し、稅務署長の認可を受くるを要す耕地整理法施行規則第十六條參照)

地價配當案は組合施行の場合之を組合總會に附議するの例に準じて、土地區劃整理委員會に諮問すべきものなりや否や疑義ありたるも、復興局に於て諮問を要せざることに決定せられたり(關係例規參照)

區劃整理施行區域に於ける地價配賦事務は、東京稅務監督局管内の神田橋稅務署外八稅務署の所管に屬す、今稅務署別所屬地區を掲ぐれば次の如し。

税務署名	内務大臣施行地區	市長施行地區
神田橋税務署	六 一〇の内神田區分	一、二、三、四、五、七、八、九の内神田區分 二三の内麴町區分、二九の内神田區分、三〇の内神田區分
永代橋税務署	一〇の内日本橋區分、一一 一三、一四、一六	九の内日本橋區分 一一、一五
京橋税務署	一七	一八、一九、二〇、二二、二三
幸橋税務署		二三の内芝區分、二四、二五、二六
水道橋税務署		二八、二九の内本郷區分、三〇の内本郷區分
既橋税務署	三一、三四、三六	三〇の内下谷區分、三一、三三、三五、三七、三八、三九、四〇、四一、四二、四三
兩國橋税務署	一〇の内本所區分 四九、五八	四四、四五、四六、四七、四八、五〇 五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五九、六〇
板橋税務署	六三、六四	
龜戸税務署	六五	

第二項 税務署長に對する申告及届出

土地區劃整理を施行するに付て整理施行者は、土地區劃整理施行地區の告示と同時に、所轄税務署に區劃整理施行申告を爲し、工事に著手したる時及工事を完了したる時は、其の都度工事著手届又は工事完了届を提出すべきものとす、而して區劃整理施行申告書は直に耕地整理法施行規則第十條の規定

板橋 稅務署	六三、六四
龜戶 稅務署	六五

第二項 稅務署長に對する申告及届出

土地區劃整理を施行するに付て整理施行者は、土地區劃整理施行地區の告示と同時に、所轄稅務署に區劃整理施行申告を爲し、工事に著手したる時及工事完了したる時は、其の都度工事著手届又は工事完了届を提出すべきものとす、而して區劃整理施行申告書は直に耕地整理法施行規則第十條の規定に依り難きものありしを以て、特に東京稅務監督局と協議の結果左記の如く定めたり。

- 一 整理施行地區内土地の所在及水面の位置面積
 - 二 土地區劃整理施行地區告示年月日又は其の變更告示年月日
 - 三 耕地整理法第十五條第一號該當地の見積地價調書
 - 四 工事著手の豫定期
 - 五 換地處分告示の豫定期
 - 六 現形圖(六百分之一)
- 各地區に於ける區劃整理施行申告、工事著手届及工事完了届の提出年月日を掲ぐれば左の如し。

東京市長施行地區

地區名	施行申告	工事著手	工事完了	地區名	施行申告	工事著手	工事完了
一	大正二五年二月二日	大正二五年二月二日	昭和三年三月二日	四	大正二五年二月八日	大正二五年二月八日	昭和二年四月三日
二	昭和二年二月五日	昭和二年二月五日	同 四年六月七日	五	昭和二年一月七日	昭和二年一月七日	同 四年四月六日
三	大正二五年二月二日	同 二年二月二日	同 三年六月六日	七	同 二年二月三日	同 二年二月三日	同 四年七月九日

八	大正三、九、八	昭和三、九、八	昭和五、二、六	三五	大正五、七、五	大正五、七、五	昭和四、二、一
九	同 三、九、九	同 三、九、九	同 四、二、五	三七	同 一五、七、五	同 一五、七、五	同 四、七、六
一一	同 二、六、二	同 二、六、二	同 四、二、八	三八	同 一五、七、五	同 一五、七、五	同 四、七、九
一五	同 二、二、六	同 二、二、六	同 四、三、七	三九	昭和三、九、六	昭和三、九、六	同 四、六、二
一八	同 三、五、五	同 三、五、五	同 四、〇、九	四〇	同 四、六、五	同 四、六、五	同 四、〇、四
一九	同 二、一、九	同 二、一、九	同 三、七、九	四一	同 二、三、九	同 三、二、九	同 四、〇、四
二〇	同 三、六、九	同 三、六、九	同 五、七、三	四二	同 二、四、六	同 二、四、六	同 三、六、五
二一	同 三、一、三	同 三、一、三	同 四、一、九	四三	大正五、七、七	大正五、七、七	同 三、〇、五
二二	同 三、六、九	同 三、六、九	同 五、七、三	四四	昭和三、三、四	昭和三、三、四	同 五、一、五
二三	同 三、五、五	同 三、五、五	同 四、一、四	四五	同 二、三、三	同 二、三、三	同 五、六、八
二四	同 三、五、六	同 三、五、六	同 四、八、六	四六	大正五、八、二	大正五、八、二	同 三、五、〇
二五	同 三、六、九	同 三、六、九	同 四、一、九	四七	同 一五、八、三	同 一五、八、三	同 三、三、〇
二六	同 三、六、九	同 三、六、九	同 四、四、七	四八	昭和二、九、二	昭和二、九、二	同 四、四、七
二七	—	—	—	五〇	大正五、〇、四	大正五、〇、四	同 四、二、三
二八	同 二、五、四	昭和二、五、四	同 三、六、八	五一	昭和三、三、五	昭和三、三、五	同 四、三、七
二九	同 二、四、六	大正五、二、五	同 四、三、六	五二	大正五、八、三	大正五、八、三	同 四、六、二
三〇	大正五、二、二	同 一五、二、二	同 三、二、四	五三	同 一五、八、二	同 一五、八、二	同 四、二、二
三二	昭和四、五、三	昭和四、五、三	同 五、二、七	五四	同 一五、九、四	同 一五、九、四	同 四、七、三
三三	大正五、六、六	大正五、六、六	同 四、二、〇	五五	同 一五、七、七	同 一五、七、七	同 四、七、三

五六	昭和二、一、二	昭和二、一、二	同 四、〇、二	六一	大正五、八、三	大正五、八、三	同 四、二、六
五七	同 二、六、五	同 二、六、五	同 四、二、七	六二	昭和二、四、九	昭和二、四、九	同 三、八、二
五九	同 二、一、二	同 二、一、二	同 四、八、三	六六	同 三、七、五	同 二、三、九	同 二、三、九
六〇	同 二、四、五	同 二、四、五	同 四、一、三				

三二	昭和四、五、三	昭和四、五、三	同	五、二、七	五四	同	一五、九、四	同	一五、九、四	同	四、七、三
三三	大正五、六、六	大正五、六、六	同	四、二、三〇	五五	同	一五、七、七	同	一五、七、七	同	四、七、三

五六	昭和二、一、二	昭和二、一、二	同	四、一〇、二	六一	大正五、八、三	大正五、八、三	同	四、二、六
五七	同 二、六、五	同 二、六、五	同	四、二、七	六二	昭和二、四、九	昭和二、四、九	同	三、八、二
五九	同 二、一、二	同 二、一、二	同	四、八、三	六六	同 三、七、五	同 二、三、九	同	二、三、九
六〇	同 二、四、五	同 二、四、五	同	四、一、三					

内務大臣施行地區

六	大正五、二、二	大正五、二、二	大正五、一〇、七	三一	大正四、四、八	大正五、一、六	昭和四、七、三〇
一〇	同 一四、二、六	同 一五、〇、五	昭和四、一〇、一〇	三四	同 一四、五、七	同 一五、四、九	同 四、五、一
一二	同 一四、六、三	同 一四、六、三	同 二、六、〇	三六	同 一四、四、三	同 一五、四、九	同 四、二、四
一三	同 一四、二、五	同 一四、二、一	同 三、八、六	四九	同 一四、七、〇	同 一四、七、〇	同 三、一〇、八
一四	同 一四、七、六	同 一五、四、三	同 三、八、六	五八	同 一四、七、五	同 一四、九、二	同 三、三、三
一六	同 一四、六、三	同 一四、二、二	同 四、六、三	六三	同 一四、四、七	同 一四、四、七	同 二、六、六
一七	昭和二、三、七	昭和二、三、七	同 三、二、六	六四	同 一四、四、七	同 一四、四、七	同 二、八、三
				六五	同 一四、七、四	同 一四、九、四	同 三、三、二

第三項 地價配當案の作成

地價配賦は配當すべき地價總額を整理後の各筆に配當するものにして、之が配當案作成の爲整理前後の地目別面積、整理前の地價並整理後の各筆指數を調査し、之に依りて配當すべき地價總額及配當地價額を算定し、各筆配當調書を作成せり。

第一 整理前後の地目別面積整理前の地價並整理後の各筆指數調査

整理前後の土地面積中有租地及免租地に付ては、換地説明書に依り一筆毎に「カード」を作製し、之を各種の土地に關する臺帳に照合し、公共用地に付ては土地補償金調査附屬書類たる「整理前後面積及指數調査」に依り調査し、尙耕地整理法第十三條に依る控除地價額算出上整理前の實測面積を必要とせるを以て、更正面積調査に依り之を調査せり。

整理前地價は、免租年期地に付ては工事著手の際の設定見積額、都市計畫法施行令第二十條該當地（第四出張所管内に於て田畑より宅地に地目變換したる土地及池沼を開墾し宅地と爲したる土地ありたるに依る）に付ては工事完了の際隣地に比準して修正したる見積額、其の他の土地に付ては土地臺帳登録額に依り、整理後の指數は土地各筆清算書に基き調査したるものを綜合し、地價配當案の基準となるべき調査を左記様式に依りて作製したり。

第何地區整理前後面積對照表

區分地目	整理前		整理後	
	臺帳面積 實測面積	臺帳面積ニ對スル實測面積	臺帳面積 實測面積	臺帳面積ニ對スル實測面積
有租地	坪	坪	坪	坪
住宅地	坪	坪	坪	坪
計				
耕地整理法第十四條第四項該當地				
民有免租地				
道路				
墓地				

計	
市有免租地	
墓地	
道路	
河岸地	

項該當地以外ノ 免租地	校公 敷立 地學	官 有 地

合 計	特別都市計畫法 第七條第一項及 耕地整理法第十 一條第一項第二 項該當地					計						
	公 園	溝 渠	河 川 運 河	道 路	計	軌 道 用 地	鐵 道 用 地	共 同 物 揚 場	墓 地	用 公 衆 食 堂 地	警 視 廳 用 地	

第二 配當地價總額の決定

配當すべき地價總額は土地臺帳面記載の地價合計額にあらず、耕地整理法第十三條及特別都市計畫法施行令第三十八條の所謂現地價の合計額にして、即ち各筆の現地價の合計額より區劃整理に依り減歩したる有租地面積に地區平均價額を乗じたる額を控除したる額とす、而して各筆の現地價は左記各に依れり。

- 一 開墾又は地目變換したるものは、工事完了のとき従前の地域に依り修正したる地價
- 二 地租を課せざる土地を地租を課すべき土地と爲したるものは、工事完了のとき従前の地域に依り設定したる地價
- 三 年期地にして工事著手の際地價を修正し又は設定したるものに付ては、其の修正地價又は設定地價
- 四 前各號以外の土地は土地臺帳面の地價

整理後免租地となりたる土地の處理は、耕地整理法の手續(耕地整理法に據る取扱は雜種地として地價を配賦し置き配賦完了後改めて免租處分を爲す)に據らず、換地に於ても免租地として取扱ふことゝせるが爲、之と關聯せる前記第二號該當地の處理に就ては、稅務監督局と協議の上、地價設定の取扱を爲さず、地區内の整理前後の免租地面積を調査し、其の面積に差異ある場合は該差額に地區の平均坪當地價を乗じて得たる額を、其の他の土地の現地價合計額に増減することゝし、左の方法に據りて之を處理せり。

- (イ) 耕地整理法第十一條第二項及特別都市計畫法第七條に依る編入面積より耕地整理法第十一條第一項に依る交付面積を差引き編入増差面積を算出す
 - (ロ) 免租地の整理前後面積の差額を算出す
 - (ハ) 前號の差額を(イ)の編入増差面積に増減したる面積を以て控除地價の算出面積とす
 - (ニ) 整理前の有租地實測面積を以て現地價の合計額を差し地區の平均坪當地價を算出す
 - (ホ) 前記の平均地價を(ハ)の控除地價算出面積に乘じたる額を現地價の合計額より増減したるものを以て配當すべき地價總額となす
- 爰に第一地區の實例に付之を説明すれば左の如し。

一 特別都市計畫法第七條第一項及耕地整理法第十一條第一項及第二項該當地調

特別都市計畫法第七條第一項及耕地整理法第十一條第二項ニ依ル編入面積	耕地整理法第十一條第一項ニ依ル交付面積	編入増差面積
四四、四五七・九六 ^坪	一七、四〇三・一四 ^坪	一七、〇五四・八二 ^坪

(ホ) 前記の平均地価を(ハ)の控除地価算出面積に乗じたる額を現地価の合算額より増減したるものを
 以て配當すべき地價總額となす
 爰に第一地區の實例に付之を説明すれば左の如し。

一 特別都市計畫法第七條第一項及耕地整理法第十一條第一項及第二項該當地調

特別都市計畫法第七條第一項及耕地整理法第十一條第二項ニ依ル編入面積	耕地整理法第十一條 第一項ニ依ル交付面積	編入増差面積
四四、四五七・九六 ^坪	二七、四〇三・一四 ^坪	一七、〇五四・八二 ^坪

二 整理施行地區内ニ於ケル土地總地價及坪當平均地價

整理施行地區内所有租地總面積(實測)	従前ノ現地價	坪當平均地價
一四〇、九四九・五一 ^坪	一、〇三六、七三八・一五 ^円	七・三六 ^円

三 整理施行前後ニ於ケル特別都市計畫法第七條第一項及耕地整理法第十一條該當地以外ノ免租地

整理前ノ免租地	整理後ノ免租地	差引減差面積
一五、九五九・七八 ^坪	一一、二〇八・一一 ^坪	四、七五一・六七 ^坪

四 編入増差面積中ノ有租地面積

第一表ニアル編入増差面積	第三表ニ據ル差引減差面積	有租地減面積(控除地算出面積)
一七、〇五四・八二 ^坪	四、七五一・六七 ^坪	一一、三〇三・一五 ^坪

五 控除セラル可キ地價

有租地減面積	一、一三〇、三〇三・一五 ^坪	ノ地土區内ニ平均ケル從前地價	七・三六 ^円	控除地價	九〇、五五一・一八 ^円
--------	---------------------------	----------------	-------------------	------	------------------------

六 配當セラル可キ地價總額

從前ノ現地價	一、〇三六、七三八・一五 ^円	控除地價	九〇、五五一・一八 ^円	配當セラル可キ地價總額	九四六、一八六・九七 ^円
--------	---------------------------	------	------------------------	-------------	-------------------------

第三 各筆配當地價額の算定

從來耕地整理施行の場合に於て、多くは整理後の評定價格に依り相當の等級に區分し、該等級毎に單金を定め、之に基き地價を配賦する例なりしも、本事業に於ては整理後評定指數に按分配當するを以て實際に適せるものと認め、稅務當局と協議の結果、整理後の評定指數に按分する方法を採用したり、即ち地價の配當を要する整理後の土地評定指數合計額を以て、配當せらるべき地價合計額を除し、整理後評定指數千個當配當地價額を算定せり。

前記指數千個當配當地價額を各筆整理後の評定指數に乗じて、各筆の配當地價額を算出し左記調書を作成す、之が算出に當りては四捨五入の上錢位に止め、各筆配當地價の集計額と配當地價總額との差を生じたる場合は、地價額の大なる筆より順次一錢宛を増減して一致せしめ、之を調書の末尾に記載せり。

記

所在	町丁目地番	地目	面積	積地	地價	地價ノ計算基礎	所有者
			坪		円	評定指數 地價指數千個當額	住所氏名

を作成す。之が算出に當りては四捨五入の上、各筆配當地價の集計額と配當地價總額との差を生じたる場合は、地價額の大なる筆より順次一錢宛を増減して一致せしめ、之を調書の末尾に記載せり。

記

町丁目	地番	地目	面積	積地	地價	地價ノ計算基礎		所有者
						評定指數	評定指數千個當額	
			坪		円	個	円	

第四 地價配當案の作成

前記に據り左記事項を記載したる地價配當案を作成す。

- 一 整理前後面積對照表
- 二 工事完了當時に於ける整理前後の土地現在調
- 三 耕地整理法第十一條第一項及特別都市計畫法第七條第一項又は耕地整理法第十一條第二項該當地調
- 四 整理施行地區内に於ける従前の有租地面積總地價及坪當平均地價
- 五 整理施行前後に於ける特別都市計畫法第七條第一項及耕地整理法第十一條該當地以外の免租地
- 六 編入増差面積中有租地面積
- 七 編入増差面積中有租地面積に對する總地價
- 八 配當せらるべき地價總額
- 九 土地指數千個當地價額
- 一〇 地價配賦後に於ける土地の現在額
- 一一 各筆配當調書

甲 第九章 登記及地價配賦

- 一二 耕地整理法第十四條第四項に依る地價設定見積調書
- 一三 都市計畫法施行令第二十條第二項に依る地價修正又は設定見積額調書
- 一四 耕地整理法第十六條に依る利益を受くべき土地及金額申請書
- 一五 地籍圖
- 一六 附屬書類

イ 整理前町毎地目別面積地價筆數集計表
 ロ 整理後町毎地目別面積地價筆數集計表

前記中耕地整理法第十六條に依り利益を受くべき土地として申請したるものは、埋立地にして新開免租年期中のもののみなり。

尙地籍圖の作成に就ては稅務署と協議の結果、左記各項に據ることゝしたり。
 (一) 地籍圖は六百分の一縮尺を用ひ一町毎に作成す、圖面の大きは大體幅三尺五寸、長四尺位迄とする事、但し區劃の狭少なる町にありては二箇町以上を一枚の圖面に收め、區劃の廣大なる町にありては適當の部分より分割すること。

(二) 圖面は裏打を爲し表紙を附すること。

次に整理前後有租地及免租地面積、耕地整理法第十一條第一項同第二項及特別都市計畫法第七條第一項該當地面積、耕地整理法第十三條に依る編入超過面積、整理前有租地平均坪當地價、控除せらるべき地價額及整理後評定指數千個當地價額等を地區別に示せば次の如し。

東京市長施行地區

地 區 名	整理前	整理後	筆 數	整理前	整理後	筆 數	平均坪當地價	平均坪當地價	總地價ヨリ控除セラルヘキ地價	整理後評定千個當配賦地價	指數千個當配賦地價
	有租地面積	免租地面積		有租地面積	免租地面積						

一	一四〇、九四九・五二	一八、六四六・三六	五四六	一六、一七・八三	一一、二〇八・一一	二一九	二七、四〇三・四	一、〇三六・七三八・一五・七三三〇	九〇、五一・一八	八四、二九九・八四	九四六、一八六・九七	一一、三四〇・六八〇
二	五五、三六・五七	四八、九四八・〇三	三三四	一七、七四・四三	八、五二・〇八	一四二	一四、六二六・九六	三六六、一九二・三三・六・二七九	三八、八五七・八四	二一、五八〇、六五三	三〇七、三三四・四八	一四、二四二・〇三九
三	一五、六七五・六五	一五、一八〇・五四	一七	八九、六二・〇四	七〇、三八・七七	三三	二〇、七九六・五三	一八一、〇五八・六二・一・五五〇	五、七八・五三	八、六六七、八一	一七五、三四・一〇	二〇、二三八・七九〇

二二	二一	二〇	一九	一八	一五	一一	九	八	七	五	四	三	二	一
一三九、八一、八二 一三三、六三、二七	五一、八七八、〇一 四六、〇九〇、五三	七七、〇四、三六 七一、一二、七〇	六四、九〇七、三五 五七、〇七〇、五四	三九、五二四、九七 三四、二四〇、七三	四〇、八二四、三七 三四、六七、五九	八八、四九三、三九 八五、七九九、九三	七三、六七八、三一 六六、〇六、七一	一四四、四三、九七 一三三、六〇、九四	四八、五七五、七五 三九、四三七、五六	八三、〇八三、七〇 六九、五七九、七五	二四、八九〇、〇八 二一、六八六、〇三	一五、六七五、六五 一五、八〇、五四	五五、三六、五七 四八、九四八、〇三	一四、九四九、五一 一三、六四六、三六
七八一	二四六	七二二	三九六	四四六	三六一	六八九	九七〇	一〇四八	一四五	六三三	四三三	二七	三三四	五五六
四七、二五、四四 二三、五〇、二一	一〇、二〇、〇六 七、四九〇、五九	三、四九三、二九	一四、二八三、六九 七、八一七、八三	六、四五四、二六	一〇、四三〇、〇三 五、五七〇、六九	三、五四九、五三 八、六八二、二六	二、七〇八、二六 七、一六〇、一一	三、九〇四、二三 一三、二九七、六八	三三、九八、六三 三三、〇一一、〇八	三三、四〇五、八八 九、五四四、四三	一四、七二八、三〇 八、九一七、九一	七〇、三八、七七 八、六二、〇四	一七、七三、四三 八、五八三、〇八	一六、一七、八三 一一、二〇八、一一
一八九	二〇	一四	五二	一四〇	二二	一八八	三六	三三	一八	一三	二六	三〇	一四	二〇
二七、四〇三、一四 四四、四七、九六	一、〇三六、七三八、一五 七、七三六、〇	三、四六六、九六 二、八八一、五九九、九七	二、八、七三、七二 四三、〇七六、三九	二、五、五〇、六五 三、八〇六、三、八七	二、四、九四四、三五 三、五、九三九、四六	四、四、七、七六 七、一、三四二、四八	三、三、二、七、二〇 六、〇、二、四三、七五	五、五、七、九、八〇 九、四、八、四九、三七	二、〇、七、五、八、六六 三、九、八、六、七、四〇	二、二、四、八、九、二五 四、八、八、五、四、六六	一、四、九、〇、四、三五 二、三、九、二、七、八〇	四、〇、四、二、一、九一 二、〇、七、九、六、五三	一、四、六、二、六、九六 二、九、九、六、七、八四	二、七、四、〇、三、一四 四、四、五、七、九六
一、〇三六、七三八、一五	三、四六六、九六	二、八、七三、七二	二、五、五〇、六五	二、四、九四四、三五	四、四、七、七六	三、三、二、七、二〇	五、五、七、九、八〇	二、〇、七、五、八、六六	二、二、四、八、九、二五	一、四、九、〇、四、三五	四、〇、四、二、一、九一	一、四、六、二、六、九六	二、七、四、〇、三、一四	二、〇、七、九、六、五三
九〇、五五、一、一八	一、〇三六、七三八、一五	二、八、七三、七二	二、五、五〇、六五	二、四、九四四、三五	四、四、七、七六	三、三、二、七、二〇	五、五、七、九、八〇	二、〇、七、五、八、六六	二、二、四、八、九、二五	一、四、九、〇、四、三五	四、〇、四、二、一、九一	一、四、六、二、六、九六	二、七、四、〇、三、一四	二、〇、七、九、六、五三
八四、二九九、八二四	二、五八〇、六五三	八、六六七、八一	一、三、四一三、五八七	三〇、九一四、六六八	二、九七〇、二三三	二、九、二八六、四四七	三、七、三五八、五三七	二、九、二八六、四四七	二、一、九七〇、二三三	三〇、九一四、六六八	一、三、四一三、五八七	八、六六七、八一	二、五八〇、六五三	八四、二九九、八二四
九四六、一八六、九七	三〇七、三三四、四八	一、七五、三四、一〇	二、六、六八、三七四、七六	七三、三〇、八九、二八	二、七四、三〇、一、四三	一、三六六、一六八、一〇	三、四、四、五、六、二、八	二、五、七、四、三、〇、一、四三	六、八三、三六八、八五	七三、三〇、八九、二八	二、七四、三〇、一、四三	一、七五、三四、一〇	三〇七、三三四、四八	九四六、一八六、九七
一一、三四〇、六八〇	一四、二四、二〇、三九	二〇、二八、八七、九〇	九〇、五六、七、四、二五	二九、六六、五、四、九〇	二、五、二〇、五、二、九三	二、六、六、四、四、九、〇	五〇、六、九、三、九、五〇	三、四、四、五、六、二、八	三、一、一〇、四、三、〇、六〇	七三、三〇、八九、二八	二、七四、三〇、一、四三	一、七五、三四、一〇	一四、二四、二〇、三九	一一、三四〇、六八〇

甲 第九章 登記及地價配賦

租地後面積	租地後免積	後理整	總地價	租地後指數
面積	面積	面積	價	指數
數	數	數	價	數
租地後面積	租地後免積	後理整	總地價	租地後指數
面積	面積	面積	價	指數
數	數	數	價	數
租地後面積	租地後免積	後理整	總地價	租地後指數
面積	面積	面積	價	指數
數	數	數	價	數
租地後面積	租地後免積	後理整	總地價	租地後指數
面積	面積	面積	價	指數
數	數	數	價	數

二二	六六,三五八,八六 五七,五三一,一八	二九三	一〇,二八九,七七 一,六四六,六三	九六	一六,三〇五,八三 三四,一九四,六五	一,二〇二,六六 六,五四一,六六	一四六,九九九,八一	二九,六九二,二二〇	九五五,六三六,七三	三二,一八四,七五
二四	七〇,八六七,〇五 五八,五三六,三五	三七三	一五,二二,五六 三,六四五,四七	一一	二六,八三三,七七 五〇,八二二,五六	一,四七一,四七 三九二,〇七六	二五六,〇三三,三三	二七,六六八,五四五	一一,二五,四五〇	四三,九二〇,五〇
二五	八四,八二二,〇三 七三,七五九,四四	四六九	四二,六九,五三 三二,一四四,六五	一三七	三九,九二五,〇三 六二,四六二,四七	一,〇九六,七五〇 二二,九三〇	一四三,〇三九,一五	五三,三九六,九六九	九五三,七三五,八五	一七,八六一,三六〇
二六	五六,四五八,二三 五一,二二五,九九	三九一	二二,二〇六,一九 一三,七五〇,六四	九一	二八,三三五,八八 四一,〇〇二,六七	七七二,八六二,四六 六八,九	七一,六二四,一三	三五,八四二,八七八	七〇一,三三八,三三	一九,五六四,三〇六
二七										
二八	七九,八九三,六八 六六,九五五,七五	四三三	一五,〇四七,三八 六,五九八,六五	一一六	一八,九四六,四四 四〇,三三三,六〇	九四三,一五,九七 一一,八〇四	一五二,七一九,三三	三六,一七三,四九八	七九〇,三九六,六五	二二,八五〇,五八〇
二九	七五,六二八,六三 六五,一〇九,六八	四一六	三五,六七二,九八 二六,七七七,五六	七二	一八,四九六,七九 三七,九一一,一六	七六三,九三〇,一五 一〇,一〇一	一〇六,三五一,九一	三六,二二二,〇三八	六五七,六七八,二四	一八,一三六,二五〇
三〇	八九,七八八,三三 七六,九七六,九四	五五五	一一,八八一,九三 五,九五八,五八	一三三	三九,五三二,二九 五八,一九七,〇三	一,七二六,九五 三三,一九一,三七	二四三,八三二,九八	三四,六三八,〇九四	一,四七三,二一三五	四二,五二八,九二〇
三一	一五,二九二,二六 二九,六八一,二二	八五四	二七,〇三三,二八 一〇,五三一,六六	四五	二九,四一四,三九 七,一五七,〇六	一,四八二,一七五 六四,九五四七	二四,五〇八,六九	五五,七四五,三六	一,二三八,〇六六,九五	二二,二〇九,三五〇
三二	九五,五六四,〇三 八一,五五三,八五	六七三	二〇,一〇〇,九三 一一,二二五,二〇	二〇八	二九,〇九九,六九 五〇,五六六,六〇	一,三三七,一七九 四七,二四,二〇二	一九八,九八六,七七	二二,六五三,七五	一一,五八,一九二,七〇	五三,四八七,二〇六
三三	六五,四七一,七七 五七,三二二,二四	四二四	五〇,六〇七,五八 三八,八六六,七四	八四	四三,一四二,七七 二二,三五一,四〇	九五五,九九五,五三 二四,六〇二	一一九,〇一四,〇三	三一,五一九,六三	八三六,九八一,四九	二六,五五四,四八〇
三五	七,三四六,四六 五七,八〇三,三〇	四三五	一三,〇〇五,八七 三,七四〇,二二	一四三	一〇,〇三六,六〇 三三,八四五,四一	三〇八,五八五,二八 四,三三五	五八,五七四,一七	三七,七六〇,〇六六	二五〇,〇一一,一一	六,六二〇,四五〇
三八	九九,一七,二四 八一,四五三,二三	四三八	三六,一〇六,〇六 一〇,七八二,九五	二二八	一八,一四〇,四〇 六二,一七五,三三	一,一二三,五五八 八二,一三三,六	二〇〇,二三九,二三	二二,〇五二,二〇六	九三三,三九六,六六	四二,八六九,一九〇
三九	一四,三五二,九〇 九六,六五,二三	四一四	一九,二八八,九七 六,六七,八三	一一一	一一,〇五五,四八 五二,四二四,三〇	四四七,四九二,二三 三,五九八	九九,六五六,二五	六二,一五,九五七	三四七,八三五,九八	五,五九七,八五〇
四〇	一三八,六九,四一 一一,八六四,八九	五八〇	二一,八五九,八二 五,五七四,三六	三一一	二七,一五五,五一 七〇,二六七,四九	八七三,二二,二〇 六,二九五	一六六,八七二,九四	五二,六四四,九五八	七〇四,二四八,二六	一三,三七三,三六〇

四一	一二三,三八,二五 一〇〇,五八八,四九	五五五	二八,三〇〇,〇六 一五,一五,五六	二四〇	一四,七四四,九一 五,一四六,九一七	六〇二,一九二,八九 四,八九〇	一一〇,二六八,三三	五七,四八五,七三五	四九,九二四,五七	八,五五七,三三三
四二	九二,九七六,三三 七五,六六九,五八	三〇七	一四,九六四,八四 九,二八八,〇九	一五五	一一,六二八,五八 三四,六二二,〇八	三六三,七八六,八七 三,九一二	六七,七〇四,〇〇	四八,五六八,三四八	二九六,〇八二,八七	六〇,九六二,一〇
四三	八〇,三〇六,五七 六六,四三三,三八	三四三	一九,四八八,〇七 四,〇〇八,三六	二四	一一,七六五,八二 四,一五八,七三	三一九,五六八,八九 三,九七九	五五,二二,八四	四八,六七五,五八	二六四,四四七,〇五	五,四三二,八五五

甲 第九章 登記及地價配賦

五六	五五	五四	五三	五二	五一	五〇	四八	四七	四六	四五	四四	四三	四二	四一
一二一,三七八,六二 一〇六,一七三,七九	九六,二二三,七〇 八三,一三八,七九	一六〇,一五九,五七 一四〇,〇三六,八八	一五五,〇二二,五四 一三一,六三三,七一	一四二,六七六,〇六 一二七,六六二,九九	一四三,四二二,六七 四九,四二五,三九	六六,二五五,七三 五七,六〇二,〇〇	一三八,八七〇,〇六 一九,六三三,九六	一一八,五六,一八 一〇〇,九一七,七二	九七,九一〇,二五 八三,一〇三,三五	一〇四,九七三,六六 九〇,一〇二,一一	一四八,〇九八,八六 一四四,七〇四,三七	八〇,三〇六,五七 六六,四三三,三八	九二,九七六,三三 七五,六六九,五八	一二三,三八,二五 一〇〇,五八八,四九
一七〇 三二四	三三〇 三八一	三三〇 四〇一	三七〇 四八七	六七三 七三九	一四三 二一七	二四八 三〇五	四二六 五八六	七七 七〇三	三〇三 四四二	三九四 四九九	八二二 九九四	三三〇 五〇〇	三〇七 三九八	五五五 七八二
三三,八〇二,七七 二二,九六四,五三	五二,五六一,一九 四〇,三三三,五三	七三,八〇八,八一 五六,〇四〇,〇一	二〇,八三三,六四 一三,四八三,四三	二五,八八二,六一 一五,四七三,〇四	三〇,一〇八,〇九 二二,一五一,三六	一五,五四八,三〇 九八,〇一〇,四〇	三〇,八六〇,〇二 九,九七三,五八	一五,〇六八,六八 七,〇九五,七九	三三,二九四,八〇 一五,三四五,六〇	二〇,七三三,四四 三三,一五三,七三	二九,〇四三,三八 一一,九四六,七一	四,〇〇八,三六 一九,六四八,〇七	九,二八八,〇九 一四,九六四,八四	二八,三〇〇,〇六 一五,二二五,五六
四四 五三	一四五 八七	一〇五 四一	一一二 四四	一七〇 八〇	一〇五 三三	九八 五二	一六六 三九	一三一 一九	六八 三八	一八〇 一四	二四八 六一	二二四 一八	一五五 一五	二四〇 六二
二七,六七二,七七 五八,七二六,八四	二七,二八三,六六 五三,二〇七,二三	四〇,四八六,三六 七四,三七七,一四	四,九三三,九六 七三,二〇三,〇〇	四二,六七四,七四 七八,二二三,三九	三三,六四六,三三 四一,六二〇,三四	三三,七三〇,四一 三三,一八一,六〇	二五,二五五,四五 六一,一八〇,三四	三三,二〇九,五八 五七,三三〇,九三	二一,四八三,〇一 五四,二五七,八四	一八,四二一,二七 四七,七三三,二六	三一,六四七,四九 七二,一四九,六五	四,二五八,七二 一一,七六五,八二	三三,六二二,〇八 一四,六二二,〇八	一四,七四四,九一 五,一四六,九一
三六,七,七四六 三,一九五	六三,七,五六,三一 六,五八五	五二,〇三七,〇八 三,一九一	六五,八,六五二,四〇 四,二四七	一,四二二,四二一,三四 九,九六二	二二,一,六七二,七五 三,九六四	五三,七,九三六,二〇 八,一一二	三三,八,四九〇,六〇 二,五八一	五五,一,七九二,六二 四,六五六	六六,〇,七八三,六九 六,七四八	二二,六,〇〇一,七五 二,二四八	九二,七,二五〇,三〇 六,二六一	三二,九,五六八,八九 三,九七九	三三,三,七八六,八七 三,九一二	六〇,二,一九二,八九 四,八九〇
四八,五八二,六二	九〇,一,二五,二三	五一,四七七,五〇	九九,六七二,一一	二四九,一八〇,三〇	三五,七四四,五〇	七〇,六七九,二九	四九,六五〇,九六	八一,九八八,四二	九九,九四三,三八	三三,一〇六,一〇	一四六,五四一,七七	五五,一一,八四	六七,七〇四,〇〇	一一〇,二六八,三三
八四,〇〇〇,七二二	五四,四六五,一一一	九〇,〇七五,四五二	九三,六七八,八二二	五八,四二七,九六九	三一,八四六,九九九	三九,一九三,〇四八	七三,五〇一,七九九	六九,一四六,四九九	六二,六四四,六六七	四五,五六,七二六	六四,〇二一,一三〇	四八,六七五,五一八	四八,五六八,三四八	五七,四八五,七三五
三三九,一六四,八四	五四七,四四六,一八	四五九,五八九,五八	五五八,九八〇,二八	一一,七三三,三一〇	一九五,九二八,二五	四六七,三五六,九一	三〇八,八三九,六四	四六九,八五四,二〇	五六〇,八五九,三一	二〇,一,七九五,六五	七八〇,七〇八,五三	二六四,四四七,〇五	二九六,〇八二,八七	四九,一九二四,五七
四,〇三四七,〇〇〇	一〇,五二二,六七	五,一〇三,七三	五,九六九,九七	二〇,六二八,四〇	六一,五二七,三	一一,九二二,三八	四,二〇一,九七	六,七九五,五四	八,九五三,〇二五	四,四五六,三八	一一,一九四五,四四	五,四三二,八五五	六,〇九六,二一〇	八,五五七,三三

四〇	三九
一三八,六九一,四一 一一一,八六四,八九	九六,六五五,二三 六八五
八三九	六六一,七八三
五,五七四,三六	二一,八五九,八二
三一	五,五七四,三六
一五	二七,一五五,五一
七〇,二六七,四九	五,二四二,三〇
八七三,一一,二〇	四四七,四九二,二三
六,二九五	三,五九八
一六八,八七二,九四	九,六五六,二五
五,二六四,九五八	六二,一五九五,七
七〇四,二四八,二六	三四七,八三五,九八
一三,三七三,六〇	五,五九七,八五〇

五七	五九	六〇	六一	六二	六六	小計
整理前有 一六五,〇六一,八六六	整理前有 九一,七六七,七九	整理前有 八〇,三六四,四三	整理前有 一一二,九九七,三五	整理前有 九七,九五四,八三	整理前有 一五三,〇〇七,一三	整理前有 四七九,六六九,四二〇
筆數 三三四	筆數 四三三	筆數 五九六	筆數 二六三	筆數 二七六	筆數 一〇三	筆數 三,七二一
整理後免 一〇三,九五四,九〇	整理後免 一〇,三五五,七二	整理後免 四八,八八,三三	整理後免 三五,八八,三三	整理後免 五,二六三,二八	整理後免 一四,五五五,三三	整理後免 七三,八七三,〇〇
筆數 三〇七	筆數 一八二	筆數 一三四	筆數 一〇三	筆數 一四	筆數 七六	筆數 一,八七二
前理整 四九,七一八,五七	前理整 八九,二五〇,八七	前理整 三六,二六四,六九	前理整 六〇,三七九,四六	前理整 二九,二九六,九〇	前理整 五四,六〇三,四五	前理整 一,〇九二,四九,五〇
後理整 一〇,四九,六九	後理整 二一,二五,七九	後理整 一〇,〇六八,四五	後理整 六七,六三,三〇	後理整 二〇,〇六八,四五	後理整 八,三〇四,五九	後理整 一五,七九,八五
平均地價 四〇一,四九九,一五	平均地價 二,一一三	平均地價 六七九,四三四,四三	平均地價 七,四〇四	平均地價 三四〇,四五五,二三	平均地價 三,〇一三	平均地價 四,九一五,八五五
當地價 五二,七〇,四〇	當地價 一一,四八七,六五七	當地價 八四,六五,九四	當地價 四八,八三〇,八八〇	當地價 六二,五六八,四五四	當地價 一〇,四四三,一七	當地價 二,九一五,〇三三
總地價ヨリ 控除セラル	總地價ヨリ 控除セラル	總地價ヨリ 控除セラル	總地價ヨリ 控除セラル	總地價ヨリ 控除セラル	總地價ヨリ 控除セラル	總地價ヨリ 控除セラル
整理後評定指數千個當配賦地價 三,二八四,〇八	整理後評定指數千個當配賦地價 三,二八四,〇八	整理後評定指數千個當配賦地價 三,二八四,〇八	整理後評定指數千個當配賦地價 三,二八四,〇八	整理後評定指數千個當配賦地價 三,二八四,〇八	整理後評定指數千個當配賦地價 三,二八四,〇八	整理後評定指數千個當配賦地價 三,二八四,〇八
配賦地價 一〇,四四三,一七	配賦地價 一〇,四四三,一七	配賦地價 一〇,四四三,一七	配賦地價 一〇,四四三,一七	配賦地價 一〇,四四三,一七	配賦地價 一〇,四四三,一七	配賦地價 一〇,四四三,一七
指數千個當 三,二八四,〇八	指數千個當 三,二八四,〇八	指數千個當 三,二八四,〇八	指數千個當 三,二八四,〇八	指數千個當 三,二八四,〇八	指數千個當 三,二八四,〇八	指數千個當 三,二八四,〇八

內務大臣施行地區

六	一〇	一一	一三
整理前有 六九,五六,一八九	整理前有 一六九,七八,一三	整理前有 五〇,〇三七,三八	整理前有 八〇,〇〇〇,八九
筆數 一七五	筆數 一,三三三	筆數 一六二	筆數 三四六
整理後免 九,三八,一,二五	整理後免 二九,三七,五〇	整理後免 一三〇,六一,五七	整理後免 二四,一七九,四一
筆數 二〇	筆數 二六三	筆數 六八	筆數 八三
前理整 一〇,四九,六九	前理整 二一,二五,七九	前理整 一〇,〇六八,四五	前理整 六七,六三,三〇
後理整 二,一五,七九	後理整 六,七,六三,三〇	後理整 二〇,〇六八,四五	後理整 八,三〇四,五九
平均地價 七四九,六二,一〇	平均地價 九,四九五	平均地價 四,九二四,八二四,三五	平均地價 二,三三八,五二〇,三三
當地價 一〇五,一六七,五六	當地價 七五九,五八七,九七	當地價 一八七,六〇〇,三八	當地價 二六七,九〇七,八四
總地價ヨリ 控除セラル	總地價ヨリ 控除セラル	總地價ヨリ 控除セラル	總地價ヨリ 控除セラル
整理後評定指數千個當配賦地價 二,五九〇,二四	整理後評定指數千個當配賦地價 二,五九〇,二四	整理後評定指數千個當配賦地價 二,五九〇,二四	整理後評定指數千個當配賦地價 二,五九〇,二四
配賦地價 六四四,四五三,五四	配賦地價 六四四,四五三,五四	配賦地價 六四四,四五三,五四	配賦地價 六四四,四五三,五四
指數千個當 二,五九〇,二四	指數千個當 二,五九〇,二四	指數千個當 二,五九〇,二四	指數千個當 二,五九〇,二四

一四	一六	一七
整理前有 六三,六九九,〇四	整理前有 三三,三三〇,三九	整理前有 五五,〇七六,三〇
筆數 四四七	筆數 七四	筆數 四〇八
整理後免 一四,六七,四七	整理後免 六,七七,〇七	整理後免 四,一六,〇〇
筆數 九二	筆數 二四	筆數 三〇
前理整 三七,八四,七三	前理整 五,六一,六四	前理整 二九,五八七,九〇
後理整 一,三三,三三	後理整 一,〇〇,八,八八	後理整 一,五五,五七,一六
平均地價 二,三三八,五二〇,三三	平均地價 五二〇,四五五,一八	平均地價 一,五五,五七,一六
當地價 三八七,四〇三,九四	當地價 九一,八七六,〇六	當地價 一七,三八七,九二
總地價ヨリ 控除セラル	總地價ヨリ 控除セラル	總地價ヨリ 控除セラル
整理後評定指數千個當配賦地價 一,九七,一〇七,一七	整理後評定指數千個當配賦地價 一,九七,一〇七,一七	整理後評定指數千個當配賦地價 一,九七,一〇七,一七
配賦地價 四八,八三〇,八八〇	配賦地價 四八,八三〇,八八〇	配賦地價 四八,八三〇,八八〇
指數千個當 一,九七,一〇七,一七	指數千個當 一,九七,一〇七,一七	指數千個當 一,九七,一〇七,一七

一三	三九,九七九・二五	一六三	九六九・三三	三	二七,二八二・二一	一八七,六〇〇・三六	二六,九三三・四〇	五八,六四五・〇六	一九,九八四・二六〇
	八〇,〇〇〇・八九	三四六	二四,一七九・四一	八三	一五,七九八・八五	二六七,九〇七・八四	四六,九一五・四二九	一,五六九,四二四・〇六	三三,四五二・九四五
	六八,三五三・四三	五〇四	五,五二五・一七	二七	四六,二二一・七七	一,八三七,三二一・九〇	三,九六〇	一,五六九,四二四・〇六	三三,四五二・九四五

一四	六三,六九九・〇四	四四七	一四,六一七・四七	九二	三七,八四七・七三	三三七,四〇二・九四	二二,三三三・八七六	一,九九七,一〇七・一七	八八,一三七・九四〇
一六	五三,二三五・七六	三七九	六,七九七・〇七	二四	五六,二一六・四一	九一,八七六・〇六	二二,四八〇・二七	四二八,五七五・七九	一九,〇六四・五七〇
一七	三三,二二〇・三九	一〇七	一五,八一七・五六	四二	四,八八・九七	五二〇,四五二・八五	一,八七六・〇六	二二,四八〇・二七	四二八,五七五・七九
三一	二七,四八九・二四	七四	八,三三八・八〇	二五	一八,〇二八・八八	五二〇,四五二・八五	一,八七六・〇六	二二,四八〇・二七	四二八,五七五・七九
一七	五五,〇七六・三〇	四〇八	一三,六一一・八八	一四三	二九,五八七・九〇	一七八,三八七・九二	二二,一七二・六七六	一,三七六,一八九・三四	五九,三九一・〇〇〇
一七	四八,七五六・〇九	四一四	四,一三六・〇〇	三〇	四五,三九三・九三	一七八,三八七・九二	二二,一七二・六七六	一,三七六,一八九・三四	五九,三九一・〇〇〇
三一	一〇一,九六三・八六	五五四	二四,〇九八・六二	二六九	二四,七九五・六六	二二五,七三五・七四	四二,七八九・五七六	九〇三,七五三・三六	二二,二〇四・五八
三一	八一,五八五・〇八	七四三	一〇,九〇一・九八	四〇	五八,三七・〇七	二二五,七三五・七四	四二,七八九・五七六	九〇三,七五三・三六	二二,二〇四・五八
三四	一二七,四五三・五四	八二七	二九,〇二二・六三	二四四	二七,六四三・〇四	二二〇,一六二・一四	二七,九九九・二六	一,〇三二,一一八・五九	三七,九四六・四一七
三四	一〇四,二二一・五三	九一三	一七,三四九・〇〇	七〇	六二,六三八・六九	二二〇,一六二・一四	二七,九九九・二六	一,〇三二,一一八・五九	三七,九四六・四一七
三六	八三,一七〇・八五	五一九	三三,五〇八・九三	三三六	一〇,一六二・一四	七三,一八七・一八	三六,四六二・四七三	四二七,九三三・〇七	一一,七三七・四四〇
三六	七二,〇三三・六〇	五六四	二〇,七六六・四〇	一一一	四五,〇六五・九三	七三,一八七・一八	三六,四六二・四七三	四二七,九三三・〇七	一一,七三七・四四〇
四九	六七,七一四・八	三二二	二四,三七一・〇九	一一七	二二,七九八・六〇	一五三,九五六・八五	三三,一九三・九五二	八〇〇,五四九・四〇	二四,一一七・三七〇
四九	五六,八四九・六一	四四四	一五,八四五・〇〇	四五	四一,八九二・六一	一五三,九五六・八五	三三,一九三・九五二	八〇〇,五四九・四〇	二四,一一七・三七〇
五八	九二,四七九・八〇	五二二	一四,二四一・七九	二二五	四七,四八〇・二七	一三一,四二六・一一	五〇,四七九・二八九	八九六,二六九・四一	一七,七五五・九〇八
五八	七九,七八〇・八四	六三四	七,九五二・五六	九〇	六五,四六九・四六	一三一,四二六・一一	五〇,四七九・二八九	八九六,二六九・四一	一七,七五五・九〇八
六三	七五,八七七・七三	三八四	二,三三五・四五	一一	九,四三三・七六	一一,六六二・七七	五〇,〇三三・九五二	五〇,〇三三・九五二	一〇〇,四五五・九〇
六三	六一,一三三・三九	三六三	二,三三五・四五	一一	二四,一七九・一〇	一一,六六二・七七	五〇,〇三三・九五二	五〇,〇三三・九五二	一〇〇,四五五・九〇
六四	九九,三三一・八七	一九三	一〇,二四二・三三	六八	九,五一七・六七	二二〇,一五五・九八	二,九二〇	四七,〇〇三・九六六	五,四二六・〇四九
六四	八七,四三七・三六	二六五	七,四六七・九五	一三	二五,四七〇・三四	二二〇,一五五・九八	二,九二〇	四七,〇〇三・九六六	五,四二六・〇四九
六五	一〇四,二七四・〇三	四六五	六,八一四・九二	九八	二四,九八・〇五	七,三三三・三三	七〇,一四一・九五二	六三,三九〇・一〇	〇,九〇三・四一七
六五	九三,五七三・八五	二二三	七,四四二・〇〇	三	三三,二五四・一五	二,八四三・〇三三	二,八四三・〇三三	六三,三九〇・一〇	〇,九〇三・四一七
小計	一一七,二六七・一八	七三三	二二,六四二・三六	一,八七〇	六八,八七三・三三	二,八四三・〇三三	二,八四三・〇三三	六三,三九〇・一〇	〇,九〇三・四一七
市總計	六〇,〇二二・三六	一,五六三・三三	一,五六三・三三	一,五六三・三三	一,五六三・三三	一,五六三・三三	一,五六三・三三	一,五六三・三三	一,五六三・三三

第五項 地價配當案の提出並認可

地區名	地價配當案提出年月日	認可年月日	地區名	地價配當案提出年月日	認可年月日
六	大正二五、一〇、二九日	大正二五、二、一日	三四	昭和四、三、一九日	昭和四、五、三〇日
一〇	昭和四、一〇、一〇	昭和四、一〇、三〇	三六	同 四、二、三	同 四、五、一七
一二	同 二、六、二三	同 二、一〇、二五	四九	同 三、一〇、三	同 四、一、三
一三	同 三、八、一六	同 三、二、三〇	五八	同 三、七、八	同 三、一〇、三〇
一四	同 三、八、一六	同 三、二、三〇	六三	同 二、六、三	同 二、八、二〇
一六	同 二、六、二	同 二、一〇、二五	六四	同 三、二、三	同 三、五、一〇
一七	同 三、二、一六	同 三、三、三	六五	同 三、三、二四	同 三、一、九
三一	同 四、七、三〇	同 四、八、三			

第六項 認可後の處理

(一) 土地臺帳の調製並百坪當地價算出

土地臺帳の調製は稅務署の事務に屬するも、稅務當局と協議の際、整理施行者に於て調製することとなしたる爲關係例規參照地價配當案の認可後、直に調製の上稅務署に送付したり、尙之に伴ひて各筆の百坪當地價を算出し、前記土地臺帳に記入せり。

(二) 誤謬訂正

地價配當認可後、所有者の住所氏名又は地目面積等の誤謬を發見したるものあり、地目面積等の誤謬の場合は全部の配當地價を更正すべきものなるも、稅務當局と打合せの上誤謬の箇所のみ付訂正することゝ爲したり(關係例規)

昭和五年十一月末迄の誤謬訂正の件數は、名義人表示更正七件、土地表示更正五件なり。

乙 建物其の他の工作物移轉

第一章 移轉計畫

證の場合に全部の適當地位を更正すべきものなるも、移移當局と打合せの上誤謬の箇所のみを付訂正することゝ爲したり(關係例規)

昭和五年十一月末迄の誤謬訂正の件数は、名義人表示更正七件、土地表示更正五件なり。

乙 建物其の他の工作物移轉

第一章 移轉計畫

第一節 概 説

土地區劃整理に因り従前の宅地は自然其の位置の變更を來すを普通とするを以て従前の土地に存する建物其の他の工作物は之を換地に移轉せしめざるべからず、而して之が施行地域の多くは人家稠密にして而も廣汎なる地域に亘り其の要移轉棟數實に二十萬三千餘棟の多數に上りたる爲、事業施行の當初巷間の一部に於て其の實行不可能と稱する者ありたり、然れども當局に於ては相當の成案ありしを以て一路之が遂行に邁進せり、而して之が移轉計畫樹立に當りては事業施行上遺憾なきを期する爲、種々講究の結果移轉の混亂を防ぎ秩序的に移轉せしめ得る方法として、移轉後一定區域内に一團となるべき三十棟内外の建物を一移轉群と爲し、之を單位として移轉せしむる方針の下に地區内建物の集團を適當に分割して數十箇若は百數十箇の移轉群と爲したり。

次に現状調査に基き作成したる現形圖及換地豫定地指定圖とを彼此對照し移轉を要するものと然らざるものとを決定の上、移轉を要するものに付ては更に現在地に於ける状態及換地の位置面積等を實在し、一移轉群内に於ける建物各個に就き移轉順位、工法並工期を決定したり。

移轉工法は曳方、移築及一部除却の三工法に大別し、現在地と換地との關係並移轉すべき建物の構造等に付考慮し其の一若は二以上の工法を併せ適用したり、尙換地が現在地と其の形状全く異り前記三工法の何れにも依り難き場合は、特別移築工法として建物の全體に亘り模様替を爲し換地に移築せしむることゝせり。

移轉工期は之を分ちて現地撤去期間及復舊完了期間の二期とし前者は工事著手より現地撤去に至る迄の期間後者は現地撤去後工事完了迄の期間にして、各期間の所要日數算定に付ては一定の標準を設け其の統一を期したり(第四節参照)

市長施行地區内に於ける要移轉建物總數は十六萬千四百五十一棟營繕管財局に於て直接移轉を爲すことに協定を遂げたる中央諸官衙建物四十五棟及本建築落成迄移轉を留保したる同官衙建物並東京商科大學校舍十九棟計六十四棟を含まずにして之に對する移轉計畫は大正十四年三月第四地區第一移轉群及第四十二地區第二移轉群に著手したるを最初とし爾來換地面積の決定に従ひ順次各地區に及ぼし、昭和三年七月迄に一先之を終了したるも其の後に至り一部計畫の變更、又は杭打の結果等に因り不要移轉建物中移轉を要するに至りたるものありて之等に對する移轉計畫は同四年十月に及びたり。

以上の如く換地面積の決定を爲したる區域より順次計畫を進めたる結果市長施行地區内建物總數十六萬千四百五十一棟に對する移轉實施期間は大正十四年七月より昭和四年十二月に至る四年六箇月となれり、之を年別に移轉計畫棟數を見るときは、大正十四年八百九十四棟、同十五年一萬七千六百六十九棟、昭和二年六萬九千四百五十七棟、同三年七萬二千五百九十五棟、同四年八百三十六棟なり。

第二節 建物及工作物の現狀調査

移轉計畫を樹つるには先づ建物及工作物の現存狀態の調査を要したるを以て左記方法に依り現狀調査を施行したり。

一 現地測量 適當なる街廓毎に平板測量を行ひ道路、河川、地界、建物、下水其の他主要工作物の位置等に付其の現狀を表示する縮尺三百分の一の現形測量圖を作成し之を基礎として更に移轉群

別に同一縮尺の現形圖附圖参照を作成し道路、地界、地番、借地界、借地番號、建物の外廓平面及番號、工作物符號等を表示したり。

二 建物の構造其の他の調査 前記現形圖に基き更に建物、工作物の各箇に就き其の構造用途其の他必要事項を實査し建物一棟毎に縮尺百五十分の一の移轉建物平面第一號様式を作成し且構造の概要其の他必要事項を各該當欄に記載し以て計畫上の資料と爲せり。

一 現地測量 適當なる街廓毎に平板測量を行ひ道路、河川、地界、建物、下水其の他主要工作物の位置等に付其の現状を表示する縮尺三百分の一の現形測量圖を作成し之を基礎として更に移轉群

別に同一縮尺の現形圖附圖参照を作成し道路、地界、地番、借地界、借地番號、建物の外廓平面及番號、工作物符號等を表示したり。

二 建物の構造其の他の調査 前記現形圖に基き更に建物、工作物の各箇に就き其の構造用途其の他必要事項を實査し建物一棟毎に縮尺百五十分の一の移轉建物平面第一號様式を作成し且構造の概要其の他必要事項を各該當欄に記載し以て計畫上の資料と爲せり。

市長施行地區に於ける現狀調査は大正十四年三月第四地區第一移轉群及第四十二地區第二移轉群に著手したるを最初とし爾來換地面積の決定に従ひ順次各地區に及ぼし昭和三年三月第八地區第八十五移轉群を最後として之を終了したり、前記調査に依るときは市長施行地區内建物總棟數は十六萬八千三十棟にして之が構造別並要移轉建物の用途別を表示すれば左の如し。

整理前建物構造別調

種別	建物總數		内	
	棟數	延坪數	要移轉建物 棟數 延坪數	不要移轉建物 棟數 延坪數
木造建物	一五、九八	二、九四、四五 ^坪	一五、九六	六、〇二二 ^坪
石造平家建	一五四	一、八三〇・二五	一三八	一六
同 二階建	五九	一、一五・八九	五四	五
同 三階建	三	三、一九・七五	一	二
煉瓦造平家建	六六	二五、九六・九〇	五五九	一三七
同 二階建	二四六	一三、四〇・九	一八二	六四
同 三階建	四	五、九三・八一	二三	三

木造及煉瓦造二階建
同 三階建

一

二八五・二四
八八・七七

一

二八五・二四
八八・七七

一

一

鐵骨木造平家建	同 二階建	鐵骨	煉瓦造平家建	同 三階建	同 四階建	鐵骨コンクリートブロック造	鐵骨コンクリート造五階建	鐵骨鐵筋コンクリート造	同 三階建	同 四階建	同 六階建	同 七階建	同 八階建	鐵筋コンクリート煉瓦及木造	土藏造平家建	同 二階建	同 三階建	計	建物總數に對する千分比
一三	九	二	一	一	一	一	一	一	二	二	四	二	二	一	一	一	一	一	一,000.00
五八九・二六	四八八・二三	一五二・二五	二〇〇・〇〇	一,一七二・三三	三〇〇・〇〇	二六二・六八	一一八・二二	二七五・六四	五,五七・六五	六,五七・〇〇	八,七二・〇〇	三,九五・〇〇	四五八・五	二四・二五	九六六・三元	三八六・四三	一六八,〇三〇	三,一〇七,一六五・五三	一,〇〇〇・〇〇
三	九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	九六一・二三
五八九・二六	四八八・二三	五〇〇	二〇〇・〇〇	一,一七二・三三	二〇〇・〇〇	二六二・六八	一一八・二二	二七五・六四	五,五七・六五	六,五七・〇〇	八,七二・〇〇	三,九五・〇〇	四五八・五	二四・二五	九六六・三元	三八六・四三	二,七六五,七九・三八	三,一〇七,一六五・五三	八九六・五七
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	三六・七七
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一〇三・四三

乙 第一章 移轉計畫

整理前重要移轉建物用途別調

種別	要		移轉	建		物
	棟數	要移轉總棟數に對する千分比		延坪數	一棟平均坪數	
官署	三二	二・二	二二、〇四・三 _坪	六・七 _坪		
圖書館	二	〇・八	四二・三	一四・三		
學校	二七	〇・三	一五・五	三〇・四		
幼稚園	二	一・六	三六、三五・〇	一三・七		
托兒所	二	〇・九	七七・九	五五・二		
神社	九	〇・七	六九三・六	五七・八		
寺院	二	〇・二	二二・九	一一・九		
教會	二六	〇・六	七〇〇・九	七・五		
會社	二四	一・五	八、一四・四	三〇・四		
醫院	一四	〇・九	四、四八・九	三〇・九		
字堂	一	一・四	一七五・四	一五〇		
院	一三	〇・八	一〇、三六・八	七八・四		
院	九	〇・二	二七、三六・二	二八・二		
銀行	一	〇・四	六、四三・三	四二・九		
事務所	一、六	一〇・一	五四、三三・〇	三三・五		
取寄	四	〇・二	一、〇六・二	二五・四		
仲買	三	〇・二	一、一六・九	三四・一		
住宅	七九、七	四九三・七	一一、〇〇、九五・七	一三・八		
住居	五	三・三	三、五五・八	六〇・五		
旅社	一八	一・五	八、二五九・四	四四・四		
下宿	七	〇・五	三、三〇九・六	四五・三		
寄舍	七	〇・五	三、三〇九・六	四五・三		

木商料飲待
賃理食
宿店店店合
一〇三
四、三〇一
五八六
四、〇〇八
一、二二四
一・二六
二七四・五
三・三
二五・四
六・九〇
七、六九・八
七五九、七九・四
二天、三五九・五
七、七〇・七
四一、一四二・七
一七・四
四・九
一八・六
五・三
三、五〇・二

其	變	自	倉	小	工	運	周	理	浴	質	武	娛	席	觀	劇	藝	待	飲	料	商	木	
計	動	車	工	送	旋	理	髮	術	道	樂	物	妓	食	理	賃							
々						容																
他	所	庫	庫	場	場	業	業	店	場	屋	場	場	亭	場	場	屋	合	店	店	店	宿	
一六、五五	三、六三	二	二五〇	五、三六	六、九六	五、七五	七、七五	九〇	一、五九	四、九八	一、九	三、七	二、四六	八	四、七	三	九、五八	一、二四	四、〇八	五、八六	四、四一	二〇五
一、〇〇〇・〇〇	一三、四三	〇・〇七	一、五五	三、一六	四、九四	五、七六	四、八〇	〇・五八	九、四一	三、〇八	〇・六六	〇・三三	一、五二	〇・五〇	〇・二九	〇・〇七	五、九三	六、九〇	二、五〇	三、六三	二、七四	一、二六
二、七五、七九・八	一五、四五・六	五、五四・六	六、六二・六	一、四、二二・二四	一、〇八、〇八・六一	一、九、〇六・四八	一、六、一四・七五	一、五、五・九	二、四、七六・六二	二、五、四〇・八四	三、〇、〇・六八	九、三六・三	七、六、〇〇・七九	四、六、〇〇・九四	五、四、七一・五八	三、一、九〇・二二	三、三、五七・二	四、一、四二・六七	七、七、〇六・九七	二、六、五九・五四	七、五九、七九・四七	七、六、八九・九
一七、三五	七、〇三	四、一八	二、六、六	二、五、〇六	一、五、五七	一、九、二八	一、九、五四	一、七、〇七	一、四、一四	五、〇、九	二、二、六	二、五、三	三、〇、六	五、六、八〇	一、六、四二	二、六、八五	二、三、五	五、六、九三	一、八、六七	四、四、九八	一、七、二四	三、七、八

寄下 宿 舍業館
 一八六
 七三
 三、三
 一、一五
 〇、四五
 三、五九、八六
 八、二、五九、四七
 三、三〇九、六二
 六〇、五三
 四、四、四一
 四、五、三四

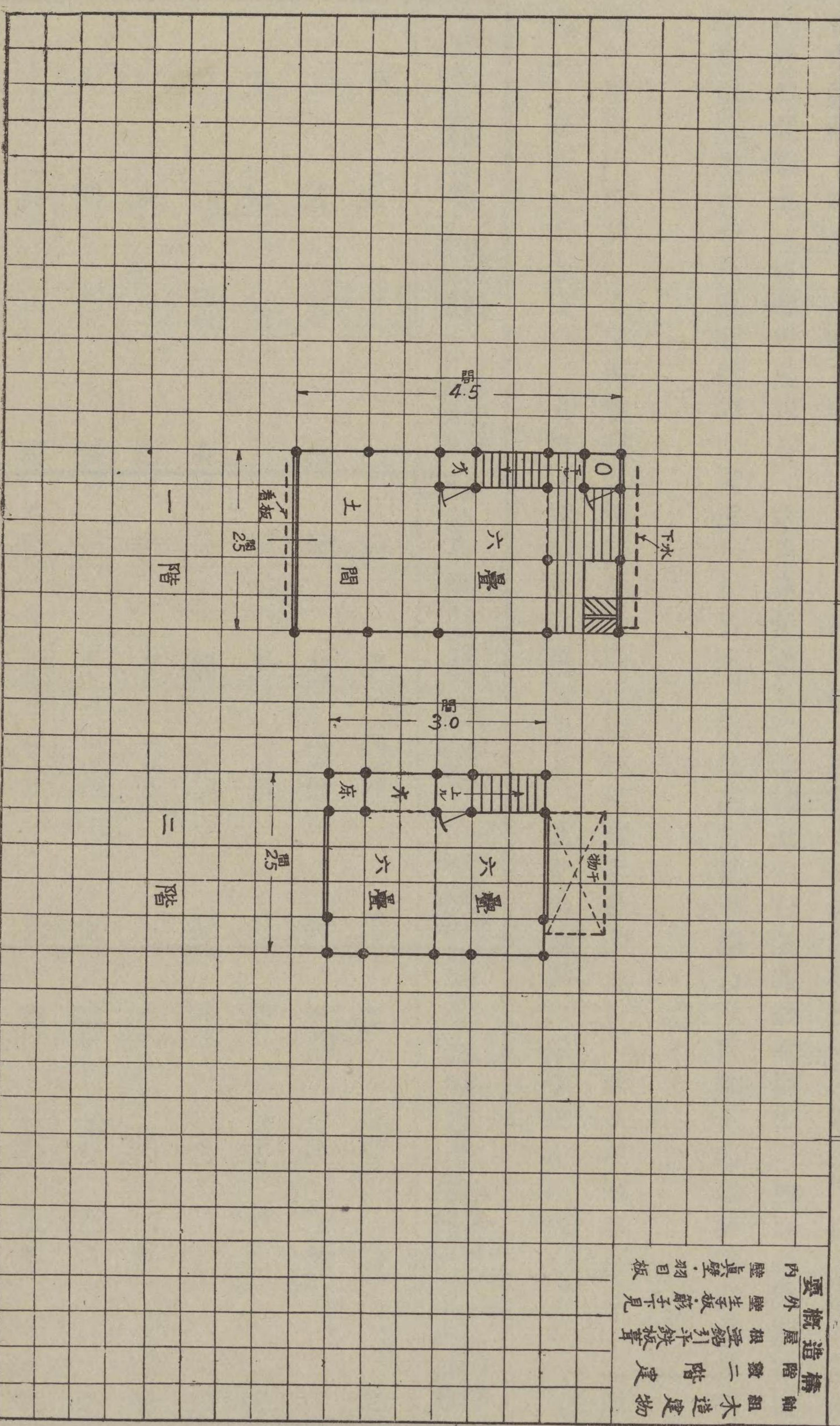
移轉建物平面圖

地區	23	分區	用途 住宅	建物所在 地名番號	芝區 琴平町 二番地ノ一	坪數	一階	二階	合計	28坪7合5勺	記號
群區	71	用途 住宅	建物所有 者姓名	區 甲	町 某	數	11坪2合5勺	7坪5合0勺	合計		記號
舊番	5	用途 住宅	敷地所有 者姓名	區 乙	町 某	數	乙		合計		記號

第一聯樣式

移轉建築物平面圖

地區	23	分區	用途 住宅 新番	5	在號	著名 所有 地所 住	芝區 區 區	琴平町 町 町	二番地 番地 番地	八 番地 番地	一 階 二 階	11坪 7坪	2合 5合 5合 0合 0合 0合	合計	28坪 7合 5勺	記	號	
地番	71	用途	住宅	新番	著名	著名	區	町	番地	番地	一階	11坪	2合	5勺	合計	28坪 7合 5勺	記	號
舊番		用途	住宅	新番	著名	著名	區	町	番地	番地	二階	7坪	5合	0勺	合計	28坪 7合 5勺	記	號



第一樣式

第三節 移轉群の考案並群割

土地區劃整理事業は一地區毎に施行せらるゝものなれば、建物及工作物の移轉亦之に倣ひ施行せらるべきものなりと雖、地區内の建物は連檐櫺比し、其の數一地區平均三千三百餘棟の多數に上るを以

第三節 移轉群の考案並群割

土地區劃整理事業は一地區毎に施行せらるゝものなれば、建物及工作物の移轉亦之に倣ひ施行せらるべきものなりと雖、地區内の建物は連檐櫛比し、其の數一地區平均三千三百餘棟の多數に上るを以て、移轉の統制を缺き、混亂に陥る虞あり、仍て種々講究の結果移轉後一定區域内に一團となるべき三十棟内外の建物を一移轉群と爲し、之を單位として移轉せしむる方針を樹て、地區の廣狹並從前の土地と換地豫定地との異動關係等を考慮したる上、一地區を數十箇乃至百數十箇の移轉群に分割したり。

市長施行地區内に於ける移轉群數は第三地區の三箇移轉群を最少とし、第八地區の百五十三箇移轉群を最高とし總計三千九百十二箇の移轉群に分割したり、之を地區別に示せば左の如し。

一	八	七	五	四	三	二	一
八五	四五	三	二	二	七三	四六	一五三
一、七八	一、三九	九五	三四	二、八一	一、五五	六、〇六	六、〇六
二〇	三〇	三三	一五	三〇	三三	四〇	四〇
二五	二六	二六	一元	三〇	三三	三三	三三
六〇	七〇	七〇	四〇	六二	九七	七二	七二
二、四三	二、五一	二、三三	二、〇三	三、八五	七、二九	二、六六	二、六六
四	三六	三三	四九	六二	七五	三八	三八
四六	四七	四八	五〇	五五	五三	五三	五三
一〇〇	一〇三	一三三	七	五	一四	一四	一四
二、七四	四、五三	四、一一	二、八七	一、八五	五、七〇	五、八七	五、八七
二七	四二	四三	三	三	四〇	元	元

乙 第一章 移轉計畫

四〇三

二	九	二	五	一	八	九	二〇	三	三	三	三	二	三	二	九	二	九
七	七	一〇〇	元	二	二	二	六	四	四	四	四	二	二	二	二	二	二
三、九九七	三、九九七	二、九七一	一、四二一	二、四九一	二、四九一	二、四九一	二、一八八	二、一八八	二、一八八	二、一八八	二、一八八	二、一八八	二、一八八	二、一八八	二、一八八	二、一八八	二、一八八
五	五	三〇	三	三	三	三	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
三、九三九	三、九三九	三、九三九	三、九三九	三、九三九	三、九三九	三、九三九	三、九三九	三、九三九	三、九三九	三、九三九	三、九三九	三、九三九	三、九三九	三、九三九	三、九三九	三、九三九	三、九三九
七	七	五	五	七	七	七	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六
三、九三九	三、九三九	三、九三九	三、九三九	三、九三九	三、九三九	三、九三九	三、九三九	三、九三九	三、九三九	三、九三九	三、九三九	三、九三九	三、九三九	三、九三九	三、九三九	三、九三九	三、九三九
計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計
三、九三九	三、九三九	三、九三九	三、九三九	三、九三九	三、九三九	三、九三九	三、九三九	三、九三九	三、九三九	三、九三九	三、九三九	三、九三九	三、九三九	三、九三九	三、九三九	三、九三九	三、九三九
四	四	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六

第四節 移轉順位、工法並工期の決定

移轉群割に次で必要なるは其の群内に於ける建物の移轉順位、工法及工期の決定なり、而して之等は移轉計畫中最も重要事項に屬し萬一其の適正を缺くに於ては移轉の進捗を阻害し損害補償金の衡平を失する結果となり其の及ぼす影響極めて甚大なるを以て左の方針に依り慎重調査の上之を決定して之が統一衡平を圖りたり。

一 移轉順位の決定 移轉順位は先づ一群内に於て最初に移轉せしむべき建物を撰定し之を第一次の移轉建物と爲し、次は其の跡地を換地豫定地とする建物を第二次の移轉建物とし、以下順次此の方法に依り移轉順位を定めたるものなるを以て第一次移轉建物の撰定に付ては特に慎重の考慮を拂

ひたり。

而して第一次に移轉せしむべき建物は普通空地を換地豫定地として指定せられたる建物を撰定せり、然れども一移轉群内に空地全く存せざるか若は空地狭少なる場合に於ては換地の異動少く建物の一部を除却するのみにして全體の移轉を要せざるものを撰定したり、而して以上の方法に依ること

の移轉建物と爲し、次は其の跡地を換地豫定地とする建物を第二次の移轉建物とし、以下順次此の方法に依り移轉順位を定めたるものなるを以て第一次移轉建物の撰定に付ては特に慎重の考慮を拂

ひたり。

而して第一次に移轉せしむべき建物は普通空地を換地豫定地として指定せられたる建物を撰定せり、然れども一移轉群内に空地全く存せざるか若は空地狭少なる場合に於ては換地の異動少く建物の一部を除却するのみにして全體の移轉を要せざるものを撰定したり、而して以上の方法に依ること能はざる場合に於ては已むを得ず最も適當と認むる建物を撰出し、之を工事中斷の方法に依り移轉せしむることとし、第一次の移轉建物と爲したり。

工事中斷とは換地豫定地を直に使用し得ざる場合に建物を現在地より解體撤去して一時他所に堆積し置き、換地豫定地の使用せらるゝに至りたる時始めて之に再築する方法にして、普通中斷積置移轉とも稱せり、而して移轉實施に當り此の方法に依りたるもの幾多其の事例を見たるも、此の如き方法に依る移轉は他に比し其の犠牲輕からざるべきを以て之が撰定に當りては移轉促進上最も有効なるべき建物を撰定すると共に可及的中斷期間の短縮を圖ることに努めたり。

建物の移轉順序は第一次移轉建物の決定に依り自ら決定せらるゝものなるが、在來道路が一方に移動する場合は之に接する建物の移轉順序は道路より後退するものを先にし、道路上に進出するものを後とし一般交通の障碍或は露次の閉塞等を生ぜしめざる方針を採りたり。

二 移轉工法の決定 移轉順位決定したるときは各建物と換地との關係を調査し建物の構造等を參酌して移轉工法の決定を爲したり、工法の種類は之を大別して曳方、移築及一部除却の三種とす、其の方法を述べれば左の如し。

(イ) 曳方工法 本工法は建物を解體することなく現状の儘之を曳方に依り換地に移轉するものにして現在地と換地との距離短く且障碍物存在せざるときは何れも本工法に依りたり。

(ロ) 移築工法 本工法は建物を解體し之を換地に運搬再築するものにして、曳方工法に比し工事費

竝工事日數共に増加するを以て通常左記の場合を除く外本法を適用せしむることとせり。

- (一) 現在地と換地とに高低あり其の差六尺を超え曳方工法に依り難き場合。
- (二) 現在地と換地との距離六十間以上にして曳方工法に依るを不適當とする場合。
- (三) 現在地と換地との間に建物其他移轉に障碍となるべき物件及交通頻繁なる街路介在する場合。

(四) 建物の構造上曳方工法に依り難き場合。

(ハ) 一部除却工法 本法は換地豫定地の面積竝形状が現在地と異なり建物を現状の儘換地に移轉し得ざる爲之を換地面積竝形状に適應せしむる様建物の一部を切取る工法なり、而して其の多くは曳方又は移築工法と併用したるも、僅少なる面積の縮小に過ぎざる場合は建物全部を移動せしむることなく縮小部分に當る建物の一部を除却するものとせり、之を据置一部除却工法と稱す。

而して一部除却工法に依り切取るべき部分を定むるに當りては通常木造建物の軒出は柱の中心より一尺五寸と看做し之を完全に換地に收め得る如く除却の幅員を定め移轉後隣地境界と建物の外壁中心との距離を一尺五寸保有せしむるを通則としたり。

尙建物が長家建にして間口縮小し奥行に沿ひ一部除却を要する場合は縮小面積を各戸の坪數に按分し其の除却箇所は界壁に沿ふものとす、又同一換地内に所有者又は占有者を異にする數棟の建物を移轉する場合は換地面積を各建物の坪數に按分し換地の形状に應じ除却部分竝其の面積を決定したり。

移轉工法は以上曳方、移築及一部除却の三工法を基礎として決定したるものなるが、換地の面積及形状等の關係上前記三工法中其の單一工法に依り難き場合は二工法以上を併用決定したるものなり、而

して其の最も多く適用せられたるは曳方一部除却及移築一部除却にして稀に一部曳方一部移築一部除却の如き三工法を併せ適用したるものあり。

以上の外換地の形状が現形と著しく相違せる場合に於て建物夫れ自體は曳方又は移築工法により移動せしめ得るも、其の大部分を除却するに非ざれば換地内に完全に收むること能はざるを以て、其の

移轉工法は以上曳方、移築及一部除却の三工法を基礎として決定したるものなるが、換地の面積及形状等の關係上前記三工法中其の單一工法に依り難き場合は二工法以上を併用決定したるものなり、而

して其の最も多く適用せられたるは曳方一部除却及移築一部除却にして稀に一部曳方一部移築一部除却の如き三工法を併せ適用したるものあり。

以上の外換地の形状が現形と著しく相違せる場合に於て建物夫れ自體は曳方又は移築工法により移動せしめ得るも、其の大部分を除却するに非ざれば換地内に完全に收むること能はざるを以て、其の結果は建物の利用價值を著しく低下せしむることとなるに依り、斯の如き場合に於ては一般の工法に依らず特別移築工法として建物を解體し主として其の材料を使用し換地の形状に應じ可成在來利用價值を低下せしめざる様模様替を爲し改築するものとせり。

尙特殊の用途に供する建物例へば興行場、病院及産院、旅館及下宿業、火藥類を貯藏する倉庫等の建物は假令假設建築場と雖其の移轉、改築等を爲さむとするときは其の用途に従ひ構造及設備に關し夫々法規上の制限竝取締を受くるものなるを以て、之等に對する移轉工法は一般建物に於けるが如く移轉距離、換地の面積竝形状、建物の構造等のみに依り難く法規上の諸條件を具備せしむる爲、特に考慮を要したり、例へば假設興行場の如きは假設興行場取締規則に依り建物の表側及客席部の兩側に幅員六尺以上の空地を存し以て非常時に於ける災禍の防止を必要とせられたるを以て此の範圍内に於て除却面積の決定を爲すこととせり。

又石造、煉瓦造、鐵筋コンクリート造の如き燒殘建物の移轉に對しては其の構造上曳方作業は困難とせられ、殊に換地の關係上一部除却を要する場合の如きは實行不能と看做し移轉計畫の初期に於ては概ね移築又は特別移築工法を採用したり、然るに事業の進捗に伴ひ民間に於ける移轉作業著しく進歩し從來曳方移轉を不能とせられたる耐火構造の建物又は工作物に對しても其の狀態に依り特殊の施工方法を用ひ曳方移轉の事例を見たるに依り其の主なるもの第四地區内西久保明船町十三番所在鐵筋コンクリート造三階建々坪二十七坪壁體龜裂せるもの一棟、第二十五地區内西久保明船町十三番所在鐵

筋コンクリート造高さ八十尺口徑二尺の浴場附屬煙突一基爾來耐火構造の建物と雖技術上曳方可能と認めたるものに對しては此の工法を採用したり。
 移轉工法は以上述べたる方針に依り決定を爲したるものにして今市長施行地區内移轉建物に對し採りたる工法を建物構造別に示せば左の如し。

種別	工法別棟數	
	移築部	除却部
木造建物	二、三九	三
石造平家建	三	三
同二階建	〇	〇
同三階健	〇	〇
煉瓦造平家建	一、九	一
同二階建	〇	〇
同三階建	〇	〇
同四階建	〇	〇
鐵骨造平家建	二	〇
同二階建	〇	〇
コンクリート造	三	〇
平家建	〇	〇
鐵筋コンクリート造	三	〇
鐵筋平家建	〇	〇
計	三、五九、九〇五	一、〇一八

同二階建	〇
同三階建	〇
同四階建	〇
同五階建	〇
計	一、四二〇

計 要移轉棟數に 對する千分比	計	
	二八八五	九七八三四五
一七八七二	〇六〇五六七二	一四九二二八三九〇
	〇九二七三三三	二二〇〇三〇〇
	〇九二七三三三	一四二八三八八
	一八八〇〇三	三四五
	〇〇七	一一
	〇〇一	一
	〇〇一	三二六四五

備考

本表中全部除却を爲したる建物あるは左の理由に因る。

- 一 所有權を抛棄し移轉を實施せざる爲耕地整理法第二十七條に依り除却したるもの一棟
- 一 同一敷地内に於ける所有者同じき多數建物の移轉計畫に際し所有者と協定の上特に除却したるもの六棟
- 一 他人の換地内に無斷にて建物を建築し命令建物の移轉に支障となりたる爲耕地整理法第二十七條に依り除却したるもの七棟

前記計畫に因るときは要移轉建物十六萬四千四百五十一棟此の延坪數二百七十七萬九千九百九十一坪八勺は、整理後に於て棟數十七棟を減じ、坪數に於ては四十五萬六千八百九十二坪一合六勺(總延坪數に對し一割六分五厘)を減じ二百三十一萬三千二百九十八坪九合二勺となる、之を建物の構造別に對照すれば左の如し。

種別	整理前建物		整理後建物		差引増減(△印増)	
	棟數	延坪數	棟數	延坪數	棟數	延坪數
木造建物	一五九、九〇五	二、七二、六六・二三 ^坪	一五九、八九一	二、二七〇、〇八五・五九 ^坪	一四	四五、五八〇・六四 ^坪
石造平家建	一三八	一、一八八・八四	一三八	一、〇五七・三五	一	一三二・四九
同階建	五四	七〇・九〇	五四	六五二・三九	一	五八・五
同階建	一	四七・二五	一	四七・二五	一	一、〇六三・五九
煉瓦造平家建	五五八	九、九四・二三	五五七	八、九三〇・五三	一	一、〇六三・五九
同階建	一八二	五、七八・一一	一八二	五、二二・一九	一	六四六・九三

同階建	三三	六四・三五	三三	五七四・九二	一	四九・四三
同階建	一	六六・〇〇	一	六六・〇〇	一	一、四五四・六六
鐵骨造平家建	二六五	二、五六・七〇	二六四	二、〇一五・〇四	一	一、四五四・六六
同階建	四八	三、九五・三三	四八	三、六二・九二	一	三〇三・三二

鐵骨煉瓦造平家建	一	五〇〇	一	五〇〇	一	一
同 三階建	一	二〇〇〇	一	一八三・七五	一	二六・五
鐵筋コンクリート造煉瓦造及木造四階建	一	四五六・六	一	一	一	四五八・五
土藏造平家建	四	一四・一三	四	一四・一三	一	一
同 二階建	八	九五・元	八	九五・八五	一	二六・五
同 三階建	一	三六・四	一	三九・六	一	六・五
計	一六、四五一	二、七〇、二九〇・八	一六、四三四	二、三三、二九八・三	一七	四五六、八三・二六

四二二

備考 整理後に於て棟數十七棟を減じたるは除却したるもの十四棟、特別移築に依り四棟の建物を一棟と爲したるものあるに因る。

三 移轉工期の決定 前記工法の決定に次ぎ、建物其の他の工作物の構造、面積、工法及移轉距離等を斟酌して移轉工事期間を決定したり、而して其の期間は之を工事著手より現地撤去迄及現地撤去より工事完了迄の二期に分ち、各期間の所要日數は左の標準に依り之を算定したり。

記

- 一 移轉工事期間を別ちて現地撤去期間及復舊完了期間とす。
- (イ) 現地撤去期間とは建物を移動する爲に要する準備作業より現在地を撤去する迄の期間を謂ふ
- (ロ) 復舊完了期間とは前項建物を換地へ移し工事を完了せしむる迄の期間を謂ふ
- 二 移轉工事期間の工程日數は左記日數の合計に依り定む。
- (イ) 純工程日數
- (ロ) 工事中斷日數

(ハ) 豫備日數

三 純工程日數とは建物及其の他の工作物の移轉工事の爲必要なりと認むる日數を謂ふ。

(イ) 木造建物の移轉工法別に依る純工程日數

(一) 單一工法に依る場合

曳方、移築、除却の何れかの一工法に依る場合にして工程日數算定に關する原則左の如

- 二 移轉工事期間の工程日数は左記日数の合計に依り定む。
- (イ) 純工程日数
- (ロ) 工事中断日数

(ハ) 豫備日数

三 純工程日数とは建物及其の他の工作物の移轉工事の爲必要なりと認むる日数を謂ふ。

- (イ) 木造建物の移轉工法別に依る純工程日数
- (一) 單一工法に依る場合

曳方、移築、除却の何れかの一工法に依る場合にして工程日数算定に關する原則左の如し。

工程	復 舊 完 了 期 間 (塗壁の有無に依る區別あり)	
	(塗壁有)	(塗壁無)
曳方	曳方部分の延坪數に依り工程日数を算定す	曳方部分の延坪數により工程日数を算定す
移築	移築部分の延坪數に依り工程日数を算定す	移築部分の延坪數に依り工程日数を算定す
除却	除却部分の延坪數に依り工程日数を算定す	除却部分の延坪數に依り工程日数を算定す
	(塗壁有)	(塗壁無)
	塗壁無き場合の工程日数に七日乃至十二日を加算す	塗壁無き場合の工程日数に七日乃至十二日を加算す

右原則に基き算定したる純工程日数表は別紙第一表及第二表の如し。

(二) 二工法契合の場合

曳方、移築、除却の何れかの二工法契合する場合にして工程日数算定に關する原則左の如し。

工法	復 舊 完 了 期 間 (塗壁の有無に依る區別あり)
現地撤去期間(塗壁の有無に依る區別なし)	

乙 第一章 移轉計畫

曳方と 除却あ る場合	曳方部分の延坪數に依る 工程日數に除却部分の延 坪數に依る工程日數を加 算す	塗壁無 き場合	曳方部分の延坪數に依る工程日數に除却部分の延間數に依る工 程日數を加算す
		塗壁有 る場合	曳方部分の延坪數に依る塗壁無き場合の工程日數に除却部分の 延間數に依る塗壁ある場合の工程日數を加算す
移築と 除却あ る場合	移築部分と除却部分とを 合したる延坪數に依る移 築工程日數とす	塗壁無 き場合	移築部分の延坪數に依る工程日數に除却部分の延間數に依る工 程日數を加算す
		塗壁有 る場合	移築部分の延坪數に依る塗壁ある場合の工程日數に除却部分の 延間數に依る塗壁なき場合の工程日數を加算す

右の原則に基き算定したる純工程日數表は別紙第一表第二表の如し。

(ロ) 純工程日數表は普通構造なるパラツク式商店又は住宅を基礎とし大體の標準を定めたるものなれば建物の種類、構造の繁簡及基礎、地形の程度並移轉距離、廻轉角度、土地の高低を斟酌して適當なる日數の増減を爲すべきものとす

四 工事中斷日數

工事中斷日數とは移轉計畫上の不可止の事情により一時工事を中止すべき期間の日數を謂ふ。中斷日數は當該移轉物件に就き實際必要なる日數を調査し決定するものとす。

五 豫備日數

豫備日數とは雨雪等に因る工事休止の爲必要と認むる豫備の日數を謂ふ。豫備日數は左の標準に據る。

(イ)	純工程日數	七日以内のとき	豫備日數	二日を加算す
	同	十日以内のとき	同	三日を加算す
	同	十日を超過するとき	同	一日を加算す
(ロ)	純工程日數に豫備日數を加算したる工程日數は別紙第三表の如し			

以上の標準は主として木造建物に就き設けられたるものにして石造、煉瓦造、鐵筋コンクリート造の如き木造以外の建物其の他の工作物に在りては悉く同一標準に據り難きを以て、之等に對する移轉所要日數中純工程日數は實況に應じ之を定め工事中斷日數及豫備日數は前記標準に依ることゝしたり。而して一移轉群の計畫終了したる時は移轉群毎に移轉計畫圖を、又移轉群に依り必要ある場合は之

同	十日以内のとき	同	三日を加算す
同	十日を超過するときは五日未滿を増す毎に	同	一日を加算す
(ロ)	純工程日數に豫備日數を加算したる工程日數は別紙第三表の如し		

以上の標準は主として木造建物に就き設けられたるものにして石造、煉瓦造、鐵筋コンクリート造の如き木造以外の建物其の他の工作物に在りては悉く同一標準に據り難きを以て、之等に對する移轉所要日數中純工程日數は實況に應じ之を定め工事中斷日數及豫備日數は前記標準に依ることゝしたり。而して一移轉群の計畫終了したる時は移轉群毎に移轉計畫圖を、又移轉群に依り必要ある場合は之が整理圖を併せ作成したり、右は何れも縮尺三百分の一の平面圖にして、前者は現形圖と換地豫定地指定圖とを二重描出したるものにして、現在地對換地の異動及之に伴ふ建物の移轉方向を明瞭ならしめ、且建物の移轉工法並除却部分等を符號にて表示したるもの、後者は移轉完了後に於ける建物及工作物の状態を表示したるものなり(附圖參照)

尙換地豫定地指定圖は換地面積決定圖に基き移轉群別に作成したる縮尺三百分の一の平面圖にして、計畫街路と換地位置との關係及換地の形狀、境界等を明瞭ならしめ、之に境界線の間數、地番、借地界及借地番號等を表示す、而して本圖は現形圖と共に移轉命令に添付し或は移轉命令を受けざる土地所有者及借地權者に其の換地豫定地を通知する際之を添付せり(附圖參照)

木

器、天式表
工、制、以、計

式	尺	寸	分	釐
120	12	0	0	0
115	11	5	0	0
110	11	0	0	0
105	10	5	0	0
100	10	0	0	0
95	9	5	0	0
90	9	0	0	0
85	8	5	0	0
80	8	0	0	0
75	7	5	0	0
70	7	0	0	0
65	6	5	0	0
60	6	0	0	0
55	5	5	0	0
50	5	0	0	0
45	4	5	0	0
40	4	0	0	0
35	3	5	0	0
30	3	0	0	0
25	2	5	0	0
20	2	0	0	0
15	1	5	0	0
10	1	0	0	0
5	0	5	0	0

木 運 轉 工 作 日 誌

運轉日誌		木 運 轉 工 作 日 誌	
日 期	時 間	運 轉 日 誌	木 運 轉 工 作 日 誌
1	10	10	10
2	10	10	10
3	10	10	10
4	10	10	10
5	10	10	10
6	10	10	10
7	10	10	10
8	10	10	10
9	10	10	10
10	10	10	10
11	10	10	10
12	10	10	10
13	10	10	10
14	10	10	10
15	10	10	10
16	10	10	10
17	10	10	10
18	10	10	10
19	10	10	10
20	10	10	10
21	10	10	10
22	10	10	10
23	10	10	10
24	10	10	10
25	10	10	10
26	10	10	10
27	10	10	10
28	10	10	10
29	10	10	10
30	10	10	10
31	10	10	10
32	10	10	10
33	10	10	10
34	10	10	10
35	10	10	10
36	10	10	10
37	10	10	10
38	10	10	10
39	10	10	10
40	10	10	10
41	10	10	10
42	10	10	10
43	10	10	10
44	10	10	10
45	10	10	10
46	10	10	10
47	10	10	10
48	10	10	10
49	10	10	10
50	10	10	10
51	10	10	10
52	10	10	10
53	10	10	10
54	10	10	10
55	10	10	10
56	10	10	10
57	10	10	10
58	10	10	10
59	10	10	10
60	10	10	10
61	10	10	10
62	10	10	10
63	10	10	10
64	10	10	10
65	10	10	10
66	10	10	10
67	10	10	10
68	10	10	10
69	10	10	10
70	10	10	10
71	10	10	10
72	10	10	10
73	10	10	10
74	10	10	10
75	10	10	10
76	10	10	10
77	10	10	10
78	10	10	10
79	10	10	10
80	10	10	10
81	10	10	10
82	10	10	10
83	10	10	10
84	10	10	10
85	10	10	10
86	10	10	10
87	10	10	10
88	10	10	10
89	10	10	10
90	10	10	10
91	10	10	10
92	10	10	10
93	10	10	10
94	10	10	10
95	10	10	10
96	10	10	10
97	10	10	10
98	10	10	10
99	10	10	10
100	10	10	10

移 轉 純 工 程 日 數 一 覽 表 (塗壁ナキ場合)

曳方又ハ移築ニ伴ヒ除却アル場合ノ純工程日數表

撤去日數	註記													復舊日數															
	5	10	15	20	25	30	35	40	45	50	55	60	65	70	75	2.5	5	7.5	10	12.5	15	17.5	20	25	30	35	40	45	50
150	17	18	19	19	20	20	21	21	21	22	22	22	23	23	23	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
145	12	12	12	12	13	13	13	13	14	14	14	14	15	15	15	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
140	17	18	19	19	20	20	21	21	21	22	22	22	23	23	23	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
135	11	11	11	11	12	12	12	12	13	13	13	13	14	14	14	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
130	17	18	19	19	20	20	21	21	21	22	22	22	23	23	23	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
125	11	11	11	11	12	12	12	12	13	13	13	13	14	14	14	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
120	16	17	18	18	19	19	20	20	20	21	21	21	22	22	22	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
115	11	11	11	11	12	12	12	12	13	13	13	13	14	14	14	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
110	16	17	18	18	19	19	20	20	20	21	21	21	22	22	22	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
105	11	11	11	11	12	12	12	12	13	13	13	13	14	14	14	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
100	16	17	18	18	19	19	20	20	20	21	21	21	22	22	22	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
95	11	11	11	11	12	12	12	12	13	13	13	13	14	14	14	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
90	16	17	18	18	19	19	20	20	20	21	21	21	22	22	22	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
85	11	11	11	11	12	12	12	12	13	13	13	13	14	14	14	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
80	16	17	18	18	19	19	20	20	20	21	21	21	22	22	22	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
75	11	11	11	11	12	12	12	12	13	13	13	13	14	14	14	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
70	16	17	18	18	19	19	20	20	20	21	21	21	22	22	22	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
65	11	11	11	11	12	12	12	12	13	13	13	13	14	14	14	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
60	16	17	18	18	19	19	20	20	20	21	21	21	22	22	22	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
55	11	11	11	11	12	12	12	12	13	13	13	13	14	14	14	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
50	16	17	18	18	19	19	20	20	20	21	21	21	22	22	22	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
45	11	11	11	11	12	12	12	12	13	13	13	13	14	14	14	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
40	16	17	18	18	19	19	20	20	20	21	21	21	22	22	22	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
35	11	11	11	11	12	12	12	12	13	13	13	13	14	14	14	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
30	16	17	18	18	19	19	20	20	20	21	21	21	22	22	22	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
25	11	11	11	11	12	12	12	12	13	13	13	13	14	14	14	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
20	16	17	18	18	19	19	20	20	20	21	21	21	22	22	22	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
15	11	11	11	11	12	12	12	12	13	13	13	13	14	14	14	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
10	16	17	18	18	19	19	20	20	20	21	21	21	22	22	22	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
5	11	11	11	11	12	12	12	12	13	13	13	13	14	14	14	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34

註記

第一表

一、本表中延坪數トアルハ各階ノ坪數ヲ合算シタル實坪數ヲ、延間數トアルハ除却ノタメ截斷セラル、線ノ各階ヲ通シタル延長ヲ示ス

二、本表中ノ現地撤去日數ト復舊完了日數トヲ合算シタル日數ヲ純工程日數トス

三、本表ハ普通構造ノバラック式商店又ハ住宅ヲ基礎トシ、大體ノ標準ヲ定メタルモノナレバ建物ノ種類、構造ノ繁簡及基礎ノ程度並移轉距離、回轉角度、土地ノ高低等ヲ斟酌シ

四、適當ナル日數ノ増減ヲ爲スヘキモノトス

移轉全工事日數ヲ算出スル場合ニハ本表純工程日數ノ外豫備日數及中斷日數ヲ加算スルモノトス。但シ豫備日數ハ純工程日數ガ七日以内ナルトキハ貳日ヲ拾日以内ナルトキハ參日ヲ加算シ拾日ヲ超ユルトキハ超過日數五日未滿ヲ増ス毎ニ壹日ヲ加フルモノトス

中斷日數ハ當該建物ニ就キ實際必要ナル日數ヲ調査シテ之ヲ決定スルモノトス

ミニ依ル
程日數表

註記

延坪數及延間數ノ數字ハ中間坪數又ハ中間々數ノ最大數字ヲ示スモノニシテ假令延坪數10ノ横欄内ニアル數字ハ五坪強ヨリ十坪ニ至ル間ノ坪數ニ對スル工程日數ヲ示スモノトス

復舊完了	日
除却延間數	數
50	16
47.5	16
45	15
42.5	15
40	14
37.5	14
35	13
32.5	13
30	12
27.5	12
25	11
22.5	11
20	10
17.5	9
15	8
12.5	7
10	6
7.5	5
5	4
2.5	3

曳方又ハ移築ヲナス部分ノ延坪數

除却延坪數

日 報 一 覽 表 (日 報 一 覽 表)

本 報 日 報 一 覽 表 (日 報 一 覽 表)

本 報 日 報 一 覽 表 (日 報 一 覽 表)

本 報 日 報 一 覽 表 (日 報 一 覽 表)

本 報 日 報 一 覽 表 (日 報 一 覽 表)

本 報 日 報 一 覽 表 (日 報 一 覽 表)

本 報 日 報 一 覽 表 (日 報 一 覽 表)

本 報 日 報 一 覽 表 (日 報 一 覽 表)

本 報 日 報 一 覽 表 (日 報 一 覽 表)

本 報 日 報 一 覽 表 (日 報 一 覽 表)

本 報 日 報 一 覽 表 (日 報 一 覽 表)

本 報 日 報 一 覽 表 (日 報 一 覽 表)

本 報 日 報 一 覽 表 (日 報 一 覽 表)

本 報 日 報 一 覽 表 (日 報 一 覽 表)

本 報 日 報 一 覽 表 (日 報 一 覽 表)

本 報 日 報 一 覽 表 (日 報 一 覽 表)

本 報 日 報 一 覽 表 (日 報 一 覽 表)

本 報 日 報 一 覽 表 (日 報 一 覽 表)

本 報 日 報 一 覽 表 (日 報 一 覽 表)

本 報 日 報 一 覽 表 (日 報 一 覽 表)

本 報 日 報 一 覽 表 (日 報 一 覽 表)

本 報 日 報 一 覽 表 (日 報 一 覽 表)

本 報 日 報 一 覽 表 (日 報 一 覽 表)

本 報 日 報 一 覽 表 (日 報 一 覽 表)

本 報 日 報 一 覽 表 (日 報 一 覽 表)

本 報 日 報 一 覽 表 (日 報 一 覽 表)

本 報 日 報 一 覽 表 (日 報 一 覽 表)

本 報 日 報 一 覽 表 (日 報 一 覽 表)

本 報 日 報 一 覽 表 (日 報 一 覽 表)

本 報 日 報 一 覽 表 (日 報 一 覽 表)

本 報 日 報 一 覽 表 (日 報 一 覽 表)

本 報 日 報 一 覽 表 (日 報 一 覽 表)

本 報 日 報 一 覽 表 (日 報 一 覽 表)

本 報 日 報 一 覽 表 (日 報 一 覽 表)

第 一 表

本 報 日 報 一 覽 表 (日 報 一 覽 表)

本 報 日 報 一 覽 表 (日 報 一 覽 表)

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----

木工 算帳 簿

日	月	年	種別	品名	数量	単価	金額	備考
8	1	1	材	杉	10	100	1000	
9	1	1	材	松	10	100	1000	
10	1	1	材	柏	10	100	1000	
11	1	1	材	榿	10	100	1000	
12	1	1	材	楓	10	100	1000	
13	1	1	材	柳	10	100	1000	
14	1	1	材	杉	10	100	1000	
15	1	1	材	松	10	100	1000	
16	1	1	材	柏	10	100	1000	
17	1	1	材	榿	10	100	1000	
18	1	1	材	楓	10	100	1000	
19	1	1	材	柳	10	100	1000	
20	1	1	材	杉	10	100	1000	
21	1	1	材	松	10	100	1000	
22	1	1	材	柏	10	100	1000	
23	1	1	材	榿	10	100	1000	
24	1	1	材	楓	10	100	1000	
25	1	1	材	柳	10	100	1000	
26	1	1	材	杉	10	100	1000	
27	1	1	材	松	10	100	1000	
28	1	1	材	柏	10	100	1000	
29	1	1	材	榿	10	100	1000	
30	1	1	材	楓	10	100	1000	
31	1	1	材	柳	10	100	1000	
1	2	1	材	杉	10	100	1000	
2	2	1	材	松	10	100	1000	
3	2	1	材	柏	10	100	1000	
4	2	1	材	榿	10	100	1000	
5	2	1	材	楓	10	100	1000	
6	2	1	材	柳	10	100	1000	
7	2	1	材	杉	10	100	1000	
8	2	1	材	松	10	100	1000	
9	2	1	材	柏	10	100	1000	
10	2	1	材	榿	10	100	1000	
11	2	1	材	楓	10	100	1000	
12	2	1	材	柳	10	100	1000	
13	2	1	材	杉	10	100	1000	
14	2	1	材	松	10	100	1000	
15	2	1	材	柏	10	100	1000	
16	2	1	材	榿	10	100	1000	
17	2	1	材	楓	10	100	1000	
18	2	1	材	柳	10	100	1000	
19	2	1	材	杉	10	100	1000	
20	2	1	材	松	10	100	1000	
21	2	1	材	柏	10	100	1000	
22	2	1	材	榿	10	100	1000	
23	2	1	材	楓	10	100	1000	
24	2	1	材	柳	10	100	1000	
25	2	1	材	杉	10	100	1000	
26	2	1	材	松	10	100	1000	
27	2	1	材	柏	10	100	1000	
28	2	1	材	榿	10	100	1000	
29	2	1	材	楓	10	100	1000	
30	2	1	材	柳	10	100	1000	
31	2	1	材	杉	10	100	1000	



一、本帳簿は、木工の算帳に用いられ、材料の出入り、加工の状況、金額の計算などを記録するものである。

二、本帳簿は、日単位で記入し、月末に集計を行う。集計の結果は、別の帳簿に転記する。

三、本帳簿は、材料の種類、数量、単価、金額を記録する。材料の種類は、杉、松、柏、榿、楓、柳などである。

四、本帳簿は、木工の業務に不可欠なものである。木工の業務は、材料の調達、加工、製品の完成などである。

五、本帳簿は、木工の業務の効率化に役立つ。材料の出入りを正確に記録することで、材料の在庫管理が容易になる。

六、本帳簿は、木工の業務の透明化に役立つ。金額の計算を正確に行うことで、業務の経費が明確になる。

七、本帳簿は、木工の業務の記録に役立つ。業務の進捗状況を記録することで、業務の振り返りが容易になる。

八、本帳簿は、木工の業務の改善に役立つ。業務の記録を分析することで、業務の改善が図れる。

九、本帳簿は、木工の業務の発展に役立つ。業務の記録を蓄積することで、業務の発展が図れる。

十、本帳簿は、木工の業務の継承に役立つ。業務の記録を蓄積することで、業務の継承が容易になる。

轉純工程日數一覽表 (塗壁アル場合)

曳方又ハ移築ニ伴ヒ除却アル場合ノ純工程日數表

日數	撤去日數														註記	復舊日數														
	5	10	15	20	25	30	35	40	45	50	55	60	65	70		75	2.5	5	7.5	10	12.5	15	17.5	20	25	30	35	40	45	50
150	17	18	19	19	20	20	21	21	21	22	22	22	23	23	23	150	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
145	17	18	19	19	20	20	21	21	21	22	22	22	23	23	23	145	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
140	11	12	12	12	13	13	13	13	14	14	14	14	15	15	15	140	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
135	11	11	12	12	12	12	13	13	13	13	14	14	14	15	15	135	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
130	16	17	18	18	19	19	20	20	20	21	21	21	22	22	22	130	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
125	16	17	18	18	19	19	20	20	20	21	21	21	22	22	22	125	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
120	10	11	11	11	12	12	12	12	13	13	13	13	14	14	14	120	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
115	15	16	17	17	18	18	19	19	19	20	20	20	21	21	21	115	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
110	10	10	10	10	11	11	11	11	12	12	12	12	13	13	13	110	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
105	14	15	16	16	17	17	18	18	18	19	19	19	20	20	20	105	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
100	9	10	10	10	11	11	11	11	12	12	12	12	13	13	13	100	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
95	13	14	15	15	16	16	17	17	17	18	18	18	19	19	19	95	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
90	9	9	9	10	10	10	11	11	11	11	11	12	12	12	12	90	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
85	12	13	14	14	15	15	16	16	16	17	17	17	18	18	18	85	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
80	8	9	9	9	10	10	10	10	11	11	11	11	12	12	12	80	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
75	11	12	13	13	14	14	15	15	15	16	16	16	17	17	17	75	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
70	8	8	8	9	9	9	10	10	10	10	11	11	11	11	11	70	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
65	11	12	13	13	14	14	15	15	15	16	16	16	17	17	17	65	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
60	7	8	8	8	9	9	9	9	10	10	10	10	11	11	11	60	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
55	10	11	12	12	13	13	14	14	14	15	15	15	16	16	16	55	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
50	6	7	7	7	8	8	8	8	9	9	9	9	10	10	10	50	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
45	9	10	11	11	12	12	13	13	13	14	14	14	15	15	15	45	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
40	6	6	6	7	7	7	8	8	8	9	9	9	10	10	10	40	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
35	8	9	9	10	10	11	11	11	11	12	12	12	13	13	13	35	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
30	5	5	6	6	6	7	7	7	7	8	8	8	9	9	9	30	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
25	7	8	8	8	9	9	9	9	9	10	10	10	11	11	11	25	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
20	4	4	5	5	5	6	6	6	6	7	7	7	8	8	8	20	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
15	3	4	4	4	5	5	5	5	5	6	6	6	7	7	7	15	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
10	3	3	4	4	4	5	5	5	5	6	6	6	7	7	7	10	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
5	2	3	3	3	4	4	4	4	4	5	5	5	6	6	6	5	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
0	2	3	3	3	4	4	4	4	4	5	5	5	6	6	6	0	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25

註記

一、本表中延坪數トアルハ各階ノ坪數ヲ合算シタル實坪數ヲ、延間數トアルハ除却ノタメ載
 断セラル、線ノ各階ヲ通シタル延長ヲ示ス
 二、本表中ノ現地撤去日數ト復舊完了日數トヲ合算シタル日數ヲ純工程日數トス
 三、本表ハ普通構造ノバラツク式商店又ハ住宅ヲ基礎トシ、大體ノ標準ヲ定メタルモノナレ
 バ建物ノ種類、構造ノ繁簡及基礎ノ程度並移轉距離、回轉角度、土地ノ高低等ヲ酌量シ

四、ヲ適當ナル日數ノ増減ヲ爲スヘキモノトス
 移轉全工事日數ヲ算出スル場合ニハ本表純工程日數ノ外豫備日數及中断日數ヲ加算スル
 モノトス。但シ豫備日數ハ純工程日數ガ七日以内ナルトキハ
 參日ヲ加算シ拾日ヲ超ユルトキハ超過日數五日未滿ヲ増ス毎ニ壹日ヲ加フルモノトス
 中断日數ハ當該建物ニ就キ實際必要ナル日數ヲ調査シテ之ヲ決定スルモノトス

第二表

150	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
145	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
140	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
135	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
130	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
125	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
120	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
115	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
110	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
105	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
100	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
95	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
90	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
85	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
80	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
75	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
70	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
65	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
60	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
55	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
50	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
45	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
40	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
35	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
30	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
25	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
20	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
15	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
10	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
5	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
0	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25

曳方又ハ移築ヲナス部分ノ延坪數

曳方又ハ移築ヲナス部分ノ延坪數

除却延坪數

除却線ノ延間數

ル工事 数表					
壁アル場合					
曳方	移	築			
撤去日数	復合日数	撤去日数	復合日数	合計	
0	15	35	13	38	51
0	15	35	13	38	51
0	14	34	13	38	51
9	14	33	13	38	51
9	14	33	12	36	48
9	14	33	12	36	48
8	12	30	12	36	48
8	12	30	12	35	47
8	12	30	11	35	46
7	12	29	11	35	46
6	12	28	11	34	45
5	12	27	11	34	45
5	12	27	10	32	42
4	11	25	10	32	42
3	11	24	10	31	41
2	11	23	9	31	40
2	11	23	8	31	39
1	11	22	8	29	37
1	10	21	7	28	35
0	9	19	7	27	34
0	9	19	7	26	33
9	9	18	6	24	30
8	9	17	6	23	29
7	9	16	6	22	28
7	9	16	6	19	25
6	9	15	5	19	24
5	7	12	4	18	22
4	7	11	4	17	21
3	6	9	3	15	18
2	6	8	2	15	17

第三表

Table with a large grid structure, likely a detailed ledger or schedule. The grid contains faint, illegible text and numbers, possibly representing dates and task durations. The table is organized into several columns and rows, with a header section at the top. The content is too faded to transcribe accurately.

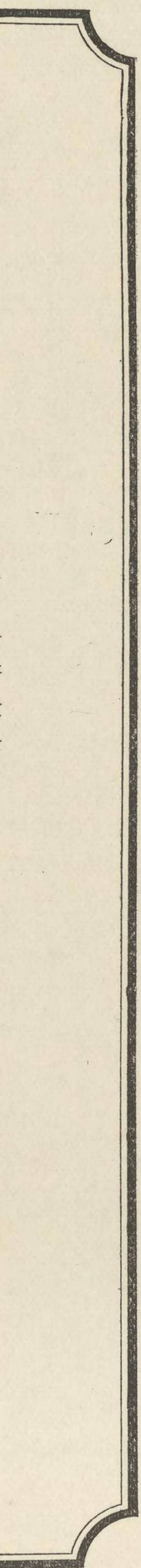
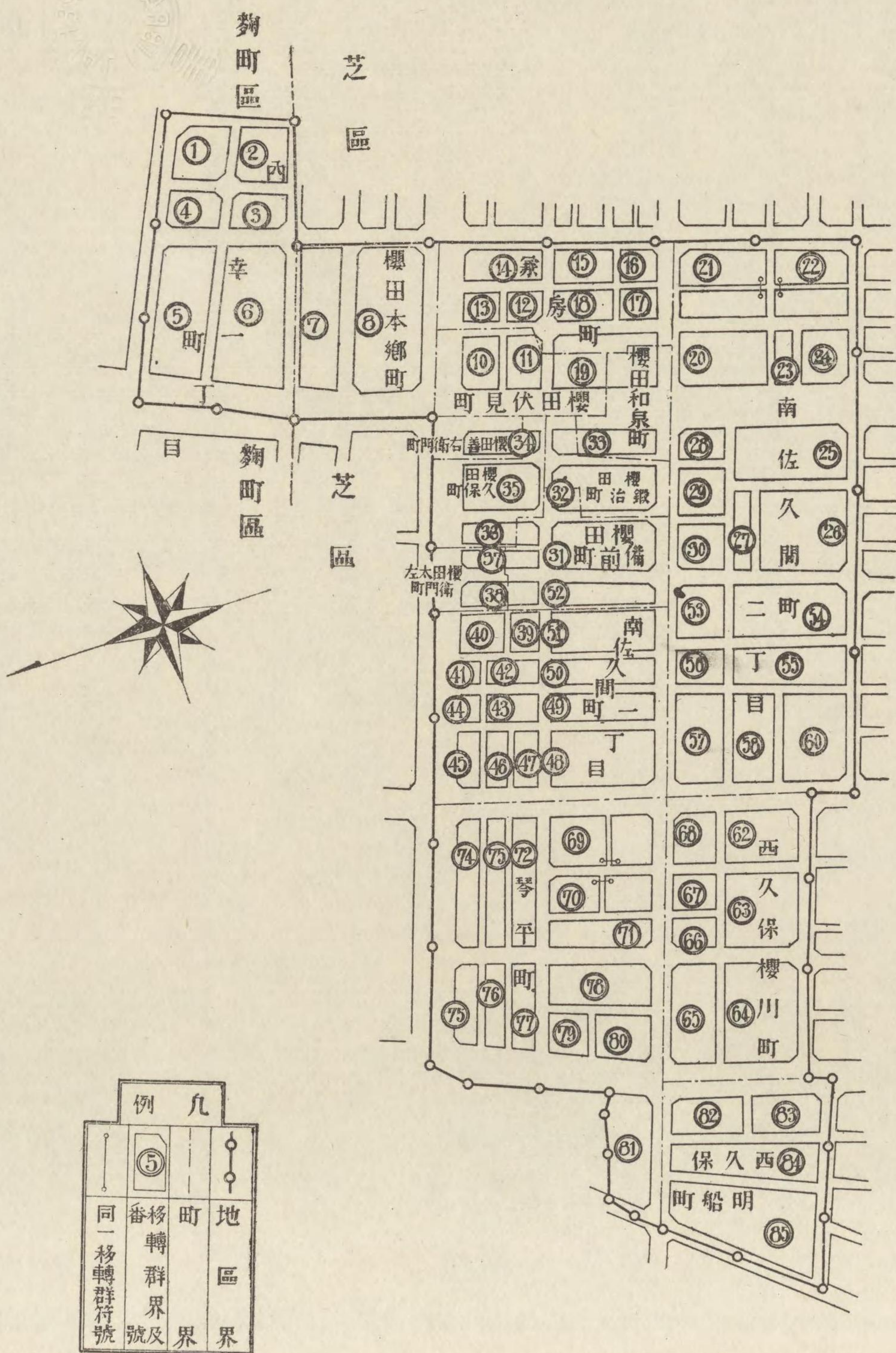


Table with multiple columns and rows of text, likely a library catalog or index. The text is faint and difficult to read.

Number	Author	Title	Year	Notes
1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20



第二十三地區轉移群割圖



例	
⑤	○
同一轉移群符號	町區界
番轉移群界及號	地界

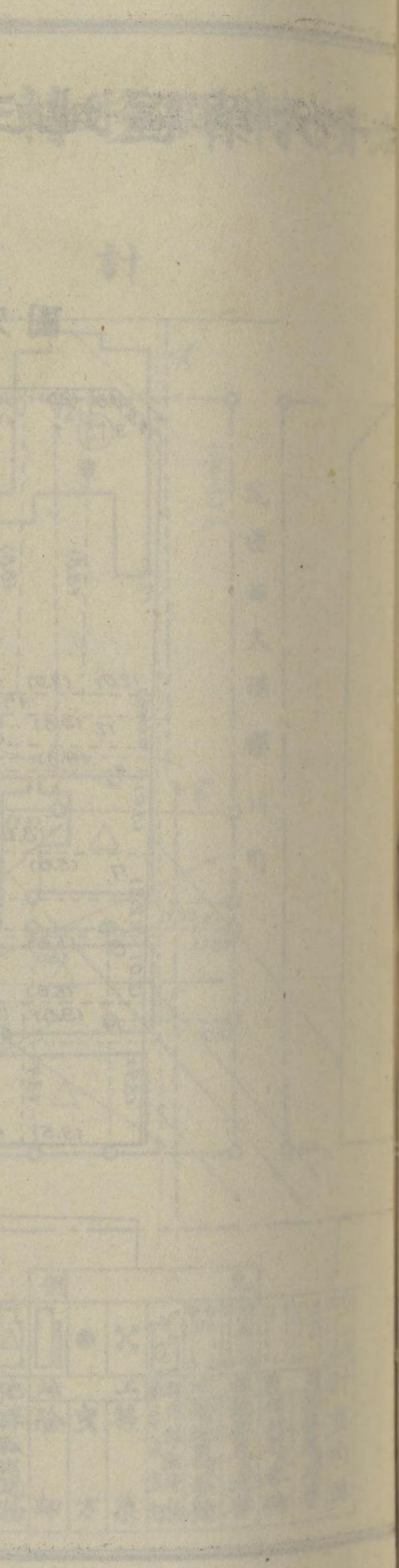
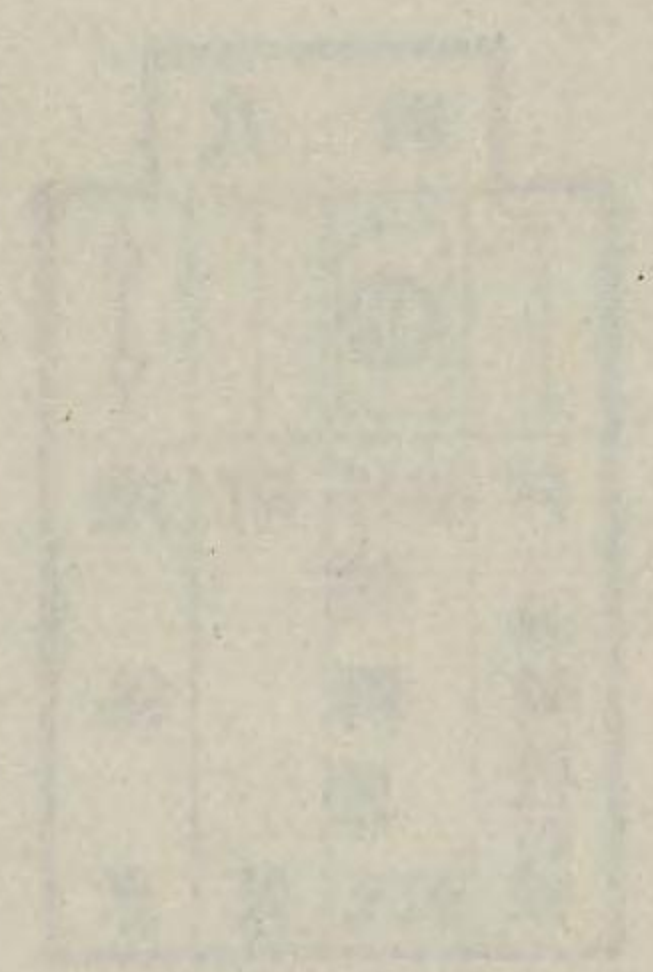
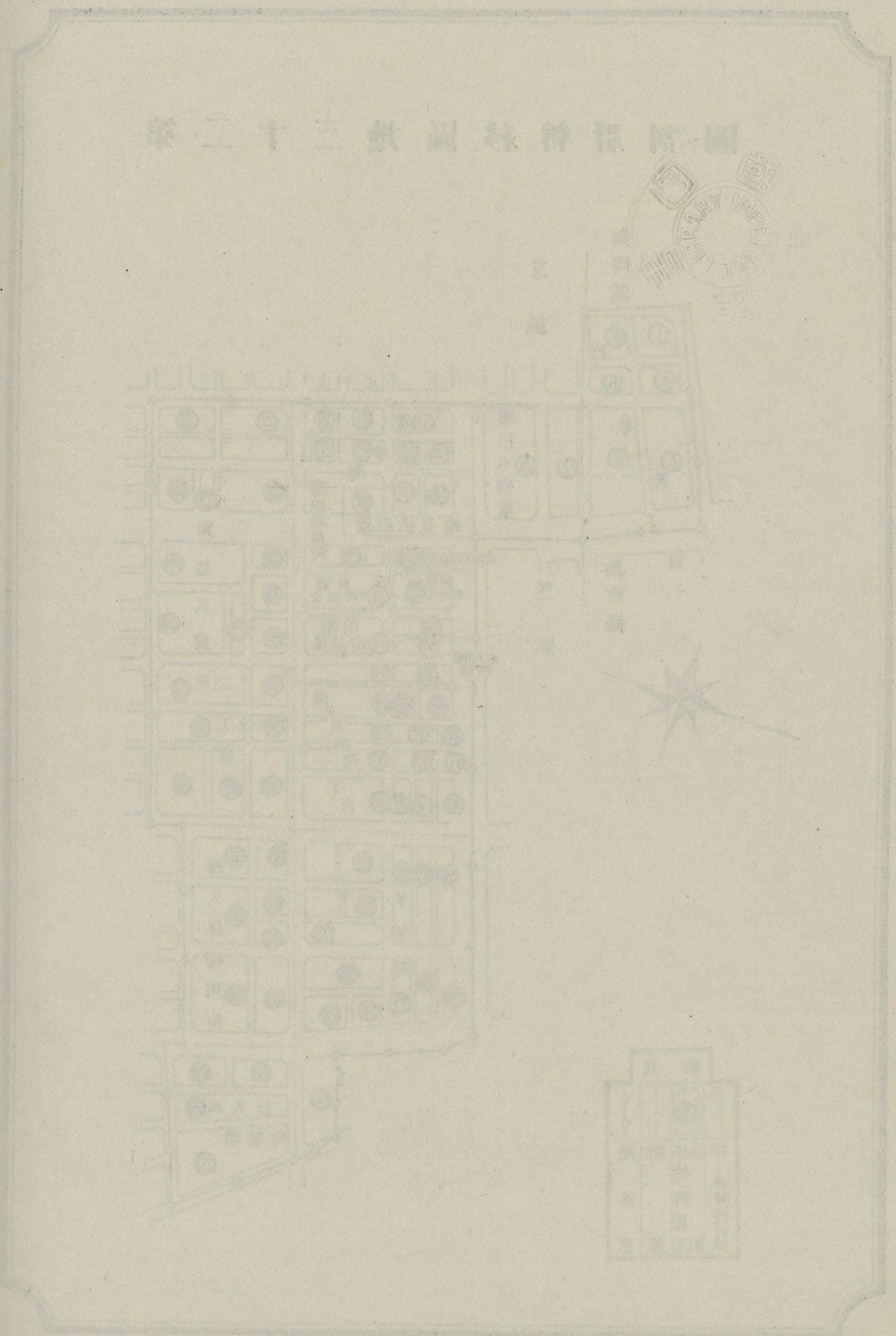


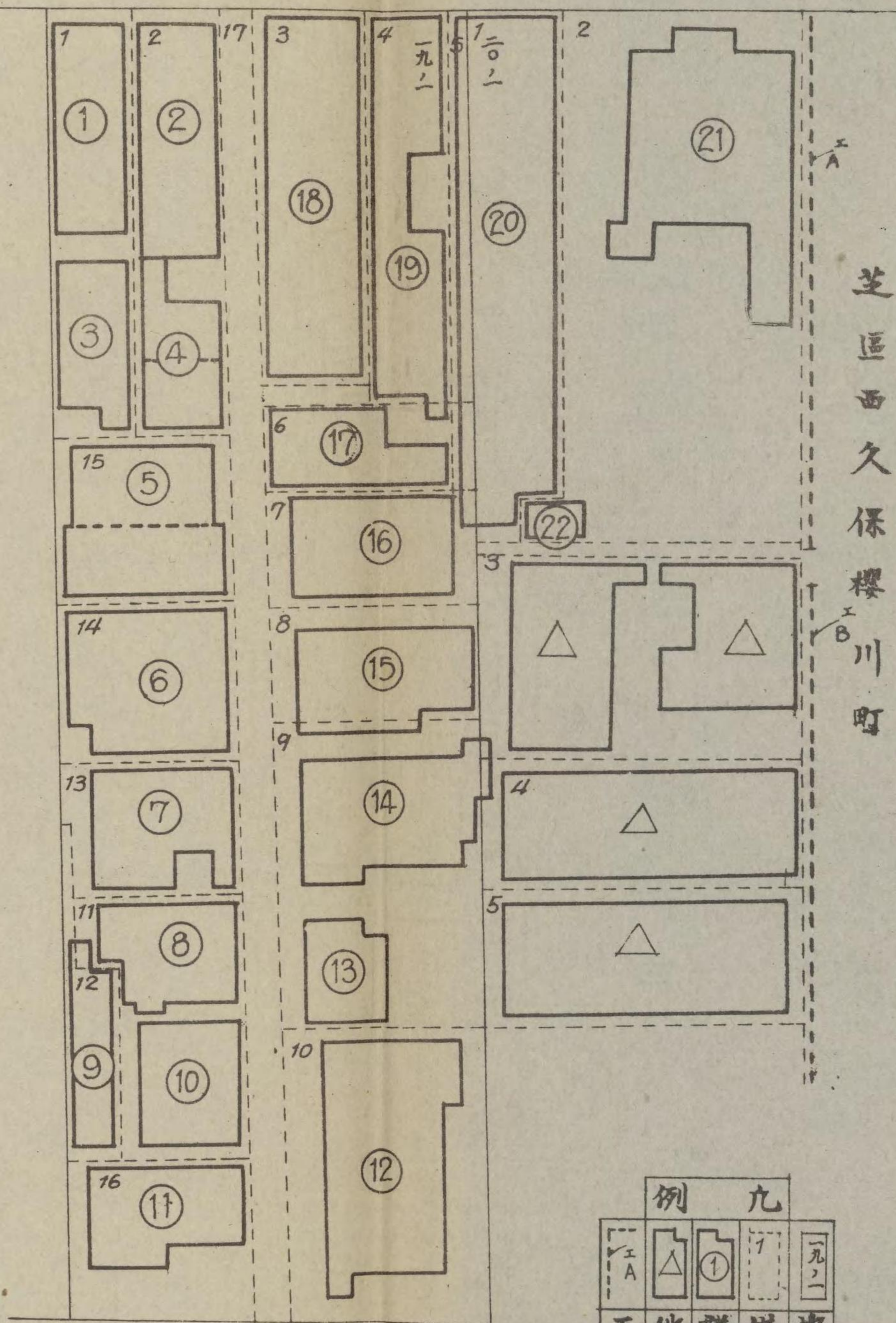
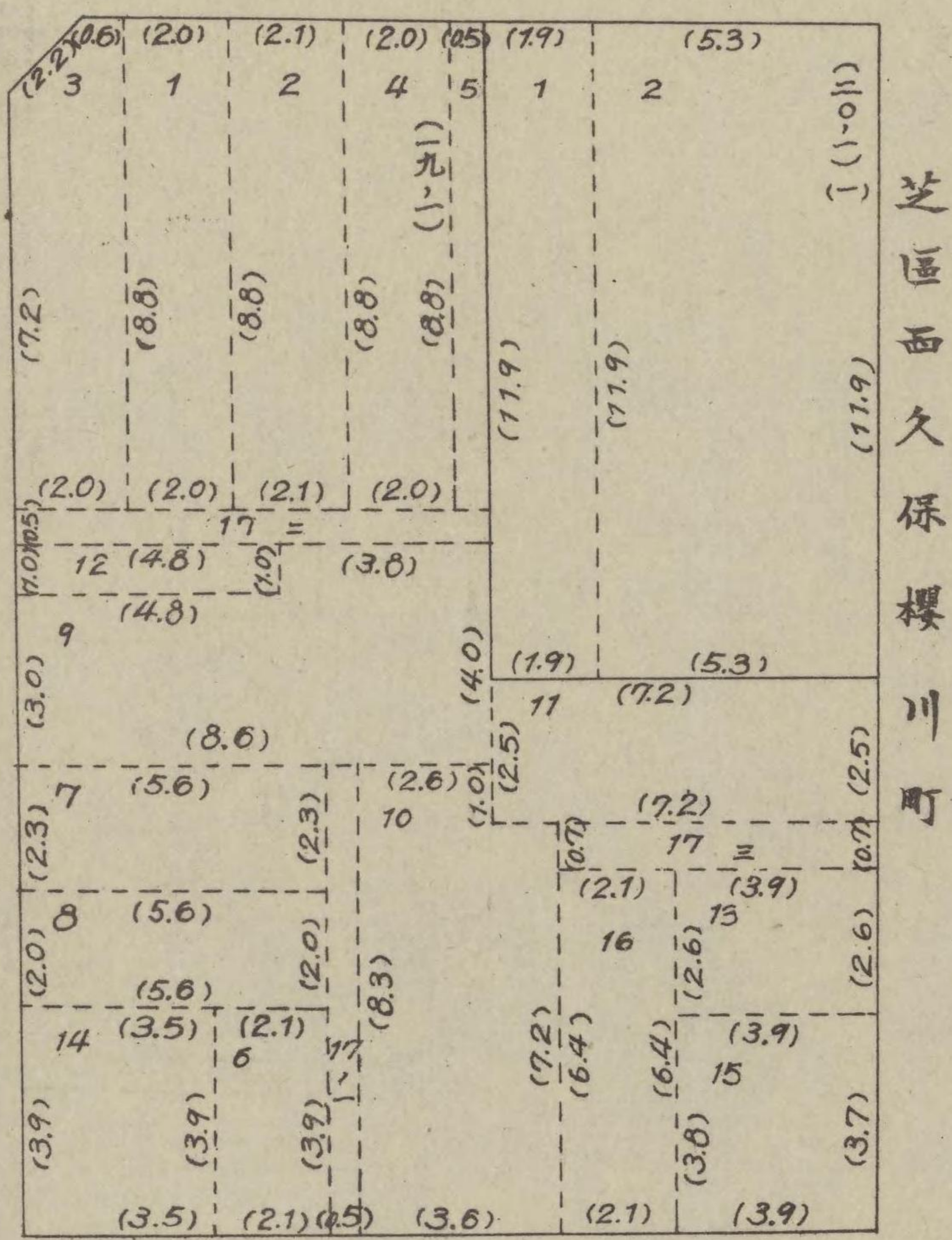
圖 報 特 林 園 第 二 十 二 號



第十六區地三十二第

圖形現

圖定指地定豫地換

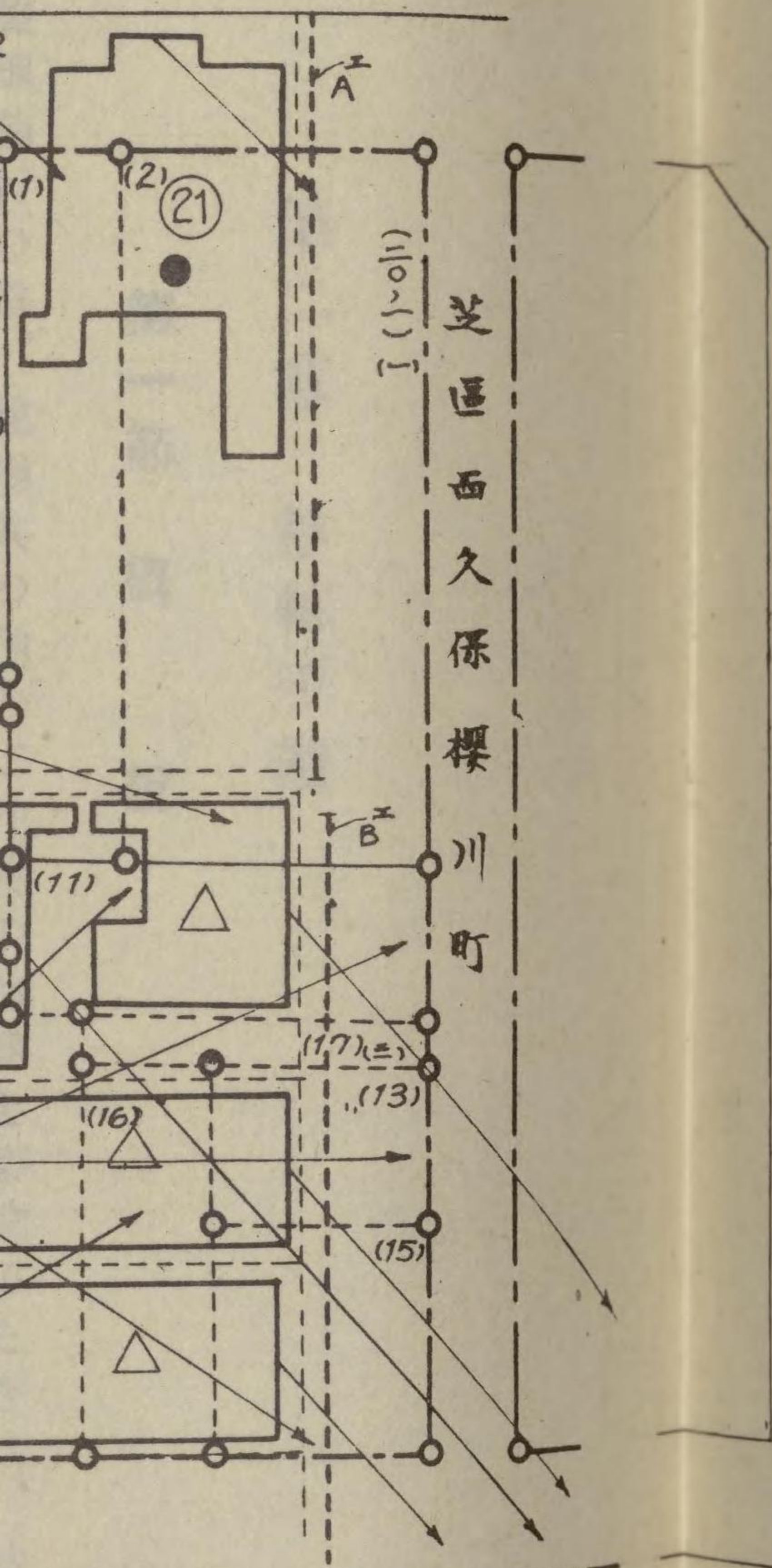


例 九	
7(2.0)	15(0.5)
3(3.0)	12(2.0)
括弧内数字間数	借地界及番跡
括弧内数字間数	地番取及地番
	街路

例 九	
工A	九二
△	+
工作物及符號	他群転出建物
	群内移転建物及番跡
	借地界及番跡
	地番界及地番

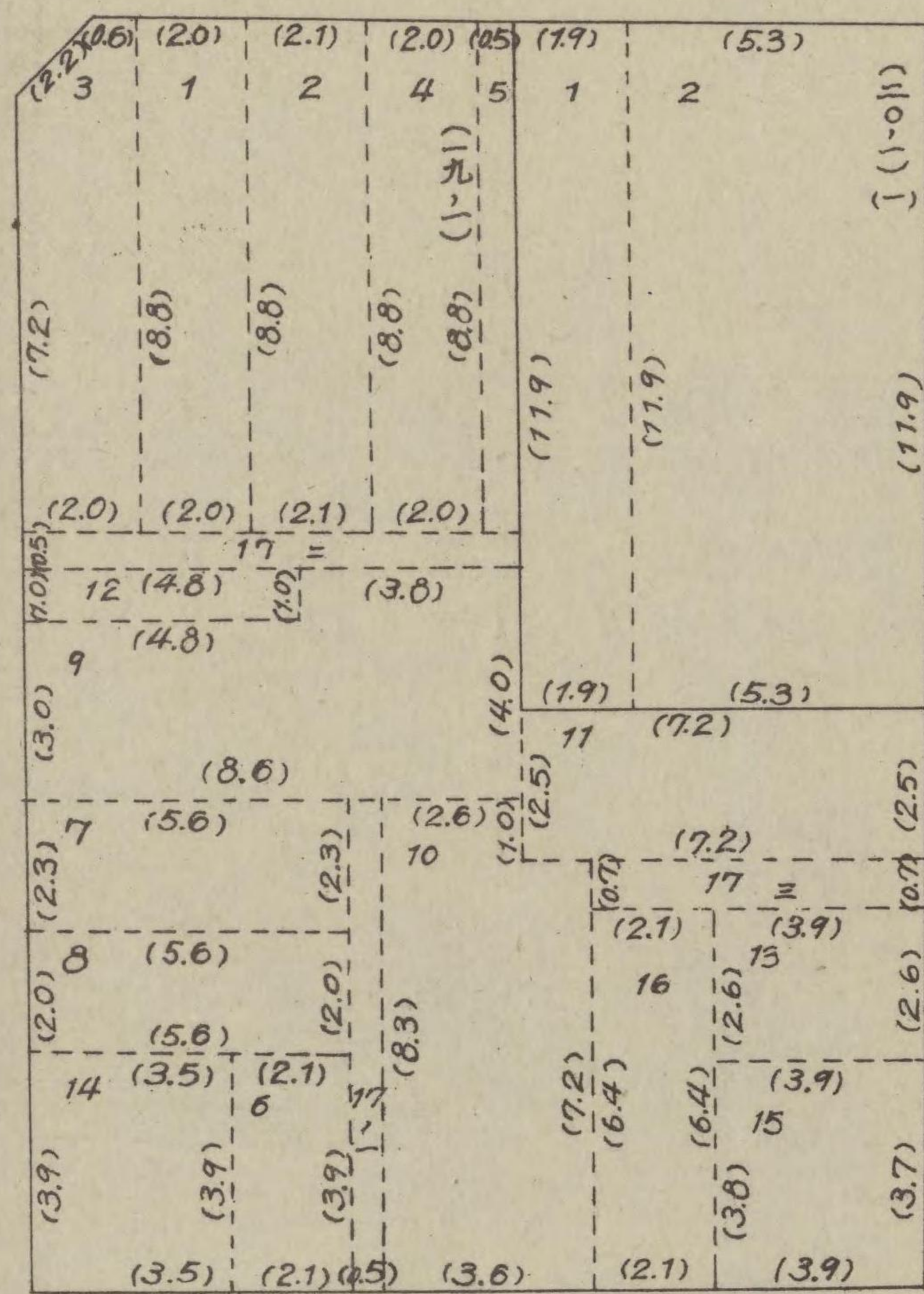
第 二 十 三 號 地 區 第 六 十 六 號 轉 移 群 轉 移 計 劃

計



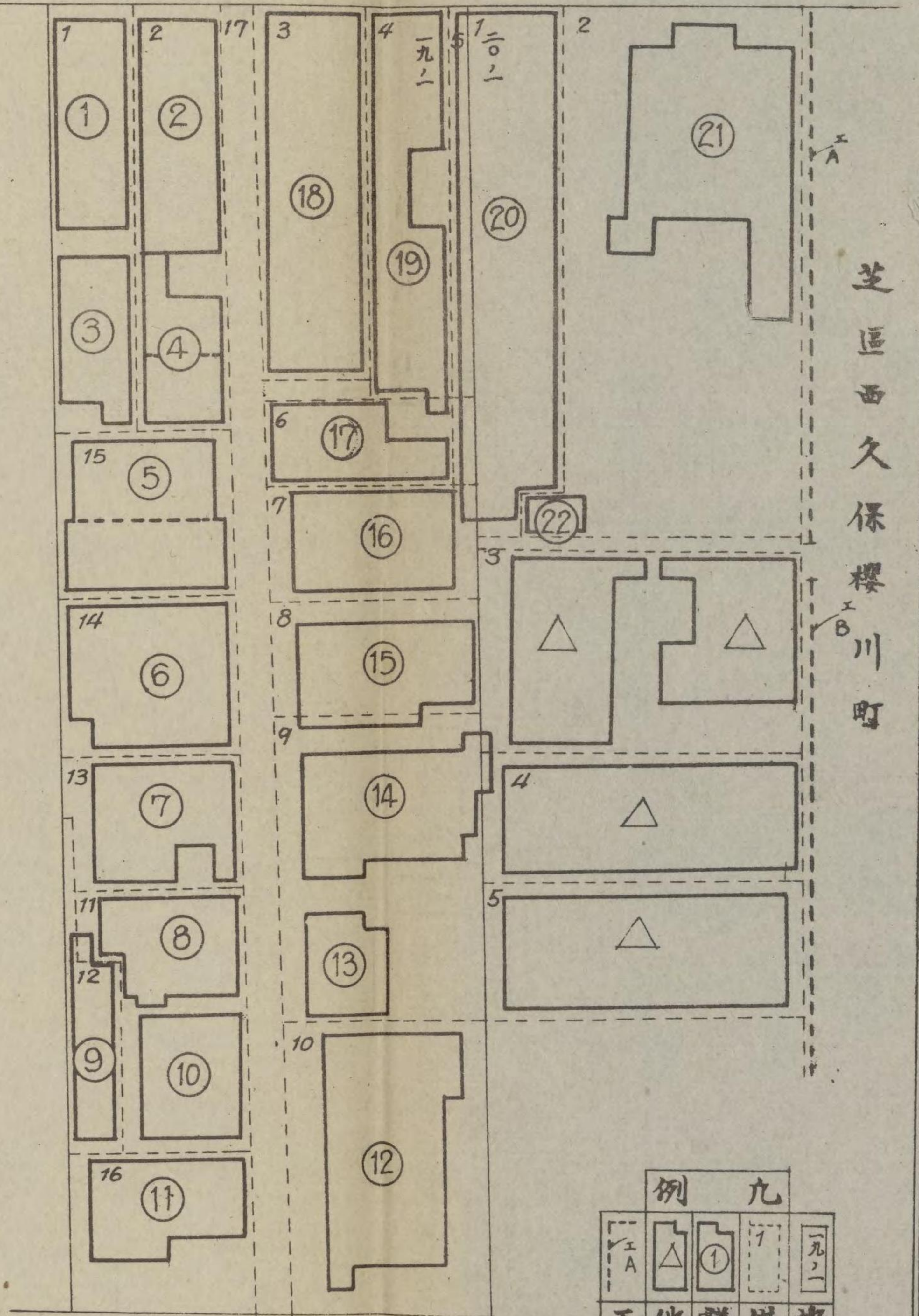
例	九	〇〇
他 群 輸 出 建 物	地 區 界 限 及 地 番	計 畫 街 路
法 除 却	前 借 地 界 限 及 地 番	
工 移 方 案	地 區 界 限 及 地 番	
群 內 移 轉 建 物	借 地 界 限 及 地 番	
番 號 及 方 向	地 區 界 限 及 地 番	

換 地 豫 定 地 指 定 圖



例	九
街 路	換 地 豫 定 地 指 定
括 弧 內 數 字 為 間 數	括 弧 內 數 字 為 間 數

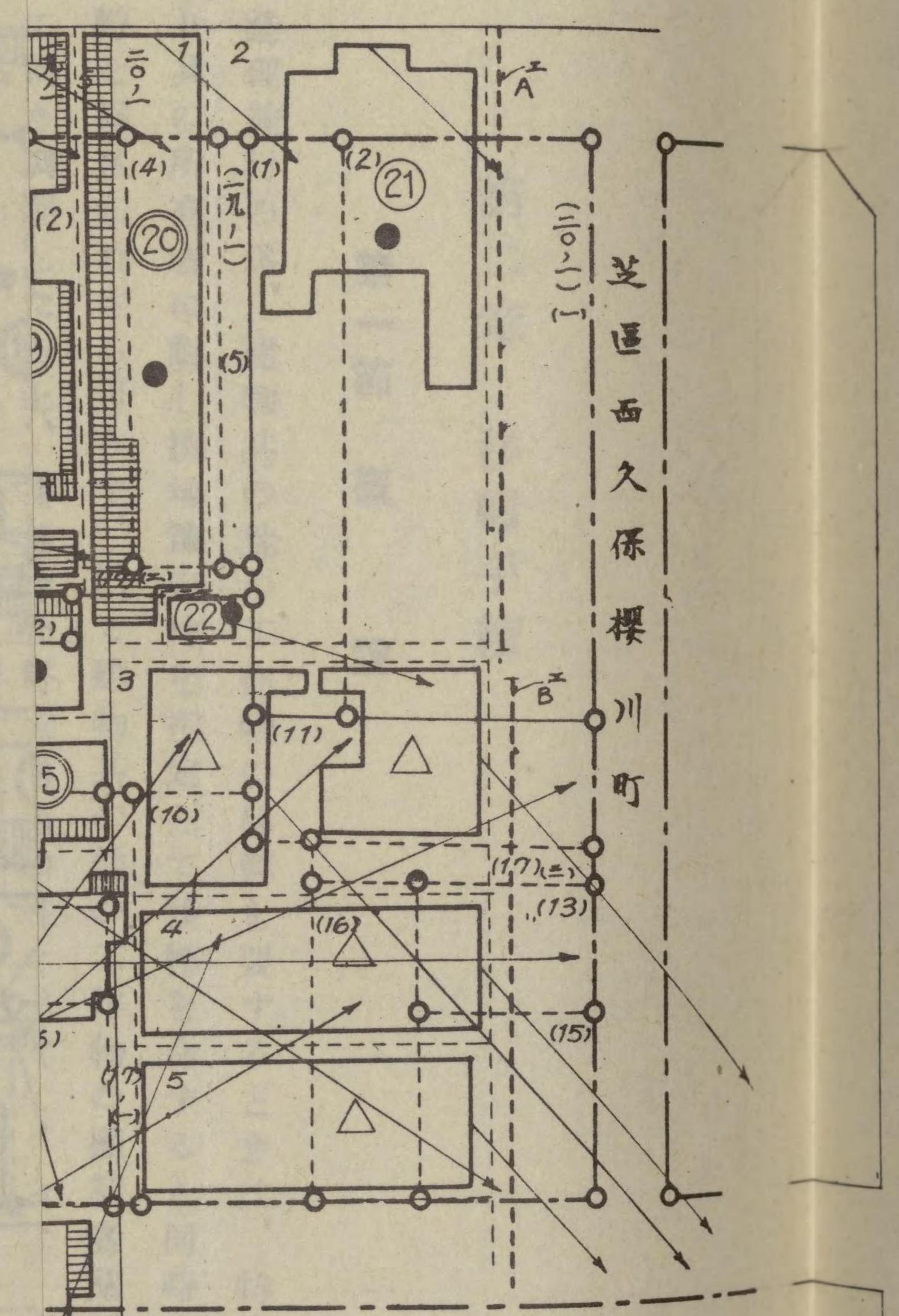
現 形 圖



例	九
工 作 物 及 符 號	換 地 豫 定 地 指 定
他 群 輸 出 建 物	地 區 界 限 及 地 番
群 內 移 轉 建 物	借 地 界 限 及 地 番

區第六十六轉移群轉移計畫圖

計畫圖



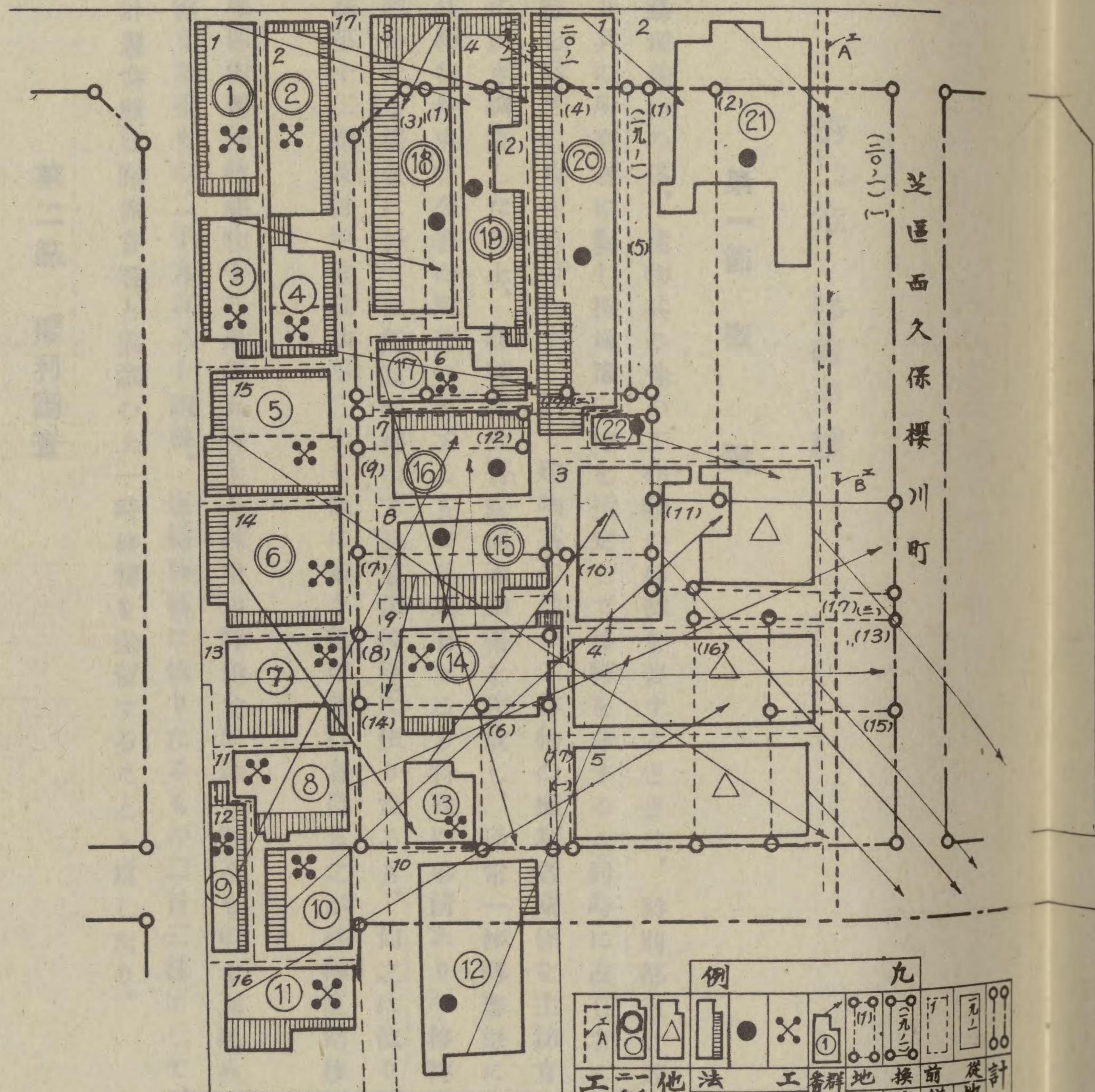
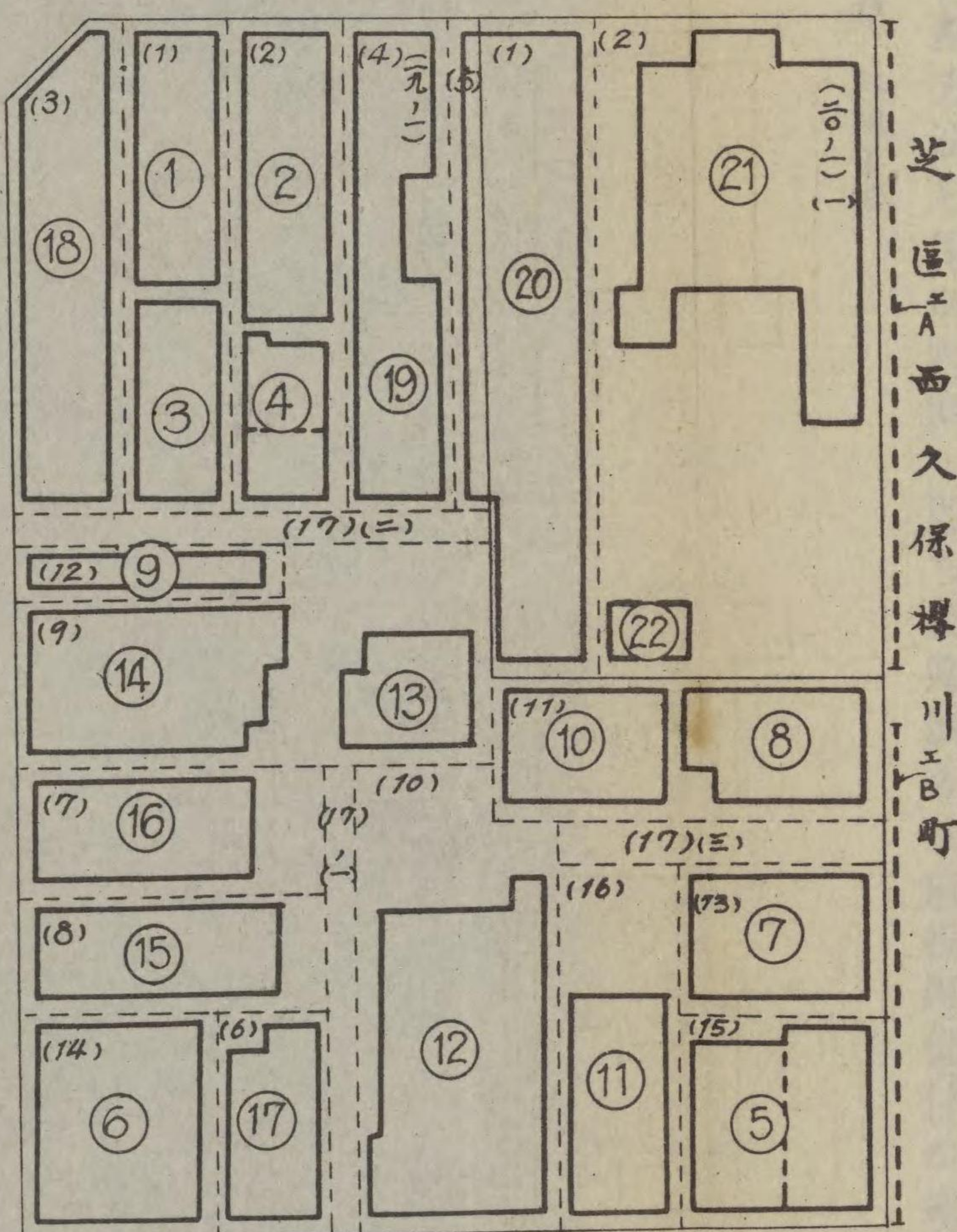
例		九	
工作物及符號	二重九八平房建	他群転出建物	法除却
工移	群内移及建物	地借地界番跡	換地番界及地番
前借地界番跡	從地番界地番	計畫街路	

(2.2)
(7.2)
(10.145)
(3.0)
(2.3)
(2.0)
(3.9)

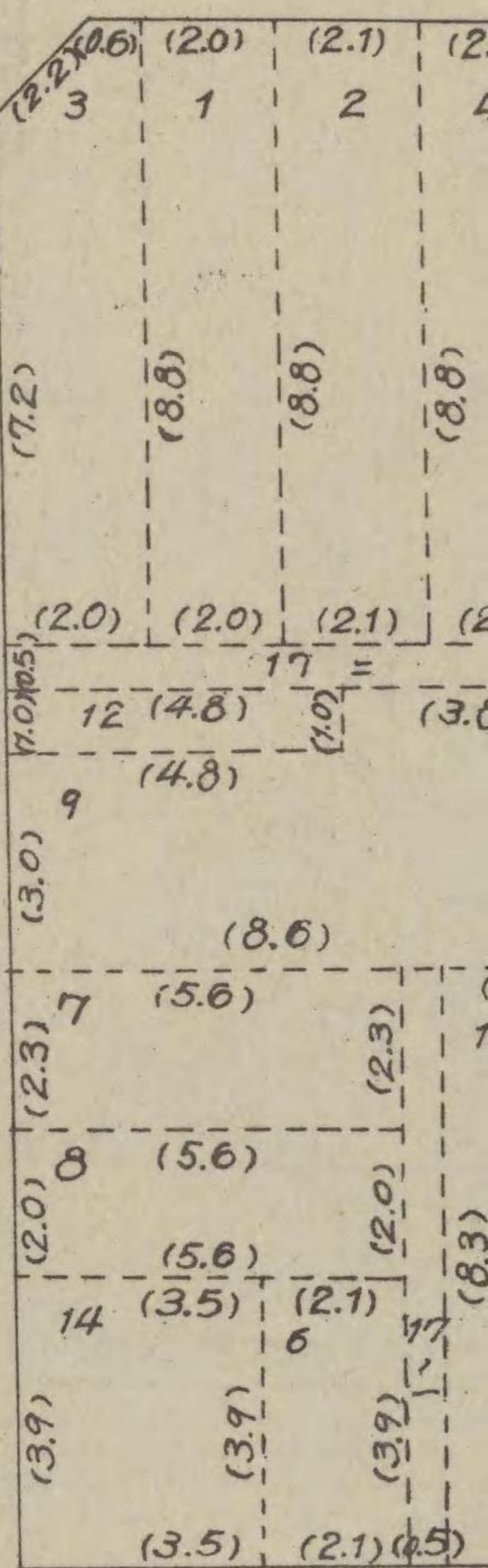
圖覽一畫計轉移群轉移六十六第區地三一

圖畫計

圖理整



圖定指



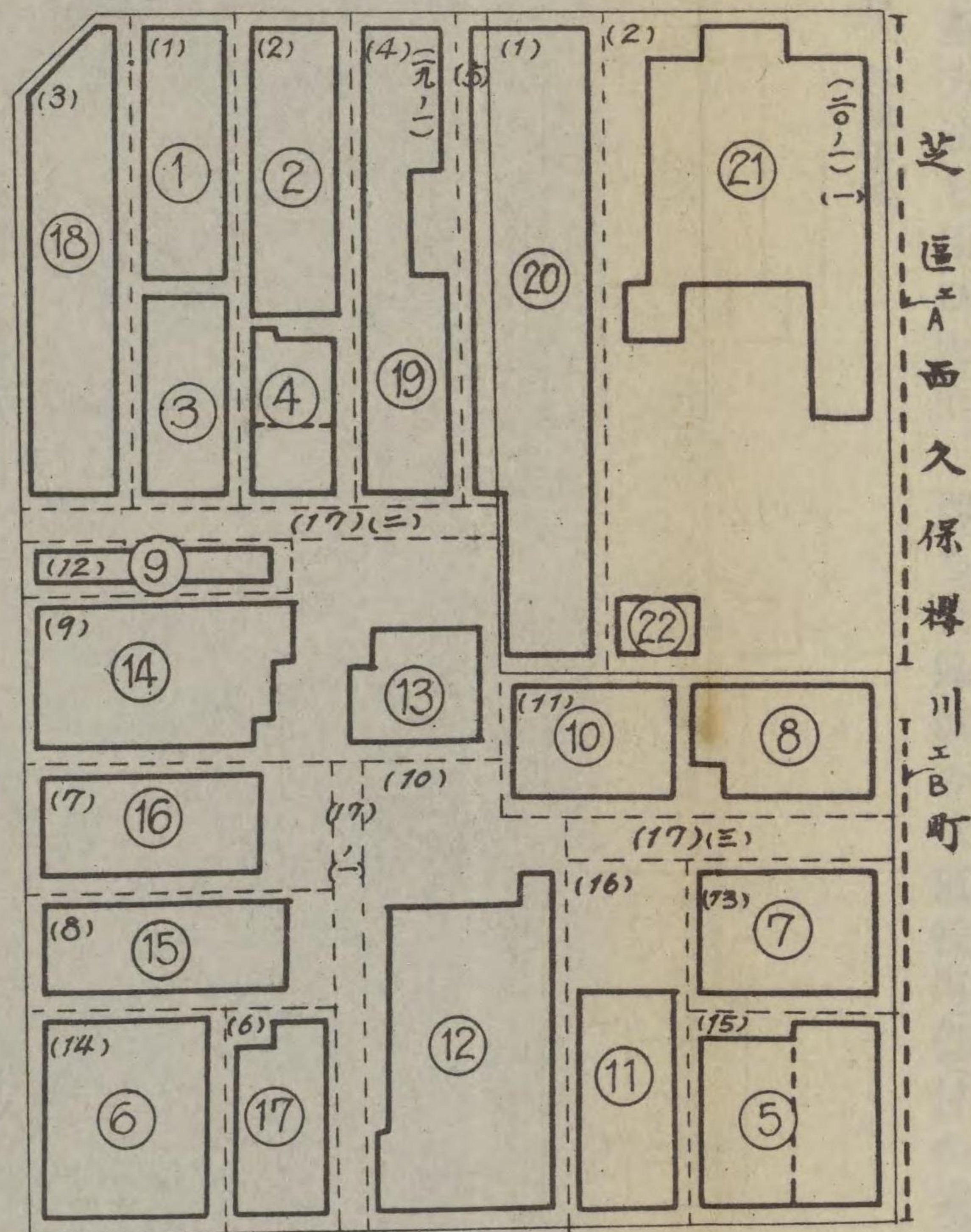
例		九	
工A	①	借地	街
工A	②	地番	路
工A	③	借地	路
工A	④	地番	路
工A	⑤	借地	路
工A	⑥	地番	路
工A	⑦	借地	路
工A	⑧	地番	路
工A	⑨	借地	路
工A	⑩	地番	路
工A	⑪	借地	路
工A	⑫	地番	路
工A	⑬	借地	路
工A	⑭	地番	路
工A	⑮	借地	路
工A	⑯	地番	路
工A	⑰	借地	路
工A	⑱	地番	路
工A	⑲	借地	路
工A	⑳	地番	路
工A	㉑	借地	路
工A	㉒	地番	路

例		九	
工A	①	工移	工移
工A	②	法除	法除
工A	③	他群	他群
工A	④	工移	工移
工A	⑤	法除	法除
工A	⑥	他群	他群
工A	⑦	工移	工移
工A	⑧	法除	法除
工A	⑨	他群	他群
工A	⑩	工移	工移
工A	⑪	法除	法除
工A	⑫	他群	他群
工A	⑬	工移	工移
工A	⑭	法除	法除
工A	⑮	他群	他群
工A	⑯	工移	工移
工A	⑰	法除	法除
工A	⑱	他群	他群
工A	⑲	工移	工移
工A	⑳	法除	法除
工A	㉑	他群	他群
工A	㉒	工移	工移

圖覽一畫計轉移群車

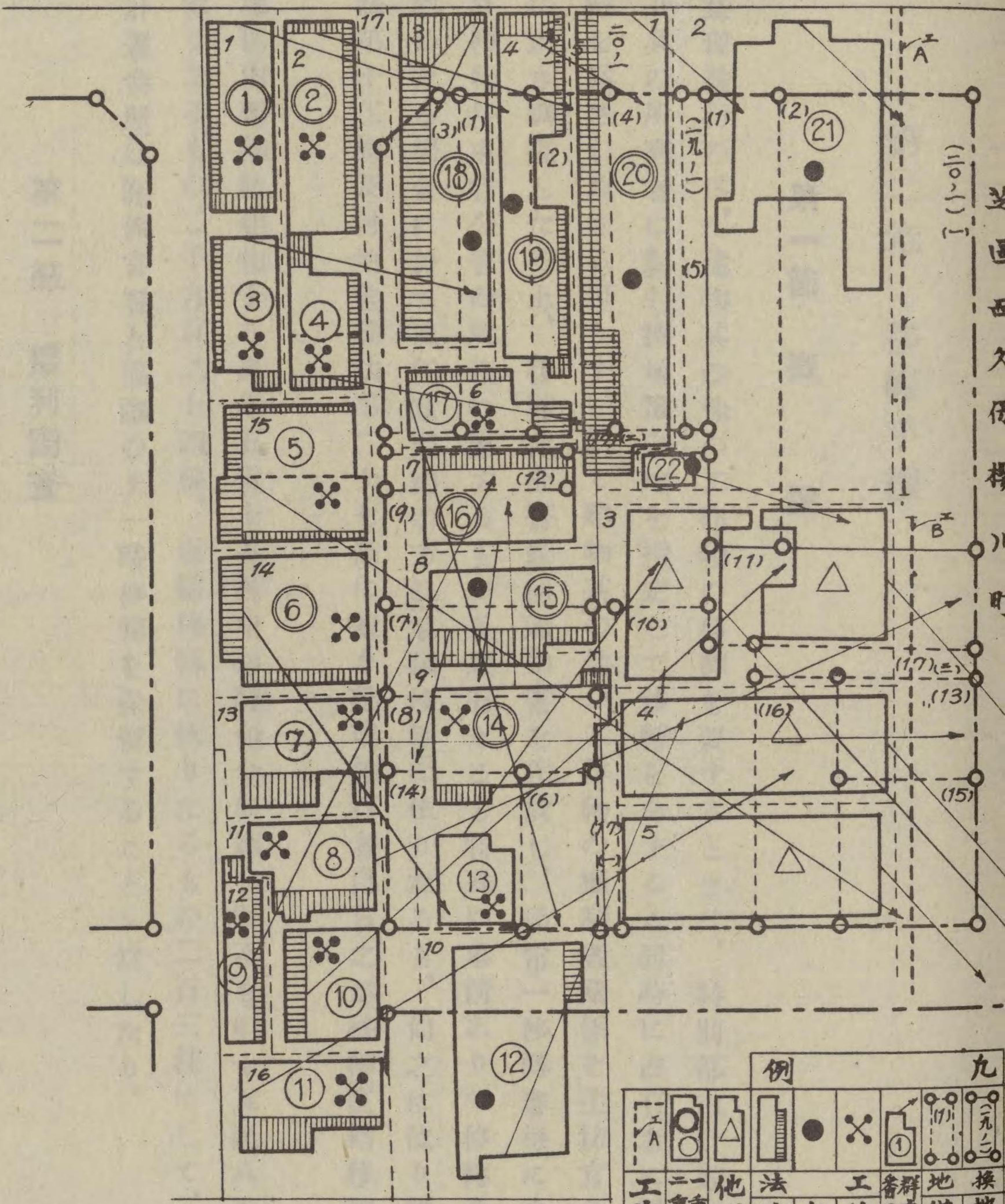
圖 畫 計

圖 理 整

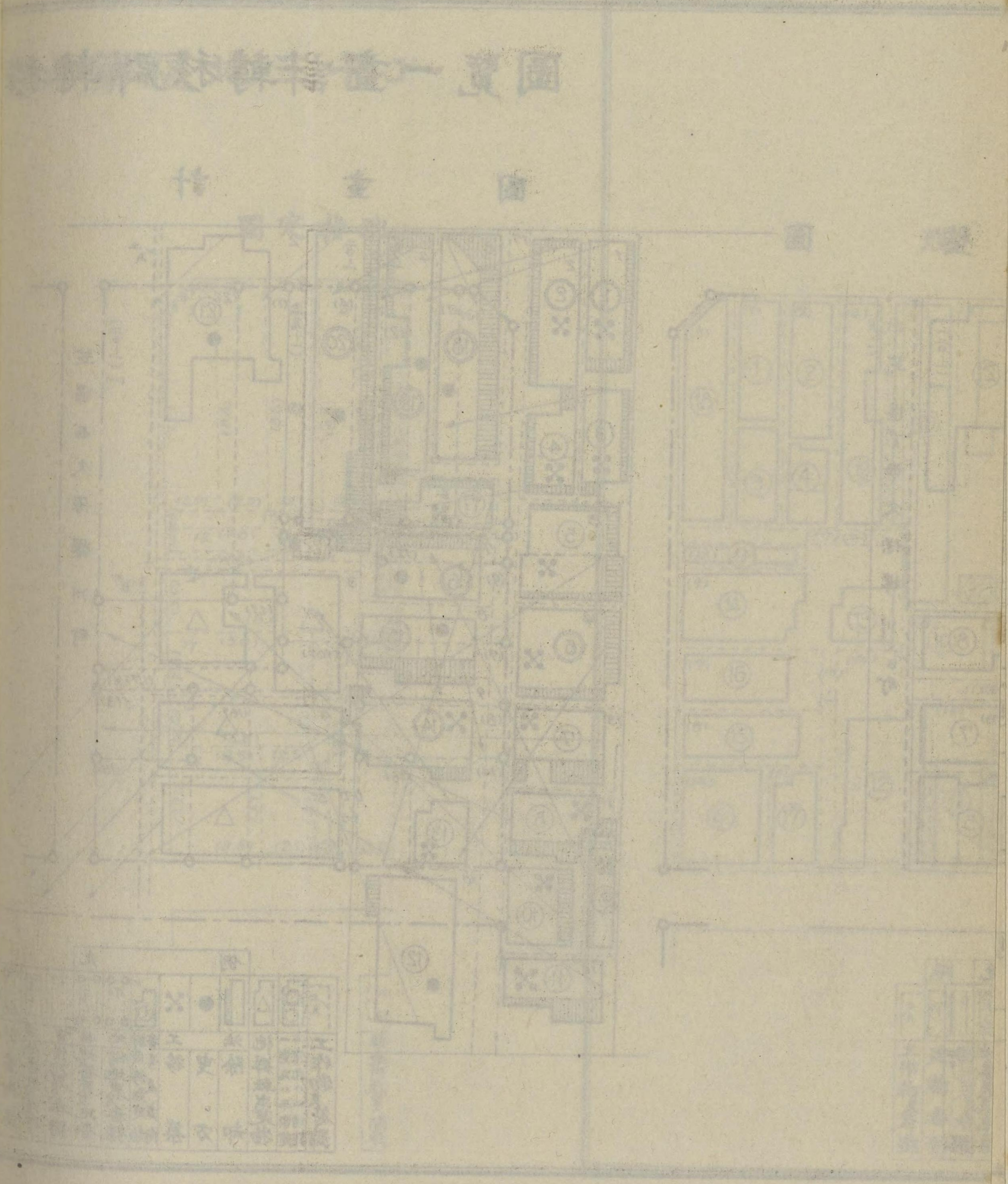


芝區西久保澤川工町

例		九	
工A	①	(17)	(元二)
工作物及符號	建物番號	借地界及番號	地番界及地番



例		九	
工A	○	△	×
工作物及符號	他群輸出建物	法除却	工移
	二重九八二階建		番号内移無建物



第二章 移轉手續

第一節 概說

第二章 移轉手續

第一節 概 説

土地區劃整理施行の爲、建物其の他の工作物の移轉を要するときは、特別都市計畫法第六條第一項の規定に依り其の所有者に對し換地豫定地を指定して移轉を命ずると同時に占有者に對し其の旨を豫告し以て移轉を爲さしめざる可らず、仍て建物其の他の工作物の權利者關係を主務官公署の簿書に依り又は現場に就き調査したる上、移轉命令書並同通知書を作成し、通常一移轉群毎に之を發送したり、然れども要移轉物件中官公署の所管に屬するもの及民有なるも特殊の事情ありて移轉命令に依るを適當ならずと認めたる場合に於ては任意契約の方法協議移轉に依りたるも、尙之に依り難きものに付ては都市計畫法第十二條及耕地整理法第二十七條に基き整理施行者自ら之が移轉(直轄移轉)を爲したるものあり。

市長施行地區内要移轉建物十六萬千五百十五棟中移轉命令に依りたるもの十五萬八千三百五十九棟、協議移轉に依りたるもの二千九百三十四棟、直轄移轉に依りたるもの二百三棟にして、殘餘の十九棟(第一章移轉計畫参照)は關係官署と協議の上一時移轉を保留することゝ爲したり。

第二節 權利調査

建物其の他の工作物の所有者並占有者を確認し且同物件に存する各種の權利又は其の所在地を明瞭ならしむる爲權利調査を行ひたり、而して本調査は其の誤謬若は脱漏等の過誤なきを期する爲、公簿調査及現場調査の兩方法を用ひたり、即ち公簿調査は區役所備付の家屋臺帳並家屋名寄帳に依り建物

物 作 工			權 地		
		番調 號查			
		借地權符號			
		種 類 及 數 量		坪	
				坪	
		所有者住所氏名			
		占有者住所氏名			
		摘 要			

備考 一 本票は通常一筆の土地に付一票とせるも、一箇の工作物にして二筆の土地に跨る場合も亦便宜之を一票となせり。

二 本票借地權欄に符號とあるは現形圖に表示しある借地權の符號を謂ひ、同工作物欄に調査番號とあるは移轉建物平面圖に附したる調査番號を指すものなり。

第三節 移轉命令

土地區劃整理に依り建物其の他の工作物の移轉を要するときは、特別都市計畫法第六條第一項の規定に基き移轉命令又は之に關する豫告に依り移轉せしめざる可らず、依つて主務官公署の簿書に依り又は現場に就き前節記述の如き移轉命令に必要な事項を精密調査し、調査済の移轉群より其の所有者に對し換地豫定地を指定し移轉時期を示して、移轉命令第四號様式を發し尙同時に其の占有者に對し移轉命令に關する通知(第五號様式)を發せり、但し此の場合に於ては少くとも三月前所有者並占有者に其の旨豫告すべきことを特別都市計畫法第六條に規定せりと雖今回の取扱に於ては之を移轉命令中

に吸收せしめ、悉く三箇月の豫告期間を置き移轉を命じたり。

移轉命令書並同通知書は通常一移轉群内建物其の他の工作物毎に之を作成したるも、一移轉群に於て一人にして數棟の建物又は工作物を有する者あるときは一通の命令書に之を列記し、其の共有なるときは連名若は代表者を、又一棟の建物を部分的に所有するときは其の持分に符號を附し各別に作成

し移轉命令に關する通知(第五號様式)を發せり、但し此の場合に於ては少くとも三月前所有者並占有者に其の旨豫告すべきことを特別都市計畫法第六條に規定せりと雖今回の取扱に於ては之を移轉命令中

に吸收せしめ、悉く三箇月の豫告期間を置き移轉を命じたり。

移轉命令書並同通知書は通常一移轉群内建物其の他の工作物毎に之を作成したるも、一移轉群に於て一人にして數棟の建物又は工作物を有する者あるときは一通の命令書に之を列記し、其の共有なるときは連名若は代表者を、又一棟の建物を部分的に所有するときは其の持分に符號を附し各別に作成したり。

尙受命者が社寺、法人等の場合に於ける表示方に付ては左記の通取扱を爲したり。

- (一) 株式會社、合資會社、合名會社、株式合名會社は……代表者を表示せず
- (二) 神社……は社格社名宮司又は社司、社掌何 某
- (三) 寺 院……は寺院名住職 何 某
- (四) 財團又は社團法人……は代表者を表示せず
- (五) 地方團體……は東京府、東京市、神田區、砂町等とす
- (六) 未成年者、禁治産者……は法定代理人を確知し得たるときは之を表示す

移轉命令書並同通知書に記載する物件の表示は最も簡明に例へば「木造亞鉛引鐵板葺平家建一棟、附屬工作物」殘存基礎、下水溝等の如く總括的と爲し、又移轉期日は移轉計畫に依り決定せる工程に依り之が撤去期限並移轉期限を記載したり、而して移轉計畫上工事中斷を表すべきものある場合は撤去期限欄に「工事中斷期間自 年 月 日」と表示したり。

尙移轉命令書には移甲を、同通知書には移乙の記號を冠したる番號を附記し、之に縮尺三百分の一の現形圖及換地豫定地指定圖を添附し其の發令に際しては休業損害補償金算定資料申告書並建物移轉心得書(第六號様式)を同時に配付したり。

第四號様式

乙 第二章 移轉手續

第 地區 移轉群

移甲第 號

移轉命令書

住 所

氏

名

右所有ニ係ル左記(建物其ノ他ノ工作物)ハ土地區劃整理施行ノ爲必要ニ付各所定ノ期限迄ニ之ヲ移轉スヘシ
(或ハ)工(工作物)ハ土地區劃整理施行ノ爲必要ニ付各所定ノ期限迄ニ之ヲ移轉スヘシ
換地豫定地ハ別紙圖面ノ通トス
右特別都市計畫法第六條ノ規定ニ依リ命令候也

年 月 日

東京市長 氏

名 印

記

番符	地號	所 在 地 名 稱 及 數 量	撤 去 期 限	移 轉 期 限
			年 月 日	年 月 日

◎ 注 意

- 一、移轉ニ付テハ總テ東京市復興事業局第 出張所ノ指示ニ從フコト
- 二、移轉完了前所有者ニ變更アリタルトキハ新舊所有者連署ノ上又占有者ニ變更アリタルトキハ所有者ヨリ直ニ東京市復興事業局第 出張所ニ届出ツルコト

第五號樣式

移乙第 號

移轉命令通知書

住 所

氏

名

一、移轉完了前所有者ニ變更アリタルトキハ新舊所有者連署ノ上又占有者ニ變更アリタルトキハ所有者ヨリ直ニ東京市復興事業局第 出張所ニ届出ツルコト

第五號様式

移乙第 號

移轉命令通知書

住所

氏

名

右占有ニ係ル左記建物其ノ他ノ工作物ハ土地區劃整理施行ノ爲必要ニ付特別都市計畫法第六條ノ規定ニ依リ各所定ノ期限内ニ左記ノ通移轉スヘキコトヲ本日其ノ所有者ニ對シ命シタリ
換地豫定地ハ別紙圖面ノ通トス
右特別都市計畫法第六條ノ規定ニ依リ通知候也
年 月 日
東京市長 氏
名 圖

記

移轉命令 符號番號	建	其ノ他 工作物	期 限	所 有 者
	符號 番號			

◎ 注 意

- 一、占有者ハ所有者ノ移轉工事ノ妨ケトナラサル様動産ヲ移轉スルコト
- 二、移轉ニ付テハ總テ東京市復興事業局第 出張所ノ指示ニ從フコト
- 三、移轉完了前占有者ニ變更アリタルトキハ新舊占有者連署ノ上直ニ東京市復興事業局第 出張所ニ届出ツルコト

(第六號様式)

バラツクノ移轉ガ始マリマス之ニ關係アル方々ハ大要左記ノ事項ヲ御承知置下サイ
バラツクノ移轉ガ遅レルト各種ノ工事が遅レ從テ帝都ノ復興ガ遅レル譯デスカラ所定ノ期限内ニ
順序ヨク御運ビ下サイ

東京市復興事業局

土地區劃整理ニ依ル建物移轉心得

移轉ノ命令及豫告

- 一 建物移轉ノ命令及豫告ハ移轉ニ著手スベキ日カラ起算シテ少クトモ三ヶ月前ニ出シマス
- 一 建物移轉ハ二三十戸迄位ヲ一移轉群トシテ其ノ内デ順次ニ都合ヨク移轉ガ出來得ル様ニ期限ヲ定メテアリマス

一 移轉前ニ建物ノ所有者ガ變更シタトキハ新舊所有者カラ連署ヲ以テ其ノ旨御届ケ下サイ又建物ノ占有者借家人、同居人ガ變更シタトキハ建物所有者カラ其ノ旨御届ケ下サイ

補償金

- 一 移轉ニ因ル損害(休業ニ因ル損害ヲ含ム)補償金ハ移轉命令ヤ移轉命令通知ヲ出シテカラ約二ヶ月以内ニ一纏メニ決定シテ御通知スル積リデス
- 一 休業ニ因ル損害ハ所定ノ様式(用紙ハ復興事業局出張所カラ配リマス)ニ依リ御申告下サイ申告ガ遅レルト補償金ノ決定モ遅レマス
- 一 補償金ノ約半額ハ御請求ニ因リ移轉前適當ト認ムル時期ニ拂渡シ其ノ殘額ハ建物移轉後ニ拂渡シマス
- 一 建物ガ先取特權、質權又ハ抵當權ノ目的トナツテ居ル場合ニハ補償金ノ支拂ニハ關係人ノ同意

ヲ要シマス

- 一 建物ノ建築願ハ補償金ト關係ガアリマスカラ大正十三年三年二十七日以後ニ建築ニ著手シタ建物所有者デマダ願出ヲシテ居ナイ方ハ至急願出ヲナサル必要ガアリマス手續ハ關係區役所デ御聞キ下サイ

補償金ノ終半額ハ御請求ニ因リ移轉前適當ト認めル時期ニ拂渡シ其ノ残額ハ建物移轉後ニ拂渡シマス

一 建物ガ先取特權、質權又ハ抵當權ノ目的トナツテ居ル場合ニハ補償金ノ支拂ニハ關係人ノ同意

ヲ要シマス

一 建物ノ建築願ハ補償金ト關係ガアリマスカラ大正十三年三年二十七日以後ニ建築ニ著手シタ建物所有者デマダ願出ヲシテ居ナイ方ハ至急願出ヲナサル必要ガアリマス手續ハ關係區役所デ御聞キ下サイ

移 轉 實 行

一 建物ノ所有者ハ移轉命令ヲ受ケテカラ三ヶ月後ニ著手シテ期限内ニ移轉スレバ宜シイノデスガ可成早ク著手セラル、コトヲ希望シマス

一 建物ノ占有者ハ建物移轉ニ差支ノナイ様御引越ヲ願ヒマス移轉ニ著手スル月日ハ豫メ御届ケ下サイ(葉書デモ電話デモ差支アリマセヌ)

一 移轉完了ノトキハ其ノ旨御届ケ下サイ

一 移轉工事中一時引越先ニ御困リノ方ハ都合ノツク限り假收容バラツクヲ御貸シ致シマス

一 建物ヤ土地ノ交換、貸借等關係者ノ間ニ協議ガ纏ツタトキハ街路、運河及小公園ノ工事ニ差支ナキ限り豫定ノ通り移轉セズトモ之ヲ移轉濟ト認メルコトモアリマスカラ此ノ場合ニハ關係者連署デ御届ケ下サイ

一 御自分デ移轉ノ出來難イ事由ノアルトキハ願出ニ依リ復興事業局デ代テ執行シマス但シ代テ執行スル場合ハ當局デ必要ト認ムル程度ニ止メ改良ヲ加フル様ナ工事ハ致シマセヌ

一 期限ハ正當ナル事由アリト認メタ場合ニ限り延期スルコトモアリマス

移 轉 事 務 取 扱

一 移轉ニ關スル事務ハ復興事業局各出張所デ取扱ヒマス

一 復興事業局各出張所ハ左記ノ處ニアリマス

乙 第二章 移轉手續

乙 第二章 移轉手續

四二六

第一出張所

芝區芝公園四號地内

第二出張所

神田區猿樂町二丁目二番地

第三出張所

下谷區御徒士町二丁目二十六番地

第四出張所

本所區元町(美術俱樂部)

一 移轉ニ關シ御分リニナラナイコトハ右出張所へ御問合せ下サイ

移轉を命ぜられたる物件の所有者又は占有者と共に其の換地豫定地を知ることを得るも、移轉を命ぜらるべき物件なき
於ては、移轉を命ぜらるると共に其の換地豫定地を知ることを得るも、移轉を命ぜらるべき物件なき
とき、又は之を存するも土地所有者又は借地権者の所有にあらざる場合は換地告示の日迄之を知るに
由なく、惹いては事業の圓滿なる進捗上に支障あるを虞れ、當該移轉群に關する移轉命令と同時に其
の土地所有者又は借地権者に對し換地豫定地指定圖及現形圖を添へ換地豫定地に關する通知(第七號樣
式)を爲したり。

第七號樣式

換甲(乙)第 號

年 月 日

何 某殿

東京市長 氏

名圖

換地豫定地ニ關スル件

土地區劃整理ノ施行ニ依リ第 地區内左記貴殿所有又ハ賃借、永小作等地ニ對シ別紙圖面ノ通換地
ヲ豫定候ニ付此段及通知候也

記

區 町 番地

而して移轉命令書並同通知書は市内居住者に對しては職員又は使丁を以つて、其の他に對しては書
留郵便に依り送達し尙住所不明の者には耕地整理法第三十五條の規定に依り公示送達を爲したり、移
轉命令並同通知の發付と共に之に關する摘要(第八號樣式)を作成し、各種事務取扱上の資料に供したり。

第八號樣式

ヲ豫定候ニ付此段及通知候也
區 町 番地

而して移轉命令書並同通知書は市内居住者に對しては職員又は使丁を以つて、其の他に對しては書留郵便に依り送達し尙住所不明の者には耕地整理法第三十五條の規定に依り公示送達を爲したり、移轉命令並同通知の發付と共に之に關する摘要第八號様式を作成し、各種事務取扱上の資料に供したり。
第八號様式

第 地區第 移轉群 區 町 丁目
移轉命令書並同通知書摘要 年 月 日施行
東京市區劃整理局第 出張所

2	1	建物 移轉 命令 番號	工事 撤去 移轉 工事 移轉 日數 工法	所有者住所氏名	移轉 命令 番號	占有者住所氏名
376	375	建物 工作物ノ表示	期日 期限 期限 日數 工法	何番區 某地町		何番區 某地町
附屬 工作物 全部	木造 鉛引鐵 板葺平 家建一 棟 附屬 工作物 全部		15. 8. 31 15. 9. 8 15. 9. 27 28	區 町 丁目 番地		區 町 丁目 番地
			15. 9. 17 15. 9. 25 15. 10. 5 19	何番區 某地町		何番區 某地町
			除却 方	何番區 某地町		何番區 某地町
				何番區 某地町		何番區 某地町
				何番區 某地町		何番區 某地町
				何番區 某地町		何番區 某地町
				何番區 某地町		何番區 某地町
				何番區 某地町		何番區 某地町

移轉命令發令後移轉實施に至る迄に已むを得ざる事情に因り屢命令事項に變更を來したるものあり、
即ち建物其の他の工作物の所有者、占有者の異動又は移轉工期の變更にして、前者の場合は耕地整理

乙 第二章 移轉手續

乙 第二章 移轉手續

四二八

法第四條の規定に依り、既發移轉命令の効力は之等の承繼人たる新所有者、占有者にも之を及ぼすものとし、之に對し移轉命令に關する通知(第九號及第十號様式)を爲し、後者に對しては移轉期日變更通知書(第十一號及第十二號様式)を發したり。

移轉命令を發したる後に於て、移轉計畫の變更に依り一部移轉を要せざるに至りたる場合又は事業遂行上特に急施を要する爲協議移轉に依るを便宜と認めたる場合に於ては、既發の移轉命令を取消し移轉命令取消書(第十三號様式及第十四號様式)を送付したり。

第九號様式(新所有者に對する分)

第 號

年 月 日

殿

東京市長 氏

名 印

建物其ノ他ノ工作物移轉命令ノ件通知

貴殿所有ニ係ル東京市 區 町 番地所在ノ建物其ノ他ノ工作物ハ移轉ヲ命セラレタルモノ
ニ有之候條御承知相成度候也

第十號様式(新占有者に對する分)

第 號

年 月 日

殿

東京市長 氏

名 印

建物其ノ他ノ工作物移轉命令ノ件通知

貴殿占有ニ係ル東京市 區 町 番地所在ノ建物其ノ他ノ工作物ハ移轉命令通知書ヲ發シタルモノニ有之候條御承知相成度候也
第十一號様式(所有者に對する分)
第 號

殿
建物其ノ他ノ工作物移轉命令ノ件通知

貴殿占有ニ係ル東京市 區 町 番地所在ノ建物其ノ他ノ工作物ハ移轉命令通知書ヲ發シタルモノニ有之候條御承知相成度候也

第十一號様式(所有者に對する分)
第 號

移轉期日變更通知書

府 郡市 區 町 丁目 番地
何 某

右ニ對スル大正 年 月 日 移甲第 號ノ移轉命令中 年 月 日ヲ 年 月 日ニ變更候也

東京市長氏 名 團

第十二號様式(占有者に對する分)
第 號

移轉期日變更通知書

府 郡市 區 町 丁目 番地
何 某

年 月 日 移乙第 號通知移轉期日 年 月 日ヲ 年 月 日ニ變更シタルニ依リ通知候也

東京市長氏 名 團

乙 第二章 移轉手續

第十三號様式(所有者に對する分)

第 號

移轉命令取消書

市 區 町 丁目 番地

氏 名

號土地區劃整理ニ伴フ建物(其ノ他ノ工作物)ノ移轉命令ハ之ヲ取消

年 月 日 移甲第

シ候也

年 月 日

東京市長 氏

名 圖

第十四號様式(占有者に對する分)

第 號

移轉命令取消通知書

市 區 町 丁目 番地

氏 名

號通知土地區劃整理ニ伴フ建物(其ノ他ノ工作物)ノ移轉命令ハ之ヲ

年 月 日 移乙第

取消シタルニ依リ通知候也

年 月 日

東京市長 氏

名 圖

本市施行地區内、要移轉建物に對する移轉命令の第一次發令は大正十四年四月十六日第四十二地區内田中町の一部所在建物十五棟工作物一件に對する移轉命令十一通及同通知十七通にして、爾來引續き其の發令に努め昭和三年三月三十一日第八地區内佐柄木町外七箇町の各一部所在建物六百二十六棟工作物七件に對する移轉命令四百三十二通並同通知五百五十七通を以て一先其の發令を終りたるも、其の後移轉命令の追加、變更等ありたるに依り、同四年八月十三日第四十四地區内向島小梅町の一部

本市施行地區内、要移轉建物に對する移轉命令の第一次發令は大正十四年四月十六日第四十二地區内田中町の一部所在建物十五棟工作物一件に對する移轉命令十一通及同通知十七通にして、爾來引續き其の發令に努め昭和三年三月三十一日第八地區内佐柄木町外七箇町の各一部所在建物六百二十六棟工作物七件に對する移轉命令四百三十二通並同通知五百五十七通を以て一先其の發令を終りたるも、其の後移轉命令の追加、變更等ありたるに依り、同四年八月十三日第四十四地區内向島小梅町の一部所在建物三十棟に對する移轉命令三十二通並同通知十九通を以て最後の發令とし本手續の全部を終へたり、之を月別に示せば左の如し。

年	月	命令棟數	命令通數	命令通知通數	
大正十四年	四月	二五	一五	一九	
	五月	一九	八	七	
	六月	一〇一	二二	七	
	七月	四七三	五〇六	三六三	
	八月	一九六	二四〇	二二	
	九月	二二九	三四	二二	
	十月	五九	七二	四七	
	十一月	一、五四	一、七五	一、二〇七	
	十二月	一、〇六	一、三三	七九	
	一月	五〇一	五九	三七五	
	大正十五年 昭和元年	二月	一、〇五	一、〇四	九六
		三月	二、五〇五	二、二六八	二、二九
四月		二、四三	二、二一五	二、一四	
五月		二、六八三	二、二七二	二、〇三	
六月		二、九四	二、四三一	二、五七	
七月		二、六七三	二、二四五	二、三二	
八月		四、〇五	三、二五二	三、五〇	
九月		四、一五	三、五〇五	三、五〇	
十月		三、八六	三、三二七	三、〇一七	
十一月		五、一五	四、三八七	四、二七五	

乙 第二章 移轉手續

昭和二年											
十二月	十一月	十月	九月	八月	七月	六月	五月	四月	三月	二月	一月
六、七九五	四、九九八	七、一四五	七、三三九	一〇、三〇四	七、三六〇	一一、八〇六	一一、二二二	八、七四六	一四、一〇三	一三、九五五	九、九二〇
五、五三二	四、一〇二	五、七〇二	六、一四七	八、六〇三	六、〇二八	九、四七八	九、八三九	七、四七一	二、九五五	二、五五五	七、七三五
六、二四四	四、八三三	六、四八八	六、六三三	九、二九九	六、一四五	九、五〇四	九、六七五	七、六九九	一、五五六	二、〇二五	八、八九一
計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計
昭和三年											
一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
二五	三二	七二	二〇	九	三	六	一	六	四	三〇	一五八、三九九
一四七	三五	五四	一六	七	二	四	一	一	一	三	一三三、〇四〇
二五	二五	六五	二四	四	一	一	一	一	一	一	一三六、三六六

第四節 協議移轉

建物其の他の工作物の移轉は移轉命令を以て移轉せしむるを原則とすれども官公署所管のものに在りては事業の實施上協議移轉に依るを最も便宜としたる外、移轉の促進其の他移轉の急施を要する場合等に在りては其の所有者及占有者に於て契約不履行の虞なきことを確認し得るときは移轉命令を發せずして、之と同一の補償金を交付する條件の下に移轉契約を締結し得ることに決定したり。

前記の外左の場合に於ては特に協議移轉として之が取扱を爲したり。

一 橋臺敷隣接の建物揚方移轉

移轉命令又は其の他の手續に依り橋臺敷に隣接せる換地豫定地に一旦移轉を了したる建物にして其の後橋臺敷地々揚の影響を受け、建物の敷地が其の橋臺敷に接續する道路面より著しく低下したる

りては事業の實施上協議移轉に依るを最も便宜としたる外、移轉の促進其の他移轉の急施を要する場合等に在りては其の所有者及占有者に於て契約不履行の虞なきことを確認し得るときは移轉命令を發せずして、之と同一の補償金を交付する條件の下に移轉契約を締結し得ることに決定したり。

前記の外左の場合に於ては特に協議移轉として之が取扱を爲したり。

一 橋臺敷隣接の建物揚方移轉

移轉命令又は其の他の手續に依り橋臺敷に隣接せる換地豫定地に一旦移轉を了したる建物にして其の後橋臺敷地々揚の影響を受け、建物の敷地が其の橋臺敷に接續する道路面より著しく低下したる爲、建物の利用上宅地造成工事を必要とするに至れるものあり、蓋し一般建物移轉に關する實情は當時橋臺敷に隣接せる道路の築造を俟つの暇なく一先之を移轉せしめたるものにして、之等の建物は宅地造成工事の爲之を適當の高さに揚方を爲すこととし之に對しては更に移轉料を交付することに協議を遂げ契約を締結したり。

二 小學校本建築敷地上建物の移轉

小學校本建築敷地上に建物其の他の工作物所在し、急速之が移轉の必要あるも其の換地面積決定に至らざる爲、移轉命令に依り之を移轉せしむること能はざりしを以て、一先之を現在地より撤去し換地面積の決定を俟つて移轉を完了せしむる方法を採り之等の所有者及占有者に對しては特別なる移轉料(第三章第三節參照)を交付することに協議を遂げ契約を締結したり。

而して整理施行者に於て建物其の他の工作物の移轉に關し協議移轉に依るを適當と認めたる場合は、豫め之に要する移轉料其の他必要なる事項を調査し、其の所有者及占有者に對し協議を試み、移轉料其の他契約せむとする事項に付協議成立したるときは、之を證する爲契約書(第十五號様式)二通(整理施行者と其の費用負擔者とを異にする場合は費用負擔者を加へたる契約書三通)を作成し各一通を保管せり、尙區劃整理局長は大正十五年二月移轉料一廉千圓以下の場合に承諾書(第十六號様式)を徴し契約書の作成を省略するも差問へなきことに決定せられたり。

(第十五號様式)

建物其ノ他ノ工作物ノ移轉(除却)ニ關スル契約書

東京市 區 町 丁目 番地所在

木造鐵板葺二階建 壹棟 延 坪 合

右建物ハ土地區劃整理ノ爲メ移轉(除却)ノ必要アルヲ以テ東京市長氏名ヲ甲トシ建物所有者氏名ヲ乙トシ左ノ條項ヲ契約ス

但シ電燈、電話、瓦斯及上水道ノ設備ヲ含マス

第一條 建物及工作物ノ移轉料ハ金 ト定ム

第二條 乙ハ昭和 年 月 日迄ニ工事ニ著手シ昭和 年 月 日迄ニ現在地ヨリ撤去スヘシ

第三條 移轉ニ付テハ總テ復興事業局第 出張所長ノ指示ニ從フヘシ

第四條 乙ハ天災事變其ノ他甲ノ正當ト認ムル事由ニ依リ所定ノ期限内ニ撤去シ能ハサルトキハ遲

滯ナク其ノ事由ヲ詳記シ延期ヲ申請スルコトヲ得

第五條 乙カ第二條ノ撤去期限迄ニ撤去シ能ハサルトキ又ハ甲ニ於テ其ノ見込ナシト認メタルトキ

ハ甲ハ本契約ニ定ムル工事ノ一部又ハ全部ヲ直接施行シ仍テ生シタル材料ハ甲ノ適當ト認ムル場

所ニ集積シ其ノ保管ハ乙ニ於テ爲スモノトス

前項ノ場合ニ於テ甲ノ爲シタル工事ニ因リ乙ニ損害ヲ生スルコトアルモ甲ハ其ノ責ニ任セス且乙

ニ支拂フヘキ移轉料ハ第一條所定ノ移轉料ヨリ甲カ直接施行ニ要シタル費用ヲ控除シタル殘額ト

ス

契約物件カ火災ニ罹リタルトキハ本契約ノ全部又ハ一部ヲ解除シ得ルモノトス

第六條 乙ハ工事ニ著手セムトスルトキハ豫メ甲ニ届出ツルモノトス

工事完了シタルトキ亦同シ

第七條 第一條ノ移轉料ハ著手ノ際約半額ヲ支拂ヒ殘額ハ工事完了シ甲ニ於テ検査終了ヲ俟ツテ支

拂フモノトス第五條ノ場合モ之ニ準ス

右契約ノ成立ヲ證スル爲メ本證書貳通ヲ作り各壹通ヲ保管ス

第六條 乙ハ工事ニ著手セムトスルトキハ豫メ甲ニ届出ツルモノトス
工事完了シタルトキ亦同シ

第七條 第一條ノ移轉料ハ著手ノ際約半額ヲ支拂ヒ殘額ハ工事完了シ甲ニ於テ検査終了ヲ俟ツテ支

拂フモノトス第五條ノ場合モ之ニ準ス

右契約ノ成立ヲ證スル爲メ本證書貳通ヲ作り各壹通ヲ保管ス

昭和 年 月 日

東京市長

氏

名 印

所有者

氏

名 印

第十六號様式

承 諾 書

一 建物(又ハ工作物)ノ表示

東京市何區何町何番地所在

木造トタン葺二階建 壹棟 延坪數 何坪

右建物(又ハ工作物)ハ土地區劃整理ノ爲移轉ノ必要有之候趣ニ付テハ左ノ條件ニテ拙者ニ於テ移轉
可致候

記

一、移轉料トシテ金何程ヲ受クルコト

二、大正何年何月何日迄ニ移轉工事ニ著手シ何年何月何日迄ニ現在地ヨリ撤去スルコト但シ天災事
變其ノ他正當ノ事由ニ因リ期日迄ニ撤去シ能ハザル場合ハ東京市區劃整理局第何出張所ニ申出
延期ノ承諾ヲ受クルコト

三、前項但書ノ事由ナクシテ前項ノ期日迄ニ撤去完了セザルトキハ東京市長ニ於テ移轉ノ直轄施行
ヲ爲サル、モ異議ナキコト

乙 第二章 移轉手續

乙 第二章 移轉手續

四三六

- 四、東京市長ニ於テ移轉工事ヲ直轄施行セラレタルトキハ移轉料ハ請求セザルコト
- 五、移轉料ハ工事完了シ區劃整理局第何出張所ノ検査ヲ受ケタル上請求スルコト
但シ移轉ニ著手シタルトキハ一部前渡ヲ受クルコト
- 六、移轉ニ關シテハ總テ區劃整理局第何出張所ノ指示ニ從フコト

年 月 日

東京市何區何町何番地

何

某

東京市長

殿

(國負擔ノ分ニアリテハ復興局長官連名宛)

市長施行地區内に於て協議移轉に依りたるもの建物二千九百三十四棟、工作物二千六百九十件、動産取片付五十一件あり、内建物六百三十二棟工作物百五件は官公署の所有に係り事業實施上協議移轉に依るを便宜としたるに依り、其の他は民有にして何れも移轉急施を要する爲協議移轉を爲したるものなり、之を理由別に表示すれば左の如し。

施行理由	建物棟數	工作物件數	動産取片付數
事業實施の便宜に依るもの(官公署所管のものに限る)	六三三	一〇五	一
移轉促進の爲	一、五九九	二、五五五	五
小學校々舎新築の爲	三五三	六	一
新設街路敷に當り道路工事の爲	三〇	五	一

新設街路に電車軌道敷設の爲

護岸、架橋、覆蓋工事の爲

警察官署新築の爲

移轉計畫變更の爲

六

四

九

八

小學校々舎新築の爲
新設街路敷に當り道路工事の爲

三五二
三〇〇

五 六

新設街路に電車軌道敷設の爲
護岸、架橋、覆蓋工事の爲
警察官署新築の爲
移轉計畫變更の爲
所有者移轉速行希望に依るもの

計	二、九三四	一〇	八	九	四	六	二、六九〇	五
---	-------	----	---	---	---	---	-------	---

右表の外一旦移轉したる建物にして橋臺地々揚の影響を受け再び揚方移轉に關し任意契約に依りたる建物七百十二棟あり。

第五節 直轄移轉

建物其の他工作物の移轉にして移轉命令又は協議に依り難き場合は耕地整理法第二十七條の規定に依り之を處理したり、例へば官公署所管のものにして特に其の希望あるもの又は所有者所在不明若は所有權確認不能の場合等にして之等は移轉工事の進捗に伴ひ其必要に應じ整理施行者に於て移轉又は除却し、之に依り生じたる損害は補償したり(第三章第四節參照)

而して整理施行者に於て直轄工事を施行せむとするときは、施行期日前豫め其の所有者に對し直轄移轉に關する通知(第十七號様式)を爲したる上之を施行せり。

尙工事は通常請負に附したるが簡單なる工作物の移轉竝動産取片付等の如きは所要の人夫を使用して適宜之を整理したり。

(第十七號様式)

乙 第二章 移轉手續

乙 第二章 移轉手續
第 號

年 月 日

東事市長 氏

名 圖

移轉工事直轄施行ノ件通知

貴殿占有ニ係ル東京府東京市 區 町 丁目 番地所在別記ノ建物其ノ他ノ
 工作物ハ土地區劃整理施行ノ爲必要ニ付都市計畫法第十二條及耕地整理法第二十七條ノ規定ニ依リ東
 京市長ニ於テ 年 月 日ヨリ 年 月 日迄ノ間ニ左記換地豫定地ニ移轉可致候條右御心得可有之
 候也

一 換地豫定地東京市 區 町 丁目 番地ノ内

別 記
 坪別紙圖面ノ通

市長施行地區内に於て直轄工事を爲したるもの建物二百三棟、工作物百九件、動產取片付十四件、
 樹木移植二件同除却一件あり、之を其の理由別に内譯表示すれば左の如し。

官公署の希望に依るもの 所有者不明若は所有權確認不能に依るもの	施行理由	棟建	數物	件工作	數物	件取動	片	數付產	件樹木	數理
			二六		五		一			一
			六							

市長施行地區内に於て直轄工事を爲したるもの建物二百三棟、工作物百九件、動産取片付十四件、樹木移植二件同除却一件あり、之を其の理由別に内譯表示すれば左の如し。

施行理由	棟建	數物	件工作物	數物	件取動片	數付産	件樹木整理	數
官公署の希望に依るもの		二六		五				
所有者不明若は所有權確認不能に依るもの		二六		六		一		
協議移轉契約を履行せざるに依るもの		一五		一		二		
借地權に關する紛争に依るもの		八						
移轉命令發令後無斷建築し撤去せざるに依るもの		八						
急速移轉の要ありたるもの		六						
協議移轉に應ぜざる爲移轉計畫上に齟齬を來したるもの		四		〇				
他人の換地に築造又は堆積し撤去せざるに依るもの		四		八		二		
所有者の希望に依るもの		二		〇				
建物の所有權を放棄したるに依るもの		一						
換地外に突出せる都分を除却せざるに依るもの		一						
借地權なき建物の移轉を阻止する爲其の換地に工作物を築造し撤去せざるに依るもの		一		三				
受命建物を撤去せず換地に新築工事を開始せるに依るもの								
強制執行を妨害する爲換地に工作物を築造し撤去せざるに依るもの								
計		110		103		4		3

第三章 損害補償

第一節 概 説

區劃整理の施行に依り建物其の他の工作物の所有者又は占有者が特別都市計畫法第六條の規定に依り移轉命令又は之に關する豫告に基き移轉を爲し、或は整理施行者との契約に基き移轉を爲し、若は整理施行者に於て耕地整理法第二十七條の規定に基き直轄移轉を爲したる爲各損害を受けたるときは、都市計畫法施行令第十一條に依り東京府知事の許可を受けずして新築、改築、増築等を爲したるものを除き其の他は總て通常受くべき損害を限度とし之が補償を爲すべきものなり、而して前記許可を受けざりし建物又は工作物の所有者に在りては耕地整理法第二十九條の規定に依り其の損害の補償を請求すること能はざるものなるも移轉促進の必要上整理施行者限り特に一般の補償額より多少減額し之を移轉料として交付したり。

移轉命令又は之に關する豫告を受けたる所有者又は占有者に交付する補償金は補償審査會に於て決定し、移轉契約者に交付する移轉料は契約當事者の協議に依り決定し、耕地整理法第二十七條に基き整理施行者に於て直轄移轉したる場合に交付する補償金及許可を受けざる建物其の他の工作物の所有者並豫告を受けざる占有者に交付する移轉料は整理施行者に於て之を決定せり、而して以上其の決定金額は協議に依り決定したるものを除き他は整理施行者より之を本人に通知したり。

前記の如く移轉關係者に交付すべき補償金又は移轉料算定に當りては實地に就き物件其の他の資料の蒐集並精細なる調査を遂げ、別に定めたる各種標準を適用して之を計算したるも、特殊の建物工作物又は特別の事情あるものに對しては特に實況に應ずる様斟酌を加へたり。

補償金算定に關する資料調査は市施行地區中最も早く移轉命令の發令を開始したる第四地區第一移轉群並第四十二地區第二移轉群に付大正十四年五月之に著手したるを殆めとしそれより逐次各地區に及び、其の調査に基き補償金の算定を爲し同年六月より逐次補償審査會に原案を提出して其の決定を受け、補償審査會の決定を要せざるものに付ては關係者と協定する等相當の處理を了したり、而して